

- 防管装第2463号  
18. 3. 27
- 一部改正 防経装第7602号  
18. 7. 31
- 一部改正 防経装第288号  
19. 1. 9
- 一部改正 防経装第8415号  
19. 8. 30
- 一部改正 防経装第14892号  
23. 12. 14
- 一部改正 防経装第10514号  
25. 7. 31
- 一部改正 防官文(事)第18号  
27. 10. 1
- 一部改正 防装宁(事)第69号  
28. 3. 18
- 一部改正 防装宁(事)第383号  
令和2年9月25日
- 一部改正 防装宁(事)第116号  
令和6年3月27日

管 理 局 長  
施設等機関の長  
各 幕 僚 長  
情 報 本 部 長 殿  
技 術 研 究 本 部 長  
契 約 本 部 長  
防 衛 施 設 庁 長 官

事 務 次 官

装備品等類別実施細則について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので通達する。

なお、装備品等類別実施細則（装管第2999号。9. 6. 1）は廃止する。

添付書類：装備品等類別実施細

## 装備品等類別実施細則

### 目 次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 幕僚長が作成する類別資料等の作成の方法及び提出の手続き等

第1節 類別資料（第6条－第10条）

第2節 類別資料等に対する処置（第11条－第14条）

第3節 補助品目名（第15条・第16条）

第4節 防衛省カタログの送付等（第17条・第18条）

第3章 大臣官房長等が作成する類別資料等の作成の方法及び提出の手続き等準用規定（第19条）

第4章 雑則（第20条）

### 第1章 総 則

#### （目的）

第1条 この細則は、装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号。以下「訓令」という。）第5条第2項及び第3項の規定に基づく類別資料の構成、訓令第6条第4項の規定に基づく品目名の命名の方法、訓令第7条の規定に基づく品目の属する分類区分案の作成方法、訓令第12条の規定に基づく類別資料及び改定資料の作成方法、提出の手続その他必要な細目並びに訓令第13条の規定に基づく取扱い品目の報告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （用語の意義）

第2条 用語の意義は、訓令の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「供与品等品目」とは、供与品等に係る品目をいう。
- (2) 「国産品目」とは、供与品等以外の装備品等に係る品目をいう。
- (3) 「使用機関」とは、別表に定める機関をいう。
- (4) 「大臣官房長等」とは、大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官をいう。
- (5) 「同等生産品」とは、訓令第6条の2第1項に規定する供与品等であ

って、日本国内で生産されたものをいう。

- (6) 「取扱い報告資料」とは、訓令第13条第1項第1号に規定する取扱い品目の報告（以下「取扱い報告」という。）をするために用いる資料をいう。
- (7) 「取扱い廃止報告資料」とは、訓令第13条第1項第2号に規定する取扱い品目の報告をするために用いる資料をいう。
- (8) 「類別資料等」とは、類別資料、取扱い報告資料、取扱い廃止報告資料及び防衛省のカタログの改定を行うために必要な資料（以下「カタログ改定資料」という。）をいう。
- (9) 「品目識別基準」とは、訓令第2条第3号に規定する「記述型式」のうち、機械処理のため定められた基準をいう。
- (10) 「連邦指定品名索引」とは、訓令第2条第3号の連邦カタログ制度において定められている索引をいう。
- (11) 「防衛省指定品名索引」とは、防衛大臣が連邦指定品名索引に準じて定めた索引をいう。
- (12) 「NATO指定品名索引」とは、訓令第2条第3号のNATOカタログ制度において定められている索引をいう。

（類別資料等の作成）

第3条 幕僚長等は、使用機関ごとに類別資料、取扱い報告資料又は取扱い廃止報告資料を作成するものとする。ただし、類別資料を作成する場合において該当する使用機関が2以上あるときは、そのうち最も適切な1の使用機関に限るものとする。

2 幕僚長等は、自ら防衛大臣に取扱い報告を行っている品目についてのみカタログ改定資料を作成するものとする。

（防衛省指定品名の指定等）

第3条の2 防衛大臣は、必要と認める場合は、防衛省指定品名（防衛省指定品名索引に記載される指定品名をいう。この条において同じ。）の指定、指定変更又は指定取消し（以下「指定等」という。）を行う。

2 幕僚長等は、防衛省指定品名の指定等を必要とする場合は、防衛省指定品名（指定・指定変更・指定取消し）案を作成し、防衛装備庁長官へ提出するものとする。

3 防衛装備庁長官は、防衛省指定品名の指定等を必要とする場合又は幕僚長等から前項に規定する防衛省指定品名案が提出された場合は、防衛大臣

に申請するものとする。

(製造者記号の付与等)

第4条 防衛装備庁長官は、必要と認める製造者等ごとに製造者記号を付与する。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により付与した製造者記号について、必要があると認めるときは、これを変更又は廃止する。

3 防衛装備庁長官は、前2項の規定により製造者記号を付与、変更又は廃止した場合は、当該製造者等の名称、所在地及び製造者記号を幕僚長等に通知する。

4 幕僚長等が類別資料等に記載する製造者記号は、前項の規定により通知された製造者記号によるものとする。

5 幕僚長等は、製造者記号の付与、変更及び廃止を必要とする場合は、製造者記号(付与・変更・廃止)資料を防衛装備庁長官に提出するものとする。

(訓令の適用除外に関する申請)

第5条 幕僚長等は、訓令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる装備品等以外の装備品等について訓令による類別をすることが適当でない認められる場合は、理由を付して当該装備品等について訓令の適用除外の申請を防衛大臣に行うものとする。

## 第2章 幕僚長が作成する類別資料等の作成の方法及び提出の手続等

### 第1節 類別資料

(類別資料の構成)

第6条 訓令第5条第2項に規定するその他別に防衛大臣が定める資料は、国産品目又は供与品等品目に係る資料から成るものとする。

(品目識別案における品目名)

第7条 訓令第6条第4項に規定する品目識別案における品目名は、次項以下の規定により選定又は命名したところによるものとする。

2 訓令第6条第4項本文に規定する該当する指定品名がある場合とは、防衛省指定品名索引、連邦指定品名索引又はNATO指定品名索引に記載されている指定品名に係る品目の特性に該当するものがある場合をいう。こ

の場合において、防衛省指定品名索引、連邦指定品名索引又はN A T O指定品名索引のいずれか2以上に該当するものがあるときは、N A T O指定品名索引に該当する指定品名がある場合にあっては当該指定品名を、N A T O指定品名索引に該当する指定品名がない場合にあっては防衛省指定品名索引又は連邦指定品名索引に記載されている指定品名のうち最も適切と認められるものを品目名として選定するものとする。

- 3 訓令第6条第2項の規定により品目識別案を作成する場合において、前項の規定により該当する指定品名がない場合の品目名の命名は、1の品名主部及び2以下（医薬品及び化学薬品に係る品目名の場合は3以下）の品名形容部によって構成した品名の案を、品目名とするものとする。
- 4 訓令第6条の2第1項の規定により品目識別案を作成する場合において、第2項の規定により該当する指定品名がなく、かつ、連邦カタログ制度及びN A T Oカタログ制度において命名されている品目名が確認されないときは、米陸軍省等が作成したカタログその他これに類する図書に記載されている品名のうち最も適切と認められるものを使用するものとする。ただし、これにより難いときは、前項の規定に準じて構成した品名の案を使用するものとする。

（品目識別案の形式）

第8条 品目識別案は、次の各号に掲げる形式に区分するものとする。

- (1) 1形式 品目を一つの生産品目に限定する必要がないときに適用する形式であり、品目識別基準による品目の特性が記録されたものをいう。
- (2) 1A形式 品目を一つの生産品目に限定する必要があるときに適用する形式であり、品目識別基準による品目の特性及び品目の参考番号が記録されたものをいう。
- (3) 1B形式 1A形式とほぼ同じであるが同一の参考番号が二つ以上の品目を表し、それのみでは識別できないとき、それを区分する技術上の特性が付記されたものをいう。
- (4) 2形式 訓令第6条の2第1項の規定又はN A T Oカタログ制度参加国からのN C S国産品の類別依頼により作成する場合であつて、品目の特性の記録がないものをいう。
- (5) 4形式 1形式とほぼ同じであるが、品目の特性が一部記録されていないものをいう。

(6) 4 A形式 1 A形式とほぼ同じであるが、品目の特性が一部記録されていないものをいう。

(7) 4 B形式 1 B形式とほぼ同じであるが、品目の特性が一部記録されていないものをいう。

(品目の属する分類区分案)

第9条 訓令第5条第2項に規定する国産品目の属する分類区分案は、別冊分類区分表に定める小分類区分の中から品目名及び品目の特性に該当する1の区分を選定し、当該小分類区分の分類番号により表示するものとする。

2 訓令第5条第2項に規定する供与品等品目の属する分類区分案は、当該品目の品目識別におけるナショナル物品番号又はNATO物品番号の上位4けたの番号により表示するものとする。

(品目識別案に引用した資料の提出)

第10条 幕僚長は、仕様書又は規格その他の資料（以下「類別引用資料」という。）を品目識別案に引用した場合は、当該類別引用資料を防衛装備庁長官に提出するものとする。

## 第2節 類別資料等に対する処置

(類別資料等の返却)

第11条 防衛装備庁長官は、提出された類別資料等を審査し、これを適切でないと認める場合は、理由を付し、当該類別資料等を提出した幕僚長に返却する。

2 幕僚長は、前項の規定により類別資料等を返却された場合は、防衛装備庁長官が再提出を要求するものについて、すみやかに類別資料等を修正して再提出するものとする。

(カタログ改定資料及び取扱い廃止報告資料の提出の指示)

第12条 防衛大臣は、必要と認める場合は、幕僚長にカタログ改定資料又は取扱い廃止報告資料の提出を指示する。

2 幕僚長は、前項の規定によりカタログ改定資料又は取扱い廃止報告資料の提出を指示された場合は、すみやかに当該資料を作成し、提出するものとする。

(意見の聴取)

第13条 防衛大臣は、次の各号に掲げる場合において、必要と認めるときは、幕僚長の意見を徴する。

- (1) 品目を設ける場合
- (2) 品目識別又は品目の属する分類区分を改定する場合
- (3) 品目を廃止する場合
- (4) 品目識別基準を定める場合
- (5) 指定品名を定める場合
- (6) その他の場合

2 幕僚長は、前項の規定により意見を求められた場合は、すみやかに防衛大臣に意見を提出するものとする。

(供与品等品目に同等生産品が属している場合の処置)

第14条 防衛装備庁長官は、幕僚長が提出した類別資料及びカタログ改定資料のうち当該品目に同等生産品が属している旨を表示した供与品等品目が含まれている場合において、必要と認めるときは、当該表示をした幕僚長に同等生産品についての調査を求めるものとする。

### 第3節 補助品目名

(補助品目名案)

第15条 幕僚長は、補給業務に使用する文書及びカタログその他これに類する図書に使用するため訓令第10条に規定する補助品目名を必要とする場合は、補助品目名案を作成し、これを防衛装備庁長官に提出するものとする。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により幕僚長から提出された補助品目名案を審査し、これを適切と認める場合は、当該補助品目名案を防衛大臣に提出するものとする。

(補助品目名案の作成)

第16条 前条の補助品目名案を作成する場合は、原則として1の品名主部及び2以下(医薬品及び化学薬品に係る補助品目名案の場合は、3以下)の品名形容部により構成し、品名主部、品名形容部の順に配列するものとする。

#### 第4節 防衛省カタログの送付等

(防衛省カタログの送付)

第17条 防衛装備庁長官が、訓令第14条第1項の規定により防衛省カタログを作成した場合は、当該カタログ及び必要な目録等を幕僚長に送付するものとする。

(防衛省カタログ送付の申請)

第18条 幕僚長は、防衛省カタログを必要とする場合は、防衛装備庁長官に送付の申請を行うものとする。

2 防衛装備庁長官は、前項の申請に基づき、必要と認める場合は、防衛省カタログを当該幕僚長に送付する。

#### 第3章 大臣官房長等が作成する類別資料等の作成の方法及び提出の 手続等

(準用規定)

第19条 第10条、第13条、第15条から第18条までの規定は、大臣官房長等が、類別引用資料の提出を行う場合、防衛大臣から意見の聴取を受け意見の提出を行う場合、補助品目名案を作成し提出する場合、防衛省カタログの送付の申請を行う場合及び防衛省カタログ等の送付を受ける場合に準用する。

#### 第4章 雑 則

(委任規定)

第20条 この細則に定めるもののほか、類別業務の処理に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

装備品等類別実施細則（別冊）

# 分 類 区 分 表

防衛装備庁調達管理部

## 目 次

大分類 番 号	大分類名称	(頁)
1 0	武器 .....	1
1 2	射撃管制装置 .....	2
1 3	弾薬及び火薬類 .....	4
1 4	誘導弾 .....	9
1 5	航空機及び航空機体構造構成品 .....	1 1
1 6	航空機用 {構成品・アクセサリ} .....	1 2
1 7	航空機用 {射出・着陸・地上支援} 用器材 .....	1 5
1 9	船舶、小舟艇、ポンツーン及び浮きドック .....	1 7
2 0	船体ぎ装品、船用品及び海上用品 .....	1 9
2 2	鉄道用器材 .....	2 0
2 3	地上用車両、自走車両、トレーラ及び自転車 .....	2 1
2 4	トラクタ .....	2 4
2 5	車両構成品 .....	2 5
2 6	タイヤ及びチューブ .....	2 6
2 8	エンジン、タービン及び構成品 .....	2 7
2 9	エンジンアクセサリ .....	2 9
3 0	機械的動力伝導装置 .....	3 1
3 1	軸受け .....	3 2
3 2	木工用機器 .....	3 3
3 4	金属加工用器材 .....	3 4
3 5	{サービス・商業} 用器材 .....	3 7
3 6	特殊工業用器材 .....	3 8
3 7	農業用機器 .....	4 1
3 8	{建設・鉱山・掘削・道路整備} 用機械 .....	4 2
3 9	物資取扱い用器材 .....	4 3
4 0	ロープ、ケーブル、チェーン及びその取付金具 .....	4 4
4 1	{冷凍・空気調節・空気循環} 装置 .....	4 5
4 2	{消火・救命・安全} 用器材及び環境保護用器材及び用具 .....	4 8
4 3	ポンプ及び圧縮機 .....	4 9
4 4	{炉・蒸気設備・乾燥} 器材及び原子炉 .....	5 0
4 5	{配管・暖房・廃棄物処理} 用器材 .....	5 1
4 6	{浄水・汚水処理} 器材 .....	5 2
4 7	パイプ、チューブ、ホース及びその取付金具 .....	5 3
4 8	弁 .....	5 4
4 9	{整備・修理} 工場用器材 .....	5 5
5 1	工具 .....	5 8
5 2	計測工具 .....	5 9
5 3	金物類及び研磨材 .....	6 0

大分類  
番 号

大分類名称

(頁)

5 4	組立式構造物及び足場 .....	6 4
5 5	木材、木工品、合成及び化粧板 .....	6 5
5 6	{建設・建築} 材料 .....	6 6
5 8	{通信・探知・収束放射線} 器材 .....	6 7
5 9	{電気・電子} 機器構成品 .....	7 0
6 0	光ファイバ用 {材料・構成品・組部品・アクセサリ} .....	7 3
6 1	電線及び {電力・配電} 用器材 .....	7 5
6 2	照明器具及びランプ .....	7 7
6 3	{警報・信号・危険探知} 装置 .....	7 8
6 5	{医・歯・獣医} 科用装置及び用品 .....	7 9
6 6	計器及び試験用装置 .....	8 1
6 7	写真器材 .....	8 4
6 8	化学 {薬品・製品} .....	8 5
6 9	教材及び訓練器材 .....	8 6
7 0	自動データ処理装置 (ファームウェアを含む)、ソフトウェア、 消耗品及び維持備品 .....	8 7
7 1	家具 .....	9 0
7 2	{住居・市販} 用 {調度品・器具} .....	9 1
7 3	{調理・配ぜん} 用器材 .....	9 2
7 4	事務用機械、文書処理システム及び視覚記録装置 .....	9 3
7 5	事務 {用品・用具} .....	9 4
7 6	図書、地図及びその他の刊行物 .....	9 5
7 7	楽器・蓄音機及び家庭用ラジオ .....	9 6
7 8	{娯楽・運動} 用具 .....	9 7
7 9	掃除 {用品・用具} .....	9 8
8 0	ブラシ、ペイント、密閉剤及び接着剤 .....	9 9
8 1	容器及び荷造り材料 .....	1 0 0
8 3	繊維、皮革、毛皮 {衣服・靴} 用付属品、天幕及び旗 .....	1 0 2
8 4	被服、個人装具及び記章 .....	1 0 3
8 5	化粧品類 .....	1 0 5
8 7	農業用品 .....	1 0 6
8 8	生き物 .....	1 0 7
8 9	食糧 .....	1 0 8
9 1	燃料、潤滑油、油脂及びワックス .....	1 0 9
9 3	非金属加工材料 .....	1 1 0
9 4	非金属粗製材料 .....	1 1 1
9 5	金属 {棒・板・形状} .....	1 1 2
9 6	鉱石、鉱物及びその一次製品 .....	1 1 3
9 9	その他のもの .....	1 1 4

- 1 この分類区分表においては、分類区分として大分類区分と小分類区分を設け、大分類区分及び小分類区分をそれぞれ分類区分の番号順に掲載する。  
また、必要に応じて、大分類区分の表題の下に注を付して、当該大分類区分の範囲について補足的説明を加えるとともに、小分類区分の「摘要」欄に「含むもの」及び「除くもの」のおもなものを示して、当該小分類区分の範囲を明らかにしている。
- 2 この分類区分表において用いる次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に示すとおりとする。

用語	説明
機器	機械及び器具の総称をいう。 例：木工機械及び木工機械用工具の総称である木工用機器
器械	機器のうち、特に小規模若しくは精密な機械又は複雑な機能を持つ器具をいう。 例：ロビンソン風力計、顕微鏡
器材	機器、装置及びそれらの関連資材の総称をいう。 例：カメラ、撮影用投光装置、フィルム等の総称である写真器材
単一部品	単体又は単体の結合体であって破壊しないでは分解できない部品をいう。（英語：P a r t） 例：ボルト、電子管
小組部品	2以上の単一部品からなり、組部品又はユニットの一部を構成するもので、それ自体を単位として交換可能であることをいう。（英語：S u b a s s e m b l y） 例：自動車のリング付きピストン、電話機のダイヤル
組部品	多数の単一部品又は小組部品からなり、一定の機能を持ち、通常、最終品目の一部を構成し、それ自体を単位として交換可能であることをいう。（英語：A s s e m b l y） 例：自動車の前照燈、航空機のエンジン
最終品目	単体又は2以上の単体で構成された結合体であって、それ自体で直ちに最終目的の用途に使用できるものをいう。（英語：E n d i t e m） 例：消しゴム、トラック
ユニット	単一部品、小組部品及び組部品を、それぞれ又はこれらを相互に組み合わせて一体としたもの、又は一つの組部品であって、使用する位置が変わっても通常独立して作動する能力を有するものをいう。（英語：U n i t） 例：電動機、内燃機関
構成品	小組部品、組部品又は最終品目を構成するそれぞれの部品をいう。（英語：C o m p o n e n t） 例：航空機の翼、工具セットの内容品

用語	説明
アクセサリ	<p>他の組部品、ユニット又はセットとともに用いてこれらを補足するように設計された単一部品、小組部品又は組部品であって、他の組部品、ユニット又はセットの基本的機能を拡張又は変化することなく、それらの有効性に貢献するものをいう。（英語：A c c e s s o r y）</p> <p>例：自動車の後写鏡、自動車のヒータ</p>
アタッチメント	<p>他の組部品、ユニット又はセットとともに用いるように設計された単一部品、小組部品又は組部品であって、他の組部品、ユニット又はセットの基本的機能を拡張又は変化することによって、それらの有効性に貢献するものをいう。（英語：A t t a c h m e n t）</p> <p>例：小銃に接合して用いられるてき弾発射筒、クレーンに接合して用いられるフロントショベル</p>
セット	<p>1 又はそれ以上のユニット及びこれに必要な単一部品、小組部品又は組部品を組み合わせて、1 の機能を遂行できるようにしたものをいう。（タイヤセット又は工具セットのように類似した部分品の集合体をいうこともある。）（英語：S e t）</p> <p>例：ケーブル、マイクロフォン及び測定機器のような単一部品、組部品及びユニットからなる音響測定セット</p>
キット	<p>特定行為を遂行するために必要な補用部品（補用部品とは、装備品等の整備に必要な単一部品、小組部品及び組部品をいう。）、材料、消耗品又は器具を一組にしたものをいう。（英語：K i t）</p> <p>例：気化器修理部品キット、遭難パイロット生存用品キット</p>
アウトフィット	<p>特定の任務を遂行するのに必要な個人用特殊装備品等の一式をいう。（英語：O u t f i t）</p> <p>例：操縦士用アウトフィット</p>

- 3 この分類区分表における名称の記載要領は、次のとおりとする。
- (1) 各名称の区切りは、「、」を使用する。  
なお、区切りの「、」の中で並列する数個の名称の区切りには、「・」を使用する。
- 例1：機関銃、銃剣  
例2：探照燈塔、管制塔、アンカーレール・タイロット・プレース・ステップス・張網組部品等の組立て式塔構成品、塔用特殊金物
- (2) 共通部分を有する類似した数個の名称は、そのうちの相違する部分を取りまとめて「中かっこ」内に「・」により区別して例記し、共通の部分を「中かっこ」外に記す。
- 例1：「魚雷発射装置及び爆雷発射装置」は、「{魚雷・爆雷}発射装置」  
例2：「エンジン用空気フィルタ、エンジン用空気ストレーナ、エンジン用オイルフィルタ及びエンジン用オイルストレーナ」は、「エンジン用{空気・オイル}{フィルタ・ストレーナ}」
- (3) 1の機器等が2以上の機能を有するときは、それぞれを表わす名称のうち相違する部分を取りまとめて「中かっこ」内に「-」によって列記し、共通部分を外に記す。
- 例：「タイヤ及びチューブのいずれをも修理できるキット」は、「{タイヤチューブ}修理キット」
- 4 この分類区分表においては、大分類区分及び小分類区分を、それぞれ大分類及び小分類と略称する。
- 5 この分類区分表の摘要欄に「補給業務等の参考に資するために表示しているものである。」と注記してある分類区分は、当該分類区分に属する装備品等が、装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）第2条第2号の規定に基づき、類別の対象から除外されているため防衛省カタログに使用しないものである。

# 大分類 10

# 武器

注： この大分類は、攻撃及び防御武器を含む。 大分類12又は、大分類58に分類される {射撃管制・暗視} 装置は、この大分類から除外する。

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
1005	口径30mmまでの{銃・砲}	(含) 機関銃、{機関銃・けん銃} 用ブラン (除) 航空機砲塔
1010	口径30mmを越えて75mm未満の砲	(含) 閉鎖機構、砲架、てき弾発射筒、薬きょう、{単発手動・半自動・自動} 式火器
1015	口径75mmから125mmまでの砲	(含) 閉鎖機構、砲架、装てん機
1020	口径125mmを越えて150mmまでの砲	(含) 閉鎖機構、動力装置、砲の盾
1025	口径150mmを越えて200mmまでの砲	(含) 砲床、砲架、砲の盾
1030	口径200mmを越えて300mmまでの砲	(含) 砲のヨーク、装てん機、リフレクタ
1035	口径300mmを越える砲	(含) 閉鎖機構、旋回装置、動力装置
1040	化学 {武器・装置}	(含) 火炎放射機、発煙機
1045	{魚雷・爆雷} 発射装置	(含) 爆雷投下軌条、魚雷発射管
1055	{ロケット弾・火工品} 発射装置	(含) 航空機搭載用ロケット弾発射装置で、誘導弾の発射にも適するもの。 (除) 特殊設計の航空機搭載用誘導弾発射装置、投下可能のロケット弾発射装置、特定の航空機機体用に設計された発射装置のフェアリング、小銃てき弾発射筒、てき弾発射筒、薬きょう、{単発手動・半自動・自動} 式火器
1070	防潜網及び防材	注： 港湾防備用の防潜網及び防材だけを、この分類番号に分類する。
1075	{消磁・掃海} 器材	
1080	{偽装・欺騙} 用器材	(含) 欺 {砲・航空機・車両}、偽装網
1090	2以上の分類番号の武器にそれぞれ互換性のある組部品	(含) 大分類「10」の2以上の分類番号に分類される武器の構成品及びアクセサリ
1095	その他の武器	(含) もやい銃、カタパルトガン、銃剣、礼砲、信号照明銃、信号銃、照明弾、阻塞気球、この大分類に分類される武器に用いられ、この他の分類番号のいずれの分類番号にも分類されないアクセサリ、消耗性の爆弾供給器

## 大分類 1 2

## 射撃管制装置

注：射撃管制装置の組部品、小組部品及び構成品は、次のように分類する。

- 1 次の各号の1に該当するものは、この大分類のそれぞれ該当する分類番号に分類する。
  - (1) 数種の用途に使えるように設計された射撃管制装置の組部品、小組部品及び構成品
  - (2) 誘導弾遠隔管制装置と共用するように改修された射撃管制装置の組部品、小組部品及び構成品
  - (3) 艦船専用誘導弾遠隔管制装置専用に設計された射撃管制装置の組部品、小組部品及び構成品
  - (4) 射撃管制装置専用に設計されたレーダ機器の組部品、小組部品及び構成品
  - (5) 昼間視察と夜間視察のできるものが一つの完成ユニットになっている射撃管制装置の組部品、小組部品及び構成品
- 2 航空機〔射・爆〕撃管制専用に設計されたものは、それぞれ分類番号1 2 7 0又は、分類番号1 2 8 0に分類する。
- 3 誘導弾遠隔管制装置専用に設計された射撃管制装置の組部品、小組部品及び構成品は、分類番号1 4 3 0に分類する。ただし、艦船専用型は除く。
- 4 射撃管制装置又は、通信用機器のいずれにも使えるように設計された射撃管制用の組部品、小組部品及び構成品は、大分類5 8のそれぞれ該当する分類番号に分類する。
- 5 暗視用に設計された射撃管制装置の組部品、小組部品及び構成品は、大分類5 8のそれぞれ該当する分類番号に分類する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
1 2 1 0	射撃管制装置用方位盤	
1 2 2 0	射撃管制装置用計算〔照準器・装置〕	
1 2 3 0	射撃管制装置一式	注： 完備した射撃管制装置だけを、この分類番号に分類し、射撃管制装置用の個々の完備した装置（例えば、単独の最終品目、組部品、単一部分品、アタッチメント又は、アクセサリ）は、この分類番号から除外する。
1 2 4 0	光学的〔照準・測距〕機器	(含) 潜水艦用潜望鏡、〔測距・測高〕ファインダ、眼鏡照準具、射撃管制装置に組み込まれる光学機器
1 2 5 0	射撃管制用安定機構	
1 2 6 0	射撃管制用〔指令・指示〕機器	(含) 〔砲塔・砲・魚雷発射管・探照燈〕指示用機器、目標指示用機器、同期装置
1 2 6 5	射撃管制用〔送・受〕信機器 (航空機搭載用を除く。)	(含) 射撃管制用〔送信・受信・送受信・受信調整〕機 (除) 射撃管制レーダ機器専用に設計された射撃管制用〔送・受〕信機器
1 2 7 0	航空機用射撃管制装置構成品	(含) 航空機砲塔、特殊設計の計算機、完備したジャイロ装置 (除) ガンチャージャ、弾薬箱、ガンヒータ、リンクシユート、アムニッションブースタ(送弾加速器)、ジャイロ構成品、完備した射撃管制装置

分類番号	分類名称	摘要
1280	航空機用爆撃管制装置構成 品	(含) 特殊設計の計算機、ジャイロ装置、爆撃管制用光学機器 (除) ジャイロ構成部品、レンズ・プリズム・フィルタ光学部品
1285	射撃管制用レーダ装置(航空機搭載用を除く。)	(含) 射撃管制装置専用に設計されたレーダ {セット・組部品・小組部品・構成部品}
1287	射撃管制用対潜測音機器	注： 水中射撃管制装置専用に設計された {航空機・艦船・潜水艦} 搭載用対潜測音装置のセット、組部品、小組部品及び構成部品は、この分類番号に分類する。
1290	その他の射撃管制装置	(含) 信管測合器、武器用ケーブル装置、方向板、{光・音} 距離測定セット、この大分類「12」のいずれの分類番号にも分類できない射撃管制用 {構成部品・小組部品}

## 大分類 13

## 弾薬及び火薬類

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
1305	口径30mmまでの{銃・砲}用弾薬	(含) 構成品
1310	口径30mmを越えて75mm未満の火砲用弾薬	(含) 信管・火管を除く構成品 (除) 信管・火管
1315	口径75mmから125mmまでの火砲用弾薬	(含) 信管・火管を除く構成品、信号照明弾 (除) 信管・火管
1320	口径125mmを越える火砲用弾薬	(含) 信管・火管を除く構成品 (除) 信管・火管
1325	爆 弾	(含) 構成品、写真用せん光爆弾、集束爆弾
1330	てき弾	(含) 構成品、手榴弾、小銃てき弾、発煙てき弾 (除) 発射装置
1336	誘導弾弾頭及び爆薬構成品	(含) 訓練用誘導弾弾頭 (除) 誘導弾以外のすべての弾頭、液体推進ユニット、ロケットエンジン(液体推進ユニット)、補助ロケットユニット、誘導弾用ロケット推進機(固体推進ユニット)、固体燃料推進ユニット、誘導弾推進装置の中に完成部分品として組込まれる消耗性容器(例えば、点火管、薬きょう等)入りの推進剤。
1337	誘導弾爆発推進装置、固体燃料及びその構成品	(含) 発射薬を装てんした誘導弾用のロケット推進機(固体推進剤ユニット)、誘導弾固体燃料推進ユニット用のすべての爆発構成品、誘導弾推進装置の中に完成部品として組込まれる消耗性容器(例えば、爆管、薬きょう等)入りの固体推進剤 (除) 演習弾又は、擬製弾の誘導弾用のロケット推進機(固体推進剤ユニット)、誘導弾個体推進ユニット用のすべての訓練用(非爆性)構成品、誘導弾実用頭部及びその構成品、ロケット推進ユニット、ロケット用のロケット推進機(固体推進剤ユニット)、使用量及び品質の決まっている反復使用可能の容器入りの固体推進剤
1338	誘導弾訓練用推進装置、固体燃料及びその構成品	(含) 演習弾又は、擬製弾の誘導弾用のロケット推進機(固体推進剤ユニット)、誘導弾固体推進ユニット用のすべての訓練用(非爆性)構成品 (除) 発射薬を装てんした誘導弾用のロケット推進機(固体推進剤ユニット)、誘導弾実用頭部及びその構成品、ロケット推進ユニット、ロケット用のロケット推進機(固体推進剤ユニット)

分類番号	分類名称	摘要
1340	ロケット、ロケット弾及びロケット構成品	(含) 完成弾、実用頭部を含む爆発構成品、信号照明ロケット、固体燃料の補助ロケット、ロケット用のロケット推進機(固体推進剤ユニット)、ロケット実用頭部の保護筒、投下可能なロケット弾発射装置、特定環境条件用{キット・セット}、その他のいずれにも分類されない特殊構成品 (除) 誘導装置を内蔵したロケット、ロケット以外のすべての実用頭部
1345	地雷	(含) 構成品、対人地雷、対戦車地雷、信管
1346	遠隔制御弾薬類	注： 隊員が携行し使用するものではなく、将来的な活動のための機能を持った弾薬類及びシステムであり、分割しての隊員による運搬又は、車両、航空機により設置される。遠隔制御装置又は、自己起爆装置が備えられ、起爆等のための隊員による監視の必要がない。本区分の品目はすべて遠隔操作による起動及び解除が可能である。信管、{安全・武装}装置、自己破壊機能、通信モジュール、指揮制御装置等多様の構成品の複合体である。
1350	機雷の非爆発性構成品	(含) 落下傘包、装てんしない機雷管体、伝爆薬管、遅動時計、時計発動装置、感応コイル、伸張器
1351	機雷の爆発性構成品	(含) 装てん済みの機雷管、伝爆薬、雷管
1352	機雷除去装置	注： 炸薬を持たない機雷除去装置。主たる使用目的は機雷の掃討や捜索であり、訓練目的にも使用される。 (含) 完備した機雷捜索装置、構成部品、{演習・訓練}用品、空砲、擬製弾等 (除) 炸薬等を持たない魚雷の構成品、爆雷及び機雷
1353	機雷爆破除去装置	注： 炸薬を含む、完備した爆破装置。船舶又は、他の遠隔地から標的に導き、爆発する。 (含) 完備した爆破装置、弾薬、爆発及び構成部品 (除) 機雷の爆発性構成品(分類番号1351)、魚雷の爆発性構成品(分類番号1356)、軍用化学剤(分類番号1365)
1355	魚雷の非爆発性構成品	
1356	魚雷の爆発性構成品	(含) 弾頭、伝爆薬、雷管
1360	爆雷の非爆発性構成品	(含) 非爆破装置、雷管なしの爆破装置、伸張器
1361	爆雷の爆発性構成品	(含) 装てん済みのケース、伝爆薬、雷管
1365	軍用化学剤	(含) 特殊化学剤、発煙剤、{焼い・ゲル化}剤、信号用発煙剤 (除) 弾薬を含む軍用化学剤

分類番号	分類名称	摘要
1367	戦術 {セット・キット・アウトフィット}	注： 特殊な目的に使用される品目の集合体である。 セット等の中には大分類13に区分される弾薬類を1項目以上含み、含まれる弾薬類は非殺傷性のものである。 被服、個人装備火器、防弾チョッキ等が含まれる。 セット等の各構成部品は分類番号1367ではなくそれぞれの分類番号に属する。
1370	火工品	(含) 照明筒、信号筒、煙火、火せん (除) 信号照明弾、写真用せん光爆弾、信号照明ロケット
1375	爆破材料	(含) 紙薬きょう又は、薬のうに包装されたダイナマイト、その他の爆薬・爆破薬・爆破用雷管・導火線・爆破用発火装置等の {構築・採石・爆破} 作業用品、仕掛地雷装置、破壊筒、発火器・雷管装着線・導爆線クリップ等の非爆発性 {用具・構成部品} (除) 液体推進燃料・酸化剤、誘導弾推進装置の中に完成部品として組み込まれる消耗性容器入りの固体推進剤誘導弾爆発装置、衝撃薬きょう・延期薬きょう・航空機座席射出装置・航空機キャノピリムーバ、その他の航空機安全装置用 {爆発性品目・装置}、使用量及び品質の決まっている反復使用可能の容器入りの固体推進剤、{ロケット・誘導弾} {推進機・実用頭部・推進部}
1376	爆薬	(含) 使用量及び品質の決まっている反復使用可能の容器入りの固体推進剤、爆発装てん {装置・構成部品} (除) 液体推進燃料・酸化剤、誘導弾推進装置の中に完成部品として組み込まれる消耗性容器入りの個体推進剤誘導弾爆発装置、爆破材料、衝撃薬きょう・延期薬きょう・航空機座席射出装置・航空機キャノピリムーバの他の航空機安全装置用 {爆発性品目・装置}、{ロケット・誘導弾} {推進機・弾頭・推進部}、その他類似品目

分類番号	分類名称	摘要
1377	薬きょう、推進薬起爆装置及びその構成部品	<p>注： 推進薬（薬きょう入り又は、成形されたもの）と起爆装置からなり、他の装置に組み込み又は、取り付けて、その装置を操作（操作手順において、時間延期を必要とするか否かに関わらない。）するのに必要なエネルギーを供給するように設計された航空機安全装置用爆発性品目は、この分類番号に分類する。 また、上記品目によって発生したエネルギーを利用するように設計された装置も含まれる。</p> <p>(含) 衝撃薬きょう・延期薬きょう、エンジン始動薬きょう（火薬装てん）、消火薬きょう（通常、遠隔操縦装置によって操作する。）、航空機座席射出機、航空機座席射出機用のロケット推進機（固体推進剤ユニット）、航空機キャノピリムーバ、推進薬・薬きょうにより作動されるスラスト、起爆管、爆発ボルト薬きょう、リーフィングラインカッタ、火薬起爆器付き薬きょう、他のいずれの分類番号にも分類されない爆発装てん {装置・構成部品}</p> <p>(除) 液体推進燃料・酸化剤、誘導弾推進装置の中に完成部品として組み込まれる消耗性容器入りの固体推進剤誘導弾爆発装置、使用量及び品質の決まっている反復使用可能な容器入りのばら・固体の推進剤、{ロケット・誘導弾} {推進機・弾頭・推進部}、爆破破材料</p>
1385	{地上・水上} 用爆発物処理工具及び器材	<p>注： 爆発物処理（EOD）の有資格者専用 {作製・使用} される {工具・器材} だけを、この分類番号に分類する。</p> <p>(除) EODの有資格者専用で作製されている特殊工具以外の {工具・器材}、特殊破壊材料、指向性爆薬</p>
1386	{水中用爆発物処理・浮遊武器} 用工具及び器材	<p>注： {爆発物処理（EOD）・水中破壊班（UDT）・海一空一地（SEAL）の有資格者専用} {作製・使用} される {工具・器材} だけを、この分類番号に分類する。</p> <p>(除) {EOD・UDT・SEAL} の有資格者専用で作製されている特殊工具以外の工具、特殊破壊材料、指向性爆薬</p>
1390	信管及び火管	<p>注： 分類番号（1310・1315・1320）に分類される弾薬用の信管及び火管だけを、この分類番号に分類する。</p> <p>(除) 分類番号（1310・1315・1320）に分類されない弾薬用の信管・雷管・火管</p>
1395	その他の弾薬及び火薬類	<p>(含) 弾薬を形づくるもの（例えば、弾殻、円形板、弾薬の充てん物、雷管体及び弾帯）</p>

分類番号	分類名称	摘要
1398	特殊弾薬{取扱い・サービス}用器材	(含) {ロケット・弾薬}用に特殊設計された {取扱い・サービス} 用器材 (除) {ロケット・信号照明弾発射器}用に特殊設計された {取扱い・サービス} 用器材、弾薬 {維持・修理工場}用特殊器材、航空機又は、航空基地用に特殊設計された取扱い用器材

## 大分類 1 4

## 誘導弾

注： 飛行軌道を変えられる機構を持つ飛しょう体（弾頭又は、爆発構成品の有無にかかわらず）は、この大分類に分類する。誘導弾専用設計された {レーダ・赤外線} {組部品・構成品} は、この大分類のそれぞれ該当する分類番号に分類する。 弾頭部を收容するために設計されたり又は、組み立てられたミサイル及びミサイル弾頭のケース部、ノーズコーン、フレア部、センタ部、弾頭、火薬構成、ロケット及び補助構成は、この大分類から除外する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
1 4 1 0	誘導弾	注： 実用頭部及び爆薬部分の有無又は、組み立てられているかどうかを問わず完備した誘導弾だけを、この分類番号に分類し、誘導弾用 {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。 (含) 最初に誘導弾として設計されたが、ドローンに転用され完備したドローン
1 4 2 0	誘導弾構成	(含) 弾体構造構成、誘導弾専用設計された構成・アクセサリ (完備したジャイロ装置、油圧ポンプ、自動操縦装置及び特殊設計の組部品を含む。)、誘導弾に組み込まれる電子誘導装置 (除) 誘導弾用の電子遠隔誘導装置、{個体・液体} 推進剤ユニット、ジャイロ装置の構成
1 4 2 5	完成誘導弾装置	注： 完成された誘導弾装置だけを、この分類番号に分類する。 完成装置以外 (例えば、誘導弾装置内に使用する個々の最終品目、組部品、単一部品、アタッチメント又は、アクセサリ) は、この分類番号から除外する。 (除) 誘導弾補助装置
1 4 2 7	誘導弾補助装置	注： 補給上単一品目として識別され、この大分類の他の分類番号に適切に分類される2以上の最終品目の結合又は、組合せだけを、この分類番号に分類する。 補給上単一品目として結合されていないので、この大分類の他の分類番号に分類されるそれぞれ最終品目、組部品、小組部品、アタッチメント、アクセサリ又は、単一部品は、この分類番号から除外する。 (除) 完成誘導弾装置

分類番号	分類名称	摘要
1430	誘導弾遠隔管制装置	<p>注： 航空機 {搭載・非搭載} 用として、特殊設計の誘導弾遠隔管制装置 {構成品・アクセサリ} を、この分類番号に分類し、誘導弾遠隔管制装置と共用できるように改修された射撃管制用 {組部品・小組部品・構成品} 及び艦船専用に設計された射撃管制用 {組部品・小組部品・構成品} は、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) 誘導弾遠隔管制装置専用に設計された構成品  (除) 誘導弾に内蔵された管制装置、誘導弾とその他のものに共通に用いられる構成品 (射撃管制装置の構成品を含む)。</p>
1440	誘導弾発射装置	<p>(含) 航空機 {搭載・非搭載} 誘導弾発射装置  (除) 航空機発射装置、ロケット発射装置</p>
1450	誘導弾 {取扱い・サービス} 用器材	<p>(含) 誘導弾運搬専用に設計されたトラック及びトレイラ、特殊設計のつり網・ホイスト・ジャッキ・送風機、誘導弾 {取扱い・サービス} 専用に設計された自走車両及びトレイラ、誘導弾用カバー、特定環境条件用 {キット・セット}</p> <p>(除) 誘導弾発射装置 (分類番号1440)、航空機地上支援用器材 (分類番号1730)</p>

## 大分類 15

## 航空機及び航空機機体構造構成品

この大分類に属する装備品等のうち防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条13号に規定する装備品等である「航空機」に該当するものは、装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）第2条第2号に基づき、類別の対象から除外されているが、補給業務等の参考に資するために表示しているものである。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘要
1510	固定翼航空機	注： この分類番号は、補給業務等の参考に資するために表示しているものである。完備した固定翼航空機だけを、この分類番号に分類し、固定翼航空機用 {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。
1520	回転翼航空機	注： この分類番号は、補給業務等の参考に資するために表示しているものである。完備した回転翼航空機だけを、この分類番号に分類し、回転翼航空機用 {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。
1540	グライダー	注： 完備したグライダーだけを、この分類番号に分類し、グライダー用 {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。 (含) 動力付グライダー
1550	ドローン	注： 完備したドローンだけを、この分類番号に分類し、ドローン用 {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。 (含) {標的・訓練・監視・ミサイル評価・写真偵察} 専用に設計されたドローン (除) 操縦される航空機・誘導弾でドローンに転用したもの。
1555	宇宙ビークル	注： この分類番号は、組み立てられているかどうかを問わず完備した宇宙ビークルだけを含む。
1560	航空機機体構造構成品	注： 本体構成品、単一部品、骨格、尾翼、バルクヘッドなど固定され取り付けられた又は、特別航空機全体の機体によって造られたシステムの単一部品は、この分類番号に分類する。 (含) 恒久的に取り付ける燃料タンク、排気装置、航空機用補助燃料タンク、航空機用パイロン (除) 専用カバー、ヘリコプタロータブレーキ装置構成品

大分類 1 6

航空機用 {構成品・アクセサリ}

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
1 6 1 0	航空機用プロペラ及び構成品	(含) 航空機用プロペラ {羽根、カム、コーン、ハブ、ナット、スピナ} テストクラブ、同期装置、出力制御ユニット、油脂制御測定装置、プロペラ調速機 (除) 回転式ラダー、回転翼 (分類番号1 6 1 5)
1 6 1 5	ヘリコプタ用 {ロータブレード・駆動装置・構成品}	注： ヘリコプタ {駆動装置・ロータブレード} 専用に特殊設計され、かつ、これだけに使用される各種の構成品は、特に他の分類番号に分類されるものを除き、この分類番号に分類する。 (含) 回転翼及び回転式ラダーに対する航空機動力装置から動力を伝達されたヘリコプタ動力構成品及び特殊設計部品。ロータ、ブレード、ロータブレード、トリム、タブ、ブレードセット、ヨーク、クラッチ及び伝達装置もこの分類番号に分類される。 (除) プロペラ (分類番号1 6 1 0)、ロータブレーキ装置構成品 (分類番号1 6 3 0)、ブレード油圧折りたたみ装置構成品 (分類番号1 6 5 0)、油圧サーボ装置構成品 (分類番号1 6 5 0)
1 6 2 0	航空機着陸装置構成品	(含) 緩衝脚柱及びその構成品、恒久的に取り付ける構成品 (例えば、ねじり棒、振動リンク、抗力支柱、着陸装置トラニオン、車軸及びシミーダンパ)、特殊設計された油圧動力操作装置構成品 (除) 航空機に恒久的に取り付けるマウンティング {プレース・プレート} (分類番号1 6 8 0)、着陸車輪、スキー、フロート、車輪 {ブレーキ・ブレーキシリンダ} (分類番号1 6 3 0)
1 6 3 0	航空機用 {車輪・ブレーキ装置}	(含) スキー、フロート、履帯、着陸車輪スキッドデテクタ、{油圧・空圧} {車輪・ブレーキ装置} 専用に設計された弁、ヘリコプタロータブレーキ装置構成品 (除) 着陸装置車軸 (分類番号1 6 2 0)
1 6 4 0	航空機制御ケーブル	注： アタッチメント又は、端末機、滑車を備え、航空機制御のため使用されるワイヤロープを、この分類番号に分類する。 (含) ワイヤロープ、単脚ワイヤアセンブリ、ワイヤストランド、制御用滑車、ターンバックル・ロッククリップ及び他のワイヤロープアタッチメント及び端末機 (除) 一般用のチェーン、ワイヤロープ (分類番号4 0 1 0)、滑車 (分類番号3 0 2 0)、その他の金物 (分類番号5 3 4 0)、ロープ、ケーブル、チェーン用金具 (分類番号4 0 3 0)

分類番号	分類名称	摘要
1650	航空機用{油圧・真空・除氷}装置構成部品	<p>注： 航空機専用に設計された構成品だけを、この分類番号に分類する。</p> <p>(含) {油圧空圧} {アキュムレータ・ポンプ・モータ・作動シリンダ・フィルタ}、除氷ブーツ、液体式除氷 {ポンプ・バルブ・フィルタ}、真空装置オイルセパレータ、{キャビン・コンパートメント} 用以外の空気与圧装置</p> <p>(除) ジェットエンジンの油圧系統構成品 (分類番号2840)、{空気調節・加温・換気・キャビン与圧・加熱式除氷} 用に設計された弁 (分類番号1660)、{航空機エンジン (分類番号2840)・誘導弾 (分類番号1338)・誘導弾エンジン (分類番号1338)} 専用に設計された弁、{着陸装置 (分類番号1620)・車輪・ブレーキ装置} 構成品 (分類番号1630)、酸素吸入装置構成品 (分類番号1660)、空中給油装置の油圧系統構成品 (分類番号1680)、特殊設計された油圧動力操作装置構成品 (分類番号1620)</p>
1660	航空機用 {空気調節・加温・与圧} 装置	<p>注： 航空機用 {空気調節・加温・与圧} 装置専用に設計された構成品は、この分類番号に分類し、また、航空機用酸素吸入装置専用に設計された構成品も、この分類番号に分類する。</p> <p>(含) キャビン過給装置、吸収缶、ボンベ、マスク、呼吸管、固定酸素装置、航空機用 {空気調節・加温・与圧} 装置専用に設計された特殊設計の航空機用の弁、キャビン圧力調整器、熱交換器、エアーエキスパンションタービン、航空機用ヒータ、通風装置構成品、加熱式除氷装置、{キャビン・コンパートメント} 用与圧装置、空気拡散装置、キャビン圧力セレクトタ、液体酸素気化器</p> <p>(除) 酸素圧力 {信号・警報} 装置、ダクト・チュービング地上型 {ヒータ・クーラ}、{キャビン・コンパートメント} 用以外に用いられる与圧装置、液体式除氷装置、{航空機エンジン・誘導弾・誘導弾エンジン} 専用に設計された弁。</p>
1670	落下傘、空中 {吊り上げ・補給・回収} 装置及び空輸貨物固縛器材	<p>注： {空対空・空対地・地対空} 用 {補給・吊り上げ・回収} 作業用に特殊設計された品目、セット及び装置は、この分類番号に分類し、当該装置 (例えば、宇宙ビークル空中回収システム) に用いられる単一部品、アタッチメント又は、組部品で、他の分類番号に分類されている場合 (例えば、送信用ラジオブイ及び方向探知用サブシステム構成品) を除き、この分類番号に分類する。</p> <p>(除) 航空機機体内に備え付けの固縛用組部品</p>

分類番号	分類名称	摘要
1675	宇宙ビークル構成品	(含) 構造構成品、宇宙ビークル内又は宇宙ビークル上に搭載するために特殊設計された構成品及び付属品、内部（内蔵）制御システム (除) 遠隔誘導装置
1677	宇宙ビークル遠隔制御システム	(含) 宇宙ビークル遠隔制御システム用に特殊設計された構成品 (除) 内部（内蔵）制御システム、誘導弾及び宇宙ビークルシステムの両方に使用するために設計された構成品
1680	その他の航空機 {構成品・アクセサリ}	(含) {プッシュプル} 制御用組部品、操縦士室搭載用四分儀 {電子式・機械式} 作動装置及び換気装置、排尿管、地図支持具、航空機装着のグライダー航用アクセサリ、安全ベルト・肩縛帯、担架取付支持金具、{油圧・電気} 式防風ワイパ、航空機用消火装置 {組部品・構成品}、航空機用不活性ガス発生器、航空機用調度品、航空機搭載 {ウインチ・ホイスト}、{燃料・油圧} 系統構成品を含む空中給油装置構成品、{ドア・コンパートメント} 用カーテン、ケーブル張力調整器、遮光ひさし、後写鏡、航空機用に特殊設計された機械的伝動装置・定速駆動装置 (除) エンジン搭載用制御組部品、固定カバー、航空機用パイロン、ヘリコプタロータブレーキ装置構成品、ヘリコプタ自動安全装置

大分類 17

航空機 {射出・着陸・地上支援} 用器材

注： 誘導弾専用に設計されたトラック、トレーラ及び地上サービス用器材は、この大分類以外の大分類に分類する。

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
1710	航空機着陸装置	(含) 航空機アレステイングバリア (除) 航空機用滑走路標識燈 (分類番号6220参照)
1720	航空機射出装置	(含) カタパルト (除) 誘導弾発射装置 (分類番号1440参照)
1725	宇宙ビークル射出装置	(含) 宇宙ビークル用に特殊設計された発射装置 (除) 誘導弾ミサイルと宇宙ビークルの両方に使用する発射装置
1730	航空機地上支援用器材	注： 分類番号2520、2530、2540及び2590に属する車両用構成品は、この分類番号から除外する。 (含) 起動器、エンジン予熱器、係留組部品、車輪止め、ビーチング装置、{エルロン・エレベータ、ラダー} ロック、人員乗降はしご、整備用プラットフォーム、航空機 {整備・搭乗} 用はしご、航空機整備用 {スリング・ホイスト}、航空機フィンチルチングジャッキ、飛行場用特殊 {リフトトラック・リフトトレーラ}、機体構成品用カバー、航空機用カバー (除) 航空機用組部品の輸送専用に設計された飛行場用特殊 {トラック・トレーラ} (分類番号1740)、修理又は、オーバーホール専用の航空機組部品整備スタンド、テストスタンド (分類番号4920)、一般用 {ジャッキ (分類番号5120)・スリング (分類番号3940)・ホイスト (分類番号3950)}、トレーラ (分類番号2330)、航空機用液体酸素 (分類番号1660)
1735	宇宙ビークル用 {運用・整備用} 装置	注： この分類番号は分類番号1670に分類される宇宙ビークル空中回収システムを含まない。 (含) 宇宙ビークルを輸送するために専用に設計されたトラック及びトレーラ、専用設計の吊り具、吊り上げ装置、ジャッキ、送風機、運用又は整備用に専用に設計された自走車両、掩蔽物 (除) 誘導弾ミサイル及び宇宙ビークルに運用、整備用として使用される装置

分類番号	分類名称	摘要
1740	飛行場用特殊 {トラック・トレーラ}	<p>注： 分類番号2520、2530、2540及び2590に属する車両用構成品は、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) 航空機組部品輸送用に設計された飛行場用特殊 {トラック、トレーラ}、{アフターバーナ・エンジン・プロペラ・胴体・翼} 用トレーラ、航空機 {胴体・翼} 用トラック、エンジン輸送用スキッド、エンジン輸送用架台、飛行場用爆弾輸送トレーラ、破損航空機移動用トラック</p> <p>(除) 飛行場用特殊 {リフトトラック (分類番号3930)・リフトトレーラ (分類番号2330)}、高速道路用 {トラック (分類番号2330)・トレーラ (分類番号2330)}</p>

## 大分類 19

## 船舶、小舟艇、ポンツーン及び 浮きドック

- 注： 1 この大分類に属する装備品等のうち防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等である「船舶」に該当するものは、装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）第2条第2号に基づき、類別の対象から除外されているが、補給業務等の参考に資するために表示しているものである。
- 2 船舶、小舟艇、浮きドック、浮き乾ドック及びしゅんせつ船の完備したものだけを、この大分類に分類する。最終品目、組部品、単一部品、アタッチメント又は、アクセサリで上記に用いられるものは、他に分類先がなければ大分類20に分類する。海上装備は大分類19以外の大分類に分類する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
1905	{戦闘・揚陸} 用艦艇	(含) 空母、戦闘船、クルーザ、護衛艦、潜水艦、フリゲート艦及びコルベット艦、小型砲艦、魚雷艇、駆逐艦、揚陸船、機雷設置艇及び掃海艇
1910	{客・兵員輸送} 船	
1915	貨物船及びタンカ	
1920	漁 船	
1925	特殊船艇	(含) 曳航船、引き船、消防船、砕氷船、修理船、連絡船（ブイ、灯台、護衛艦）、灯台船、海底ケーブル敷設船（海難救助、潜水艦救助）船 (除) 戦闘船、浚渫船
1930	貨物用 {バージ・ライター}	(含) 航空機用ライター、車両艇船、その他の輸送用バージ、補給バージ、大型平底船
1935	特殊用 {バージ・ライター}	(含) デリック、パイルドライバ及びロックカッターバージ、阻塞気球、カタパルトライター及び魚雷用試験バージ、コンクリート混合装置、機械式貯蔵グレーダ及びその他貯蔵護岸バージ、{火災、汚染除去及びその他給水} バージ、ハウスボート（ヨットタイプを除く）動力装置付バージ、冷蔵装置付バージ、クレーン搭載用バージ、可動性曳航バージ (除) 戦闘揚陸バージ
1940	小 舟 艇	(含) {動力付き・動力なし} 小舟艇、救難ボート、航空機救難艇、偵察ボート、ヨット、ゴムボート (除) 釣り船、空気式を含む救命いかだ、浮橋用 {フロート・ポンツーン}
1945	ポンツーン及び浮きドック	(含) 木製防げん物、ポンツーン用支柱、ポンツーン用取付け橋板 (除) 浮き乾ドック、浮橋用 {フロート・舟}、舟橋用金具

分類番号	分類名称	摘要
1950	浮き乾ドック	
1955	しゅんせつ船	(含) 船体以外のもの、外洋航行用、浮橋用
1990	その他の船艇	(含) 商用帆船

## 大分類 20

## 船体ぎ装品、船用品及び海上用品

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
2010	艦艇、小舟推進構成品	(含) 推進軸、艦船用プロペラ、{逆転・減速} ギヤ型船用伝導装置 (除) エンジン (分類番号2810、2815)、タービン (分類番号2825、2835、2840)
2020	ぎ装装置	(含) マスト、キングポスト、帆ブーム、クレーン・デリック用でない船用ブーム (除) テーカル滑車
2030	甲板補機	(含) {かじ取り、かじ取り管制} 装置、ボートダビット
2040	船用金具類及び船体ぎ装品	(含) いかり、四つづめいかり、シーアンカ、水密ドア、通風筒、ハッチ、マンホール、丸窓、空気口、フェンダ、海水取り入れ口、排水管、かじ、船尾管、チェーンパイプ、びよう鎖管、ボイラアプテーク・煙突、枕くさび、{マスト・ブーム} 取付金具、オール、オール受け
2050	ブイ	
2060	一般漁具	(除) 漁船
2090	その他の船用品、船体ぎ装品及び海上用品	(含) 帆、鎖はしご、綱はしご、船用調度品

## 大分類 22

## 鉄道用器材

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
2210	機関車	注： 完備した機関車及び炭水車だけを、この分類番号に分類し、{機関車・炭水車}用{最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ}は、この分類番号から除外する。 (除) 自走車両
2220	軌道車両	注： 完備した軌道車両だけを、この分類番号に分類し、軌道車両用{最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ}は、この分類番号から除外する。 (含) 被けん引車両、自走車両 (除) 架空式ケーブルカー
2230	鉄道線路{工事・整備}器材	(含) レール{敷設・接続・交換}用器材、{自己推進・車両搭載}用起重機 (除) 手工具(大分類51)
2240	{機関車・軌道車両}用{アクセサリ・構成品}	(含) ブレーキ用{ビーム・構成品}、{連結器・車台軸受部・車輪}及びその構成品 (除) 鉄道車両用調度品(大分類71)
2250	鉄道線路用材料	(含) 鉄道用{レール・継ぎ目板・待避線及びその構成品・犬くぎ} (除) 砂利(分類番号5610)、枕木(分類番号5510)

大分類 23

地上用車両、自走車両、トレーラ及び自転車

小分類

分類番号	分類名称	摘要
2305	地上用車両	
2310	乗用車	<p>注： 完備した人員運搬車両及びそのシャシだけを、この分類番号に分類し、完備したシャシ以外の人員運搬車両用 {最終品目・組部品・単一部分品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) 一般用乗用車、バス、乗用車のシャシ、霊きゆう車、救急車</p> <p>(除) 水陸両用人員運搬車、すべてのトラックのシャシ</p>
2320	装輪式 {トラック・トラックトラクタ}	<p>注： 完備した装輪式 {トラック・トラックトラクタ} 及びシャシだけを、この分類番号に分類し、完備したシャシ以外の装輪式 {トラック・トラックトラクタ} 用 {最終品目・組部品・単一部分品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。</p> <p>{機械・洗濯・歯科治療} 設備等の設備を持つ特殊トラックのシャシ及びボデーの組み合わせたものは、この分類番号に分類する。 工作設備、シャシ及びボデーからなる完全な車両 (例えば、トラック搭載式機械工作車) は、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) {パネル・デリバリ・ピックアップ} トラック、装輪式水陸両用式を含む {戦術・管理} 軍用貨物輸送車両、トラックトラクタ、トレーラとのコンビネーション、装甲車</p> <p>(除) 消防トラック、建設用特殊 {土砂・岩石} 運搬トラック、自走式空気圧縮機、自走式コンクリートミキサ、建設用自走式特殊機械、{飛行場・格納庫・倉庫} 用に特に設計されたトラック、装軌車、半装軌車</p>

分類番号	分類名称	摘要
2330	トレーラ	<p>注： 完備したトレーラ及びシャシだけをこの分類番号に分類し、完備したシャシ以外のトレーラ用 {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号以外の分類番号に分類する。</p> <p>{機械・洗濯・歯科治療} 設備等の設備を持つ特殊トレーラのシャシ及びボデーの組み合わせたものは、この分類番号に分類する。工作設備、シャシ及びボデーからなる完備した車両（例えば、トレーラ搭載式機械工作車）は、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) セミトレーラ、セミトレーラドーリ、貨物トレーラ、{人員運搬・ハウス} トレーラ、特殊用途のトレーラ（例えば、弾薬トレーラ）</p> <p>(除) 消防トレーラ、{飛行場・格納庫・倉庫} 専用に設計されたトレーラ</p>
2340	オートバイ、スクータ及び自転車	<p>注： 完備したオートバイ、スクータ及び自転車だけをこの分類番号に分類し、{オートバイ・スクータ・自転車} 用 {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) サイドカー、三輪自転車</p> <p>(除) 子供用乗り物</p>
2350	軌道式 {戦闘・襲撃・戦術} 用車両	<p>注： 完備した軌道式 {戦闘・襲撃・戦術} 用車両及びそれらのシャシだけを、この分類番号に分類し、完備したシャシ以外の車両用 {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) 戦車、軌道式自走武器、水陸両用車両、装甲ハーフトラック、自走 {そり、火炎放射機}</p> <p>(除) 装輪車</p>
2355	装輪式 {戦闘・襲撃・戦術} 用車両	<p>注： 完備した装輪式 {戦闘・襲撃・戦術} 用車両及びそれらのシャシだけを、この分類番号に分類し、完備したシャシ以外の車両用 {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) 装輪式自走武器、水陸両用又は水陸両用でない戦闘車両、対機雷・対地雷車両、自走 {そり、火炎放射機}</p> <p>(除) 軌道式車両、{戦闘・襲撃・戦術} 用に設計されていない車両、人員運搬車両</p>

分類番号	分類名称	摘要
2360	無人地上車両	<p>注： 完備した無人の地上車両及びシャシだけを、この分類番号に分類し、完備したシャシ以外の車両用 {最終品目・部品・単一部分・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) 水陸両用又は水陸両用でない {軌道式・装輪式} 無人地上車両、他の手段で走行する無人地上システム、通常の有人車両に遠隔又は自動で運用する機能を搭載したシステム</p> <p>(除) 航空システム、船舶</p>

## 大分類 24

## トラクタ

注： 完備されたトラクタ及びトラクタのシャシのみをこの大分類に分類し、{組部品・小組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ}はこの大分類から除外する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
2410	低速全装軌道式トラクタ	注： 完備した、低速、全装軌道式トラクタ、シャシだけを、この分類番号に分類する。 完備した低速、全装軌道式トラクタ、シャシ以外の {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。 (除) 高速トラクタ (分類番号2430)、武装された解体機付ブルドーザ (分類番号2350)
2420	装輪式トラクタ	注： この分類番号は、装輪式トラクタ及びシャシの完成品だけを含む。完成した装輪式トラクタ、シャシ以外の {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。 (含) 農業用トラクタ、高速トラクタ、工業用トラクタ (除) 航空機牽引車、破損航空機移動用トラクタ (分類番号1740)、航空機地上支援用動力トラクタ (分類番号1730)、倉庫用トラクタ (分類番号3930)
2430	高速全装軌道トラクタ	注： 完備した、高速トラック、レイニングトラクタ、シャシだけを、この分類番号に分類する。 完備した高速トラック、レイニングトラクタ、シャシ以外の {最終品目・組部品・単一部品・アタッチメント・アクセサリ} は、この分類番号から除外する。 (除) 低速トラクタ (分類番号2410)、武装された解体機付ブルドーザ (分類番号2350)

## 大分類 25

## 車両構成品

注： この大分類25でいう車両とは、大分類23の車両、大分類24のトラクタ、大分類38の建設用車両及び大分類39の倉庫用{トラック・トラクタ・トレーラ}をいい、鉄道用車両(大分類22)、航空機(大分類15)及び舟艇(大分類19)を含まないものとする。なお、上記にいう車両構成品は、上記の車両以外に使用されても、この大分類に分類する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
2510	車両用{キャブ・ボデー・フレーム}構造構成品	(含)リーフ型車両用バネ、車台受型ショックアブソーバ (除)車両用金具(大分類53)、特殊車両用調度品(分類番号2540)
2520	車両用動力伝導装置構成品	(含)トランスファトランスミッション組部品、クラッチ組部品、自在継手、推進軸、自動車用トルクコンバータ、動力取り出し装置
2530	車両用{制動・操向・車軸・車輪・履帯}装置構成品	(含)砲塔ブレーキ、戦車砲塔のクラッチブレーキ
2540	車両用{調度品・アクセサリ}	(含)自動車座席カバー、ショックアブソーバ、バンパ、風防、ワイパ、バンパガード、バックミラー、サイドミラー、車両用ヒータ (除)速度計(分類番号6680)、車台受型ショックアブソーバ(分類番号2510)
2541	戦闘用車両アクセサリ	(含)戦車、兵員輸送車、自走榴弾砲等の戦闘用車両の{修理・補修}に用いる{アクセサリ・収納箱・部品・構成品} (除)市販車の{修理・改修}に用いられる部品(分類番号2540)、装輪車用照明器具(分類番号6220)、電子スイッチ、部品キット及び補修キット(大分類59)
2590	その他の車両構成品	(含){戦車・自走武器・高速トラクタ}用アタッチメント、トラック搭載用として特殊設計のAフレーム・ウインチ、レッカートラック用{クレーン・クレーンブーム}

## 大分類 26

## タイヤ及びチューブ

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
2610	航空機用以外の空気入り {タイヤ・チューブ}	(除) 航空機用空気入り {タイヤ・チューブ}
2620	航空機用空気入り {タイヤ・チューブ}	
2630	{固体・クッション} タイヤ	(含) ゴム履帯トレッド
2640	タイヤ {再生・修理} 材料及びチューブ修理材料	(含) トレッドゴム、タイヤ修理用ゴム小片、耐摩耗性コート織物、硫化パッチ、パッチ素材、速乾ゴムのり、{タイヤ・チューブ} 修理キット、キャメルバック、バルブ、バルブコア (除) 硫化 {機械・装置}

## 大分類 28

## エンジン、タービン及び構成品

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
2805	航空機用以外のガソリンピストンエンジン及びその構成品	(含) ガスピストンエンジン、航空機用主エンジン以外のガソリンピストンエンジン (除) エンジンアクセサリ (分類番号2990)
2810	航空機用ガソリンピストンエンジン及びその構成品	注： 航空機の主エンジンとして特別に設計されたエンジン及び構成品に分類される。 補助エンジンとこれらの構成品は大分類28以外の分類番号に分類される。 (含) 完備されたエンジンの組部品、ピストンリング、シリンダ、ピストン、カムシャフト、クランクシャフト (除) 給油システム構成品 {キャブレター、キャブレターフロート、燃料ポンプ、燃料制御、燃料バルブ} (分類番号2915)、電子システム構成品 {点火プラグアダプタ、点火分配器、点火コイル、電気手動装置} (分類番号2925)、エンジン冷却装置構成品 {エンジンオイル冷却装置構成品、冷却器} (分類番号2935)、エンジン用 {空気・オイル} クリーナ、フィルタ、濾過器 (分類番号2945)、その他のエンジンアクセサリ {空圧手動装置、カウリング、制御組部品} (分類番号2995)
2815	ディーゼルエンジン及びその構成品	(含) {自動車・工業・船・機関車} 用 {ディーゼル・セディーゼル} エンジン及びその他の {ディーゼル・セミディーゼル} エンジン (除) エンジンアクセサリ
2820	蒸気ピストンエンジン及びその構成品	
2825	蒸気タービン及びその構成品	(含) 水銀蒸気タービン
2830	水力タービン、水車及びその構成品	

分類番号	分類名称	摘要
2835	非航空機原動力、航空機非原動力及其の構成品	注： この分類番号に分類されるエンジン及びその構成品は、主として非航空機エンジン（例えば、海軍適用）航空機非原動力（例えば、機体搭載用補助動力装置）及び航空機地上支援器材（例えば、発動車）（含）{気流偏向、燃焼室、圧縮器、タービン、アクセサリギヤボックス及びこれらの構成品 （除）ガスタービン及びジェットエンジン、航空機用原動力（分類番号2840）、エンジン燃料システム（分類番号2910）、電力系統（分類番号2920）、エンジン冷却システム（分類番号2930）、エンジン用{空気・オイル}クリーナ、フィルタ、濾過器（分類番号2940）、エンジンアクセサリ（エアーダクトヒータ、エンジン搭載用制御組部品）（分類番号2990）
2840	ガスタービン及びジェットエンジン、航空機用原動力及びその構成品	注： この分類番号に分類されるエンジン及びその構成品は、航空機用として及び誘導弾ミサイル原動力のために使用される。 （含）圧縮器及びタービンロータ、翼、燃焼室、アクセサリギヤボックス、再燃焼装置、排気コーン、貯蔵庫、油圧タンク、油圧オイル （除）オイル、エアー、非冷却及び油圧調整器、バルブ及びガスタービン及び航空機エンジン用に特殊設計されたポンプ（分類番号2995）、制御組部品、プッシュプル（分類番号2995）、エンジン搭載用制御組部品（分類番号2995）、燃料システム構成品（分類番号2915）、エンジン電力系統構成品（分類番号2925）、エンジン冷却システム構成品（分類番号2935）、エンジン用{空気・オイル}クリーナ、フィルタ、濾過器（分類番号2945）
2845	ロケットエンジン及びその構成品	（含）{航空機・ロケット・誘導弾}用液体補助ロケットユニットを含む液体型ロケット主装置、誘導弾推進装置の中に完成部品として組み込まれる消耗性容器入りの液体推進剤 （除）ロケット推進機（固体推進剤ユニット）（分類番号1337）、使用量及び品質の決まっている反復使用可能な容器入りの液体推進剤、固体推進剤{爆薬・薬きょう}（液体推進装置に組み込まれるか否かに関わらない。）（分類番号1337）
2850	ガソリンロータリエンジン及びその構成品	
2895	その他のエンジン及びその構成品	（含）{風力・圧縮空気}エンジン

## 大分類 29

## エンジンアクセサリ

注： 航空機、自動車、船舶、トラック、建設用車両等すべての乗り物のエンジンのアクセサリ及び定置式エンジンのアクセサリは、特に除外の指定がない限りこの大分類に分類する。

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
2910	航空機用以外のエンジンの燃料系統構成品	(含) 気化器、燃料ポンプ、エンジン、燃料フィルタ、燃料タンク、{航空機・誘導弾} 用主エンジン以外のエンジンの構成品
2915	航空機用エンジンの燃料システム構成品	注： 推進燃料システムのために特殊設計された燃料構成品、航空機及びミサイルがこの分類番号に分類される。 (含) 気化器、燃料ポンプ、エンジン燃料フィルタ、燃料制御、ジェットエンジン、燃料点火装置、水噴射制御及びバルブ、燃料バルブ燃料流出調整器、排煙装置構成品 (除) 航空機燃料タンク (分類番号1560)、空中給油システム構成品 (分類番号1680)、航空機エンジン及びミサイル発動器用に特に設計されていない燃料システム構成品
2920	航空機用以外のエンジンの電装システム構成品	(含) 発電機、マグネット発電機、点火プラグ、点火コイル、点火分配器、エンジン電圧調整器、点火電線組部品、エンジン始動電動機 (除) 乗り物用照明器具 (分類番号6220) 及び航空機用発電機 (分類番号2925)
2925	航空機発動用エンジンの電装システム構成品	注： 航空機及び誘導弾ミサイル発動器用として使用するために特殊設計された品目はこの分類番号に分類する。 (含) マグネット発電機、点火装置 (点火プラグ)、点火コイル、点火分配器、エンジン電圧調整器、点火電線組部品、エンジン発動電動機、エンジン付属発電機 (除) 航空機用 {照明器具 (分類番号6220・補助発電機 (分類番号6115)}
2930	航空機用以外のエンジンの冷却システム構成品	(含) 冷却ファン、ラジエータ、水ポンプ、水ホース組部品、エンジン冷却液用フィルタ、{航空機・誘導弾} 用主エンジン以外のエンジンの構成品
2935	航空機発動用エンジンの冷却システム構成品	注： この分類は航空機及び誘導弾ミサイル発動機のためだけの冷却システム構成品が含まれる。 (含) ラジエータ、冷却装置ポンプ、水ホース組部品、潤滑油 {冷却・管制} 弁、油温調整器 (除) 航空機用補助エンジンとして特殊設計されたものを除く制御システム構成品

分類番号	分類名称	摘要
2940	航空機用以外のエンジンの {空気・オイル}{フィルタ・ ストレーナ・クリーナ}	(含) {航空機・誘導弾} 用主エンジン以外のエンジンの 構成品 (除) エンジン専用として設計されていない、{空気・オ イル}{フィルタ(分類番号4310、4330)・ ストレーナ(分類番号4730)・クリーナ(分類番 号4310)}
2945	航空機用エンジンの {空気・ オイル}{フィルタ・クリー ナ}	注: この分類番号は航空機及び誘導弾ミサイル発動用 に限り、特別に設計されたものが分類される。 (含) エアーフィルタ、オイルフィルタ、ストレーナ、 クリーナ (除) 燃料フィルタ(分類番号2915)、エンジン以外 に設計された構成品
2950	ターボ過給機及び構成品	注: すべてのターボ過給機及び他に分類されないこれ らの構成品はこの分類番号に分類される。 (含) ターボ過給機装置、エンジンターボ過給機 (除) エンジン組み込み式の過給機(大分類28)
2990	航空機用以外のその他のエ ンジンアクセサリ	(含) エンジンダイナフォーカル懸架装置、エンジンに 組み込みでないエンジン駆動の過給機、始動クラン ク、エンジン始動ロープ、排気マフラ、手動式エン ジン始動機、エアーダクトヒータ、エンジン調速機、 吸気マフラ、燃焼型始動機 {航空機、誘導弾} 用主 エンジン以外のエンジンその他のアクセサリ (除) 航空機以外の電気式始動機(分類番号2920)、 航空機(分類番号2925)
2995	航空機用のその他のエンジ ンアクセサリ	(含) エンジンダイナフォーカル懸架装置、エンジンカ ウリング架台、エンジン搭載制御用組部品、空気始 動機、プッシュプル制御組部品、特殊設計されたジ ェットエンジン {空気・オイル・除氷・油圧} {調整 機・弁・ポンプ}、始動機 (除) 排気装置(分類番号1560)、ジェットエンジン 油圧貯蔵部(分類番号2840)、ジェットエンジン 作動油タンク(分類番号2840)、電気式始動機 (分類番号2925)、操縦士室搭載制御用四分儀 (分類番号1680)、航空機エンジン用カバー(分 類番号1730)

## 大分類 30

## 機械的動力伝導装置

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
3010	流体変速機及び変速機	(含) 流体継手、乗り物用以外のクラッチ・カップリング、水平直角交さ式の駆動ギヤユニット (除) 自動車用トルクコンバータ(分類番号2520)、車両用動力伝導装置構成部品(分類番号2520)、回転翼航空機用トランスミッションギヤユニット(分類番号1615)
3020	ギヤ、滑車、鎖歯車及び伝導用チェーン	(含) 動力伝導用チェーン、ギヤセット (除) 減速ギヤ(分類番号3010)
3030	ベルト材、駆動ベルト、ファンベルト及びそれらのアクセサリ	(含) ベルトレース、ベルトピン
3040	その他の動力伝導装置	(含) 軸及び軸系、カラー類、ギヤ軸、ボールジョイント、作動シリンダ

大分類 3 1

軸受け

注： 全てのベアリング、特に {設計、潤滑、又は、選択} されたものを、この大分類に適用する分類番号に分類する。 ベアリングは、回転、スライド、振動し、もう一つの部品を補助する部品。

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
3 1 1 0	転がり軸受け	注： この分類番号は、機械の作動による周囲の様々な摩擦を防ぐため内部及び外部のリングによって組み込まれた一般的な、ころ軸受け又は、玉軸受けを含む (含) 玉軸受け、ころ軸受け、球、レース (除) 平軸受け (分類番号 3 1 2 0)、宝石軸受け (分類番号 3 1 2 0)
3 1 2 0	平軸受け	注： この分類番号は一般的に一つの部品、リテイン、ポジションムービング及び回転部品。 それらは、油溝/建具/施設 (機能) 又は、プレ給油を含む。 (含) スリーブ軸受け、割り軸受け、座金型軸受け (除) 転がり軸受け (分類番号 3 1 1 0)、組込み軸受け (分類番号 3 1 3 0)
3 1 3 0	組込み軸受け	注： この分類番号は、機械の作動による周囲の様々な摩擦を防ぐため内部及び外部のリングによって組み込まれた一般的な、ころ軸受け又は、玉軸受けを含む (含) {軸受け・交換・輪ぶち・巻取り・つり軸受け箱・ステップボックス・フラトボックス} ユニット (除) 転がり軸受け (分類番号 3 1 1 0)、板状非搭載軸受け (分類番号 3 1 2 0)

## 大分類 32

## 木工用機器

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
3210	製材用 {鋸・かんな} 盤	
3220	加工用木工機械	(含) ほぞ穴機、ほぞ取り盤、ベニヤ旋盤 (除) 手持ち電動工具、たわみ軸付き手持ち工具
3230	木工機械用 {工具・アタッチメント}	(含) {丸・帯} 鋸用刃、カッタヘッド、{ジョイント・ノッチヤ} ヘッド、カッタ (除) 手回し工具

## 大分類 34

## 金属加工用器材

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
3405	{鋸・やすり} 盤	(含) 突切り盤、鋸刃仕上げ機、目立て再生機
3408	マシニングセンタ及びウエイタイプマシン	注： マシニングセンタ及びウエイタイプマシンの用語の意義は、次のとおりである。 マシニングセンタとは、単一部品に各種の機械加工作業（例えば、フライス削り、穴あけ、ねじ立て、中ぐり、リーマ通し等）を全自動的に行うための多用途の数値制御工作機械で、一体となった工具格納及び装着装置を有しており、また、工作物の各面の位置決めを行うことができるものである。 機械加工作業を行っている間、各種刃物を自動的に交換しうる設備を備えていなければならない。 {工具格納・工作物の各面の位置決め} を行うために {取付具・アクセサリ} の使用を必要とする {中ぐり・ボール・フライス} 盤等の、多用途の数値制御工作機械は、この大分類のそれぞれ該当する分類番号に分類する。 ウエイタイプマシンとは、ステーションごとあらかじめ決められた順序で、工作物に指示を与える完備した機械加工ユニットと設備とがそれぞれ取付けられているステーション型設計の特殊工作機械である。 機械加工ユニットには、異なった外形の工作物でも取付けられるように、取り外し、配列換えができるようになっている。 この機械は、ステーションごと工作物に単一又は複数の工作作業を、同時又は、連続して行うことができる。
3410	{電気・超音波} 侵食加工機	(含) 放電加工機、電解研磨機
3411	中ぐり盤	
3412	ブローチ盤	
3413	{ボール・ねじ立て} 盤	(含) 多軸穴あけねじ立て盤 (除) ウエイタイプマシン
3414	{歯切り、歯車仕上げ} 機械	
3415	研削盤	(除) 電解研磨機
3416	旋盤	(含) ねじ切り盤 (除) {パーリング・ポリッシング・ラッピング} 用レース、金属ヘラ絞り盤、{葉きょう・砲弾} 用レース
3417	フライス盤	
3418	{平削り・形削り} 盤	(含) 平削り形削り複合作業機 (除) 歯車型削り盤、プラノミラー
3419	その他の工作機械	(含) 銃砲せん条切り機械 {パーリング・ポリッシング・ラッピング} 用レース

分類番号	分類名称	摘 要
3422	圧延機及び線引き機械	
3424	金属{熱・非熱}処理用器材	(含) {焼き入れ・焼きなまし・焼きもどし・焼きならし・青化処理・浸炭} 装置、炎管溶接炉、応力非熱処理装置
3426	金属仕上げ用器材	(含) {亜鉛めっき・錫めっき・金属オイリング・金属酸洗い・電気めっき・陽極処理} 装置
3431	アーク溶接用機器	(含) ガスシールドアーク溶接機、アーク結合機、{半自動・自動} 式アーク溶接機 (除) 溶接関連装置(例えば、溶剤回収機、溶剤供給機等)、溶接用品、溶接用位置決め板、溶接用配電盤
3432	電気抵抗溶接用機器	(含) 電気抵抗ろう付け機、帯のころう付け機、衝撃式抵抗溶接機 (除) 電気誘導{ろう付け・はんだ付け} 機
3433	ガス溶接機、加熱切断機及び金属溶射機器	(含) 金属溶射装置、アーク切断機、吹管及び火口、ガスろう付け機、火炎切断機、真空金属溶射装置、スパーク放電金属溶射装置 (除) 溶接用品、分断機
3436	溶接用{位置決め・操作} 用具	(含) 溶接用作業台
3438	その他の溶接用器材	(含) テルミット溶接装置、溶剤回収機、溶剤供給機、アークコンバータ、溶接用配電盤
3439	その他の{溶接・はんだ付け・ろう付け}{用品・アクセサリ}	(含) はんだごて、溶接{電極・棒}、ろう付け溶剤、はんだ付け溶剤、はんだ
3441	ペンディングマシン及び成形機械	(除) {ワイヤ・金属リボン} 成形機
3442	動力{水圧・空圧} プレス	(含) 粉末成形プレス
3443	動力機械プレス	(含) 粉末成形プレス
3444	人力プレス	(含) {アーバ・矯正・フォーシング・アセンブリ} プレス
3445	押抜き機及びせん断機	
3446	鑄造機械及びハンマ	(除) 鑄造プレス
3447	{ワイヤ・金属リボン} 成形機械	(除) 圧延成形機
3448	びょう打ち機	(除) 動力式手持ちびょう打ち機
3449	その他の金属二次製品{成形・切断} 機械	(含) 金属ヘラ絞り盤
3450	可搬式工作機械	(含) 可搬式研削切断機、可搬式ドリル、可搬式{立削り・形削り} 盤 (除) 可搬装置付き固定式工作機械
3455	工作機械用切削工具	(含) ブローチ、やすり、フライス、リーマ、鋸 (除) 火炎切断工具
3456	金属二次製品加工機械用{切削・成形} 工具	

分類番号	分類名称	摘要
3460	工作機械用アクセサリ	(除) 手持ち動力付き工具専用の研削 {と石・コーン} 及びその他の研削アタッチメント
3461	金属二次製品加工機械用アクセサリ	(除) 部品フィーダ
3465	工作用 {治具・フィクスチャ・テンプレート}	注： 大分類34の金属加工機械用 {治具・フィクスチャ・テンプレート} は、この分類番号に分類し、 {整備・修理} 工場専用機械に用いるものは、大分類49に分類する。
3470	機械工場用 {セット・キット・アウトフィット}	

## 大分類 35

## {サービス・商業} 用器材

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
3510	{洗濯・ドライクリーニング} 用器材	(含) 洗濯機、脱水機、絞り機、乾燥機、アイロン機械、のり付け機、マーキング機械、車載式 {洗濯・ドライクリーニング} ユニット
3520	靴修理工材	(含) 靴縫い機械、車載式靴修理工場
3530	工業用ミシン及び移動式衣服工場用機器	(除) 靴縫い機械
3540	{包装・荷造り} 用機器	(含) 詰込機、王冠機、ラベル張付機、封かん機、板紙製 {箱・容器} 製造機、帯鉄締め機、事務用を除く止め金締め機除) 板紙製造機
3550	販売機及び硬貨作動機械	(含) 賃金記録装置、駐車メータ、回転式改札機、ミュージックスボックス
3590	その他の {サービス・商業} 用器材	(含) マニキュアテーブル

## 大分類 36

## 特殊工業用器材

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
3605	食料加工用機器	(含) 工業用の食料加工機器 (除) {台所・調理} 用機器
3610	{印刷・複写・製本} 用器材	(含) オフセット印刷機、写真植字機、製本機、写真製版用焼き付け機、手動印刷機、けい、輪かく、インテル、計数尺、込め物、埋め木、感光液引き乾燥機、整面機、謄写印刷機、オフセット製版機、青写真原図焼き付け機、青写真 {焼き付け・現像} 機、印刷工場用調度品除) マイクロフィルム機械
3611	工業用マーキング機	注： 金属に恒久的に刻み目を付けるマーキング機は、大分類34に分類する。 (除) 洗濯用マーキング機、レット印刷機、事務用 {型押付機・マーキング機}
3612	3D {プリンタ・スキャナー}	注： この分類番号は、全ての種類・サイズの3D {プリンタ・スキャナー} を含む。積層造形は、切削加工とは異なり、通常、層状に材料を重ねることにより3Dモデルデータから3D物体を製造するものである。 (含) 熱溶解フィラメント方式 (FFF)、光造形方式 (SLA)、デジタル光処理 (DLP)、粉末焼結積層造形法 (SLS)、粉末融解積層造形法 (SLM)、直接金属溶融法 (DMLM) 又は粉末床溶融結合 (LPBF)、マルチジェットフュージョン方式 (MJF)、ポリジェット方式 (Poly Jet)、直接金属焼結方式 (DMLS)、電子ビーム融解方式/デジタルビーム融解方式 (EBM)、薄膜積層 (LOM) 方式プリンタ、短距離、中距離、長距離、レーザーベース、投射光、立体照明、三次元測定機 (CMM)、アームベース探知システム、光学追跡探知システムスキャナー等 (除) レーザー、固体インク、発光ダイオード (LED)、インクジェット、多機能・ドットマトリックス印刷機、オフセット印刷機、植字機、写真製版機、ゼラチン印刷機、スピリット印刷機、ステンシル印刷機、オフセットプロセス印刷機、直接複写印刷機、青写真印刷・現像機、マイクロフィルムリーダー、刻印機、ラベル作成機、ラベル印刷機、エンボス加工機、CTスキャナー、陽電子放出断層撮影 (PET) スキャナー、超音波診断装置
3615	{パルプ・紙} 工業用機械	(含) 破碎機、蒸煮缶、こう解機、漂白装置、板紙製造機 (除) 板紙製 {箱・容器} 製造機

分類番号	分類名称	摘要
3620	{ゴム・プラスチック} 加工機械	(含) 成型機、プレス、合成ゴム加工機械、トレッド押出機、硫化機械 (除) 保護被覆積層プレス、タイヤ {整備・修理} 機器
3625	繊維工業用機械	(含) 綿紡織機、織機、ボタンかがり機、ひもより機、レース編み機
3630	{粘土・コンクリート} 製品製造機械	(含) レンガ製造機械
3635	{クリスタル・ガラス} 工業用機械	(含) 光学機器製造機械除) 眼科用レンズ {切削・穴あけ・縁どり・研磨} 機械、{半導体・マイクロ回路・印刷回路基板} 特殊製造用機械
3640	たばこ製造機	
3645	皮革加工機械	
3650	{化学薬品・医薬品} 製造機械	(含) 化学原料用 {破碎機・粉碎機} 医薬品用 {製丸器・打錠器}、化学爆薬製造機械 (除) 建設用 {破碎機・粉碎機・微粉機}、プラスチック製品製造機械、医薬品包装機械、{研究室・工場} 用 {粉碎機・混合器}
3655	{固定・移動} ガス {発生・分配} 装置	注： {移動・取付け} ガス状製品分配装置は、この分類番号に分類する。 ガス発生機器の基台に取り付けられるか又は、ガス発生機器に組み込まれる液化ガス貯蔵タンクは、この分類番号に分類する。 また、液化ガスを必要なときまで貯蔵するためのトレーラ搭載又は、スキッド取付の液化ガス貯蔵タンクは、この分類番号に分類し、他の分類番号に分類される誘導弾推進燃料給油トレーラ、ロケット動力装置又は、テストステーション及び航空機用酸素気化器の完成部品として用いられるように設計された貯蔵タンクは、この分類番号から除外する。 (除) 気象観測用機器
3660	工業用粉碎機器	注： 二種以上の製造工業に使用されるはん用機械は、この分類番号に分類する。 (除) {化学製品・建設・鉱山} 用 {破碎・微粉・ふる分け・混合} 機械、{整備・修理} 工場用混合機
3670	{半導体・マイクロ回路・プリント回路板} 特殊製造用機械	注： 半導体素子(分類番号5961)、マイクロ回路(小分類5962)、プリント回路板(分類番号5998)を製造するために特に設計された機器を、この分類番号に分類する。 (含) 基板選別機器、回路マスターパターン形成機器、接続及び部品挿入機器 (除) プリント配線板構成品組立て機械
3680	鑄造機、関連機器及びその用品	(含) 鑄造機、タンブラ、鑄造用接合剤、中子のり (除) るつぼ炉、キューポラ、鑄造用手工具

分類番号	分類名称	摘要
3685	金属容器製造機械及び関連機器	注： 金属容器製造用として特殊設計された機械だけを、この分類番号に分類する。 中味入り容器のふたを止めるために設計されたクロージングマシンは、分類番号3540に分類する。 (含) {ドラム・ジェリ缶} 製造機械、特殊設計の容器洩試験機、製缶機械
3690	{弾薬・武器} 用特殊機械及び関連機器	(含) {弾薬・爆薬} {装てん・組立} 専用機械、小火器弾薬製造機械 {大砲・高射砲} 用砲弾製造機械 (除) {弾薬・火器} {整備・修理} 工場用特殊機器、{弾薬・武器} {製造・組立} 専用に設計されたものでない一般機械類
3693	工業用組立機械	注： 機械加工済み構成品の組立専用に設計された機器はこの分類番号に分類する。 切削を伴う機械加工及び組立の両作業を行うように設計された機器は、この分類番号から除外する。他の特殊な分類に該当する品目は、この分類番号から除外する。 (含) 工業用動力スクリュードライバ、回路基板組立機械 (除) {弾薬・武器} 専用組立機械、{包装・荷造り} 用機器、金属加工用機械、手工具
3694	{清浄・環境制御} 設備及び関連器材	(含) {層流・乱流} 室、ダスト制御設備、エアージャワー
3695	その他の特殊工業用器材	(含) 通信線処理製造機械、丸太処理用特殊器材、石油精製機械、靴製造機械、工業用含浸処理機械 (除) 眼科用レンズ {切削・研磨} 機械、被服含浸処理機器材

## 大分類 37

## 農業用機器

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
3710	耕作用機器	(含) まぐわ、すき(鋤)、種まき機、種まき機用アクセサリ、呼吸器
3720	収穫用機器	(含) 干草運搬機、草刈機 (除) 草刈機用アクセサリ(分類番号3750)、鎌用アクセサリ(分類番号3750)
3730	{牛乳・家きん・家畜}用機器	
3740	{防疫・防霜}用機器	(含) 噴霧器、風払器アウトフィット、ハエたたき、ハエ取り紙、霧発生器、吸収器、捕獲器 (除) 自己加圧型スプレーキット(分類番号4940)
3750	園芸用機器及びその工具	(含) 手押し式ガーデントラクタ、{動力・手動}式芝刈機、生け垣手入れ機、芝種まき機、肥料散布機、園芸用{レーキ・フォーク・くわ}、その他の園芸用具
3770	くら、馬具、むち及び家畜関連装具	(含) 畜犬用具、引き綱

大分類 38

{建設・鉱山・掘削・道路整備} 用機械

小分類

分類番号	分類名称	摘要
3805	{運土・掘削} 用機械	(含) スクレーパー、溝堀機、ローダ、グレーダ、建設用 {土砂・岩石} 運搬用 {トラック・トレーラ} (除) アタッチメント付き又は、アタッチメントなしの標準型トラクタ、建設用を除くトレーラ、ダンプトラック、クレーンショベル
3810	クレーン及びクレーンショベル	(含) クレーン・クレーンセミトラクタ、クレーン、クレーントラクタ (除) バージ搭載クレーン (分類番号1935)、移動式クレーン (分類番号2230)
3815	{クレーン及びクレーンショベル} アタッチメント	(含) 切削機、バケット、ディッパ、フェアリード、ガントリ、グラブル、リフティングマグネット、ショベル、建物解体用の鉄球
3820	{鉱山・削岩・ボーリング} 用機械及びその関連機械	(含) 木工ぎり、破碎機、破碎選別機、洗浄機及びユニット、掘削機、舗装破壊機、削岩機 (除) タンパ (分類番号3895)
3825	道路洗浄、洗浄及びマーキング機械	(含) 舗装洗浄機、除雪機、清掃機、道路マーキング機械、掃除機、散水機、除草バーナ (除) {道路清掃・アクセサリ} 標準型トラクタ (分類番号2410, 2420, 2430)、材木切断機 (分類番号5130, 5110)
3830	{トラック・トラクタ} 用アタッチメント	(含) アングルドーザ、木工ぎり、切削機、ブルクラム、ブルドーザショベル、クレーン、掘削機、ローダ、集積機、リッパ、ローラ、耙耕機、除雪器、除雪車、清掃機、ツリドーザ
3835	{石油生産・配油} 装置	(含) 油井やぐら装置、ポンプ装置、ガス分配装置
3895	その他の建設用機械	(含) アスファルトエレベータ、アスファルト加熱機、アスファルトかま、アスファルト供給装置、バッチングプラント、{土壌安定・締固め} 装置、コンクリートミキサ、コンクリートバイブレータ、{ビチューメン・コンクリート} 舗装装置、アスファルト散布機、シープフートローラ、ルータ、リッパ、杭打ち機、ビチューメン加熱機、ケーブル {敷設・つなぎ止め・巻き取り・巻き上げ} 機械 (除) {運土・掘削} 用機械 (分類番号3805, 3810)、{クレーン・クレーンショベル} 用杭打ち機アタッチメント (分類番号3815)、着脱可能な建設器材特有の {作動・動力} 部分 (分類番号3805)

## 大分類 39

## 物資取扱い、用器材

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
3910	コンベア物資取扱い機器	(含) 空気輸送管装置、{可搬・定置・動力・非動力} 式 コンベア、コンベアフィーダ
3915	材料フィーダ	注： この分類番号に分類される物資取扱い用機器は、 ばら積み材料、包装材又は、物資の送出し速度を制 御しうる運搬装置である {材料・部品} フィーダに 限られる。 この分類番号に分類される品目は、連 結している機械と同期して作用し、貯蔵置場又は、 ホッパーから加工機又は、混合機まで、あらかじめ 決められている一定量の材料を間断無く正確に供 給するものであり、各種機械間に互換性があるも の。 分類番号3910又は分類番号3895にそ れぞれ該当するコンベアフィーダ (例えばフィーダ 作業用のエプロン、ベルト、チェーン、フライト、 パン等) は、この分類番号から除外する。 (含) 乾燥材料フィーダ、部品フィーダ (除) {骨材・細骨材} フィーダ、コンベアフィーダ、浄 水用粉末剤フィーダ
3920	非自走式物資取扱い機器	(含) ドーリトラック、手押し二輪車、ねこ車、手押し 一輪車、ハンドトラック、物資取扱いトレーラ (除) コンベア
3930	自走式倉庫用 {トラック・牽 引車}	(含) 荷台なしの牽引車、フォークリフトトラック、プ ラットホームトラック、ストラドルトラック
3940	滑車、滑車装置、綱具装置及 びスリング	(除) ロードチェーン、鎖及び金属製ロープの取付金具、 ワイヤロープ、ホイスト、船用綱具装置
3950	ウインチ、ホイスト、クレー ン及びデリック	(含) 揚びょう機、キャブスタン、オアブリッジ、ニガ ーヘッド、ジブシ、倉庫用クレーン、{移動・固定} 式埠頭クレーン、天井走行式クレーン (除) クレーンショベル (分類番号3810)、バージ搭 載クレーン (分類番号1935)、トラック・トレー ラ搭載用ウインチ (分類番号3830)、移動式クレー ン (分類番号2230)
3960	貨物用エレベータ	
3990	その他の物資取扱い機器	(含) スキッド、パレット (除) 飛行場用エンジン運搬スキッド

大分類 40

ロープ、ケーブル、チェーン  
及びその取付金具

小分類

分類番号	分類名称	摘要
4010	チェーン及びワイヤロープ	<p>注： 末端処理又は、アタッチメントを付したチェーン及びワイヤロープは、一般に使用される場合この分類に分類される。</p> <p>(1) チェーンは柔軟性のあるリンク及び／又、リンクは補助用、リフティング用、抑制用、ドラッキング用（引っ張る）又は、送信電力用において相互に使用される。</p> <p>(2) ワイヤロープは撚線ワイヤのより線から形成される。</p> <p>(含) ビードチェーン、非溶接チェーン、単一チェーン組部品、ワイヤロープ、ワイヤカード、単一ワイヤ組部品</p> <p>(除) パワートランスミッションチェーン（分類番号3020）、スリング。</p>
4020	繊維製 {ロープ・綱具・より糸}	<p>注： ファイバロープはバルク材又は、一般に使用される時この分類番号に分類される。 末端処理又は、アタッチメントを付した品目は、これでは、より特定の品目名が使用されていない場合この分類に分類される。</p> <p>(1) ファイバロープは、柔軟性のある淡黄褐色のより糸ストランド、ナイロン又は、その他のファイバ</p> <p>(2) コードエイジはロープ又は、コードに使用される装備（パラメタの品目名定義参照）</p> <p>(3) より糸は、2つ以上のストランドを曲げ束ねたもの。</p> <p>(含) 線維状のコード組部品、線維状のコード、線維状ロープ、線維状のより糸。</p> <p>(除) ワイヤロープ（分類番号4010）、スリング（分類番号3940）</p>
4030	{ロープ・ケーブル・チェーン} 用部品	<p>注： 結合に使用されるチェーン、ロープ、及びカーテンを使用する上でのアクセサリ（例えば：フック、シャックル、くさび）すべての品目（特殊設計されたものを含む）を、この分類番号に分類する。 各項目に対し品目名定義を参照</p> <p>(含) 錨張り綱、ワイヤストランドバンド、ワイヤロープ締め金具、カーゴフック、シャックル、回り継ぎ手、末端処理ロープ、くさびロープ</p> <p>(除) クランプブロック（分類番号5340）、補助用フック（分類番号5340）</p>

## 大分類 4 1

{冷凍・空気調節・空気循環}  
装置

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
4 1 1 0	冷凍装置	<p>注： 内蔵式又は、分離式の機械冷凍 {ユニット・装置} で冷凍しうる完備した冷凍装置だけを、この分類番号に分類する。 また、冷凍プラント若しくは密閉区画を冷凍するため、動力駆動圧縮機、凝縮機、蒸発機、及びその他必要な構成品を内蔵している完備したパッケージ型冷凍 {ユニット・装置} も、この分類番号に分類する作動しないアクセサリ (例えば氷皿、棚、パネル等) は、この分類番号に分類する。完備した冷凍 {機・プラント・装置} 若しくは、パッケージ型冷凍ユニット用の作動する構成品、組部品、単一部品、アタッチメント又は、アクセサリで、分類番号4 1 3 0に分類されるもの又は、分類区分表、連邦品名順分類索引及び連邦分類番号順索引で、他の分類番号に特に分類されているものは、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) 食料品用陳列ケース、アイスクリームキャビネット、噴水水飲機 (分類番号4 5 1 0に分類される可搬式及び固定式のもの除く。)、理化学用冷凍機器、リベットクーラ、写真用冷却器、死体用冷凍庫、{家庭・営業} 用冷蔵庫、食料品用陳列棚、{売店・食料品店} 用冷蔵機器</p> <p>(除) 簡易食堂用冷却式陳列ケース、ソーダ水溶器、{牛乳・ソーダ水・アイスクリーム} 用ディスペンサ、冷凍食品カウンタ、ソーダ水器、{加熱-冷凍} 式配ぜん機、簡易食堂用陳列棚、食品陳列及び配ぜん用冷却機 (当該品目については、分類番号7 3 1 0を参照) 冷凍機の構成品も、この分類番号から除外する。 (分類番号4 1 3 0を参照)</p>

分類番号	分類名称	摘要
4120	空気調節装置	<p>注： 完備した空気調節 {装置・プラント} だけを、この分類番号に分類する。 また、作動しない特殊設計のアクセサリ（例えば、窓掛け式空気調節ユニットの取付を容易にするために用いられる窓用パネル）も、この分類番号に分類する。 空気調節装置用の作動する構成品、組部品、単一部品、アタッチメント又は、アクセサリで、分類番号4130に分類されるもの又は、分類区分表、連邦品名順分類索引及び連邦分類番号順索引で、他の分類番号に特に分類されているものは、この分類番号から除外する。</p> <p>(含) ストア型ユニット、{ウインド・ルーム} 型ユニット、空気調節 {プラント・装置}</p> <p>(除) 空気調節装置の構成品（分類番号4130又は、分類区分表、連邦品名順分類索引及び連邦分類番号順索引で、他の分類番号に特に分類されているものを参照）</p>
4130	{冷凍・空気調節} 装置用の構成品	<p>(含) 熱交換装置、冷凍機用ストレーナ、冷凍用圧縮機、充てん及び試験用部品、電線、冷凍及び空気調節支援装置、分類番号4110及び分類番号4120に分類される {冷凍・空気調節} {機・プラント・装置} 用の作動する構成品</p> <p>(除) {冷凍・空気調節} プラント（分類番号4110及び分類番号4120を参照）、個別の組立式冷蔵庫の用途に特殊設計及び製造された冷凍用 {圧縮機・凝縮機・蒸発機} 等を含むユニットとして取りまとめられた冷凍機用構成品の集合体パッケージ型ユニットの個々の構成品は、分類番号4130に分類されるが、分類区分表、連邦品名順分類索引及び連邦分類番号順索引で、他の分類番号に特に分類されているものは除外する。 完備したパッケージ型ユニットは、分類番号4110に分類する。</p>
4140	扇風機及び{空気循環・送風}装置	<p>注： 特定の器材専用に設計したファン及びインペラは、その品目と同一の分類番号又は、該当する構成品及びアクセサリ（大分類25、大分類29又は、分類番号1680の場合）分類番号に分類する。</p> <p>(含) 壁掛け式扇風機、卓上扇風機、{家庭・天井取付} 換気扇、フロアファン、強制式排気及び掃気キット、適用法又は、使用法によっては、工業用又は、工業用以外のものになる扇風機及び {空気循環・送風} 装置</p> <p>(除) ファン付きヒータ（分類番号4520）</p>

分類番号	分類名称	摘要
4 1 5 0	うず形管及びその他関連ある冷却管	<p>(含) 工具研削用スポットクーラ、機械工作用スポットクーラ、電子機器用スポットクーラ及び電子機器キャビネットスポットクーラ</p> <p>(除) 冷凍及び空気調節装置 (分類番号4 1 1 0及び4 1 2 0)、空気調節装置用構成品及び空気冷却装置 (分類番号4 1 3 0)、空気 {冷却・乾燥} (分類番号4 1 2 0)、パイプ及びチューブ (大分類4 7)</p>

大分類 42

{消火・救命・安全} 用器材  
及び環境保護用器材及び用具

小分類

分類番号	分類名称	摘要
4210	消火用器材	(含) 消火器、消火用おの、消火用くま手、消火用槌、消防車、消火ホース、筒先、1以上の消火ホース接続部からなるホース取付金具、消火ホース巻取り機、消防トレーラ、消火栓、散水消火装置のヘッド (除) 応急破壊棒 (分類番号5120, 1385)
4220	{海上救命・潜水} 用器材	(含) {潜水・サルベージ} 用器材、耐圧潜水服、浮遊式救命ネット、膨張式救命胴衣、救命いかだ (除) 救命ボート (分類番号5120)
4230	{汚染除去・防護処理} 用器材	注： 鋳造品及び電子機器構成品の含浸処理、皮革及び繊維製品の処理加工並びにその他類似の工業的な処理作業に設計された工業用処理器材は、この分類番号から除外する。
4235	危険物流出汚染・浄化器資材	(含) 二次流出汚染溜め、液体流出汚染パレット、流出汚染鉢、流出汚染システム、{吸収・吸着・吸取} 剤
4240	{安全・救命} 用器材	(含) 可搬式火災避難装置、非浮遊式救命ネット (除) 潜水服、固定式火災避難装置
4250	{再利用・再生} 用器材	(含) 除去、中性化するように設計又は、再使用不能なものを除き再利用可能物質として提供された物質及び機械

## 大分類 43

## ポンプ及び圧縮機

注： 特定の器材専用のポンプ及び圧縮機（例えば、エンジン用燃料ポンプ、航空機プロペラ、フェザリングポンプ、フォークリフト操作用ポンプ、{砲塔操作・車両ブレーキ}用圧縮機等）は、この大分類から除外する。 燃料分配器材を取付又は使用するために特殊設計された品目も除外する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘要
4310	圧縮機及び真空ポンプ	(含) {自走・被牽引}式圧縮機 (除) 冷凍用圧縮機 (分類番号4130)
4320	{動力・手動}ポンプ	(除) 実験室用ジェットポンプ (大分類65及び66)
4330	遠心分離機、分離機及び{加圧・真空}ろ過機	(除) 実験室用遠心分離機 (大分類65及び66)、水浄化ろ過機

大分類 44

{炉・蒸気設備・乾燥} 器材  
及び原子炉

小分類

分類番号	分類名称	摘要
4410	工業用ボイラ	(含) 最高使用圧力6.8キログラム重毎平方センチメートルを超える蒸気ボイラ、船用ボイラ、ボイラ胴、保有水量380リットルを超える低圧湯沸し器
4420	熱交換装置及び復水器	
4430	工業用 {炉・かまど} 類	(含) るつぼ炉、キュポラ (除) 工業用食糧加工かまど、金属燃処理炉、実験室用炉
4440	{乾燥・脱水・無水} 機	(含) 蒸発機
4460	空気清浄装置	(含) 電子式沈澱機、集じん装置 (除) 扇風機・送風装置 (分類番号4140)、空気調節装置 (分類番号4120)
4470	原子炉	注： この分類番号は、原子炉及びこれらの主要な冷却装置、補助燃料装置、専用推進プラント、処理及び修理装置、電氣的・制御装置、関連する特殊試験、水の化学的制御試験のために専用に設計された、すべての核反応及びこれらの品目を含む。より特定の分類番号が適切である品目については、この分類番号から除外する。 (含) 燃料補給装置、イオン処理遮蔽室、熱の障壁、制御棒、蒸気発生器、加圧水、原子炉容器、持ち運び運搬車、吊り上げ装置、新品・古品のカートリッジ

## 大分類 45

## {配管・暖房・廃棄物処理} 用器材

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
4510	配管系統 {取付品・アクセサリ}	(含) 浴槽、トイレ、洗面所、シャワー室、流し台、水洗トイレ、ちり紙容器・給水栓・把持用具・棚・シャワー頭部・洗浄弁・止め弁等のアクセサリ及び構成部品 (除) {ホース・パイプ・チューブ} 用 {取付品・特殊用品} (分類番号4730)
4520	暖房装置及び家庭用温水機	(含) 6.8パスカル以下 (6.8パスカル以上のボラに関しては、分類番号4410参照) のボイラ、保有水量380リットルまでの家庭用貯水タンク、暖炉用ヒータ、加熱炉 (かまど)、室内用暖房器、ラジエータ、浸水湯沸器、温水器、380リットルまでの回収容量 (回収容量380リットルを以上のヒータは分類番号4410を参照) (除) 車両用ヒータ (分類番号2540)、航空機用ヒータ (分類番号1660)
4530	燃焼装置ユニット	(含) 燃焼用バーナ、給炭機、ガスバーナ
4540	廃棄物処理用器材	(含) 圧縮機、廃物焼却炉、生ゴミ処理、焼却炉、浄化槽

## 大分類 46

## {浄水・汚水処理} 器材

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
4610	浄水装置	(含) 脱塩装置、濾過器材、冰雪溶解装置。 (除) 浄水構成品 (分類番号6810及び7930)、硬水軟化構成品 (分類番号6810及び7930)
4620	{船用水、工業用水} 蒸留装置	(除) 実験室用蒸留装置 (分類番号6640)
4630	下水処理装置	

## 大分類 47

パイプ、チューブ、ホース  
及びその取付金具

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
4710	パイプ、チューブ及び非柔軟性チューブ	(含) 排水溝パイプ、排水溝パイプ連結バンド、金属パイプ、プラスチックパイプ、チューブ及び非柔軟性チューブ及びそれらの組部品 (除) 空調暖房用パイプ(分類番号5420)、アスベスト及びセメント、アスファルト性質、粘土及びコンクリートパイプ(分類番号5630)、樋パイプ(分類番号5670)、排気管(分類番号1560、2990及び4520)、消化システムパイプ、チューブ及びこれらの組部品(分類番号4210)、フレキシブルチューブ(分類番号4720)、ガラス管(分類番号6640及び9340)、実験室用チューブ(分類番号6640)、医療及び外科用チューブ(分類番号6515)。
4720	ホース及びフレキシブルチューブ	(含) エアードクト、金属・非金属製、織物繊維ホース、これらの組部品、フレキシブルチューブ、及びこれらの組部品。 (除) 配水管及びこれらの組部品(分類番号5975)、実験室用チューブ(分類番号6640)、医療及び外科用チューブ(分類番号6515)、非柔軟性チューブ及びこれらの組部品(分類番号4710)。
4730	ホース、パイプ、チューブ、潤滑及びレールフィッティング	(含) アダプタ、湾曲、キャップ、クランプ、コネクタ、カプリング、クロス、ひじ管、伸縮継手、はばき金、輪縁、側面、潤滑フィッティング、多岐管、突起物、ノズル、排気口、プラグ、減圧器、{旋回及び回転}継ぎ手、T字管、トラップ、接合管、Y字管。 (除) 空調暖房設備(分類番号4520)、アスファルト素材及びコンクリート接続金具(分類番号5630)、配水管及びアクセサリ(分類番号5975)、樋アクセサリ(分類番号5670) 医療及び外科用アクセサリ(分類番号6515)、実験室用アクセサリ(分類番号6640)、支柱蓋及び支柱の端(分類番号5660)、機械用ねじ込みブッシュ及びプラグ(分類番号5365)。

大分類 48

弁

注： 特定の機器又は、装置に用いるよう設計された弁（例えば、タイヤ弁、エンジン {吸気・火薬} 弁、気化器弁、水混合弁、洗浄弁等）は、この大分類に含む。

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
4810	動力付弁	(含) 電動弁、水圧弁、電磁弁 (除) エンジン {吸気・排気} 弁 (分類番号2990, 2815)、消火器材専用に設計された弁 (分類番号4210)、配管器材等 (分類番号4540)
4820	手動弁	(含) 動力なしの自動調整弁、{ゲート・玉形・アングル・逆止め・安全} 弁、コック (除) 消火栓 (分類番号4210)、散水消火装置のヘッド (分類番号4210)、消火器材専用に設計された弁 (分類番号4210)、配管器材等 (分類番号4540)

## 大分類 49

## {整備・修理} 工場用器材

- 注： 1 自動車 {整備・修理} 工場用に設計された特殊器材で、自動車及び自動車以外の車両又は、機械に用いるものは、分類番号4910に分類する。
- 2 ジグ、フィクスチャ及びテンプレートで {整備・修理} 工場専用器材とともに用いるものは、この大分類に分類するが、金属加工機械とともに用いるものは、大分類34に分類する。
- 3 {試験・整備} 専用に設計された赤外線装置用 {組部品・小組部品・構成品} は、この大分類の該当する分類番号に分類する。
- 4 通信機器及び暗視器材試験用の赤外線機器は、この大分類から除外する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
4910	自動車 {整備・修理} 工場専用器材	(含) 自動車用リフト、車輪整合機器、ブレーキ調整機器、タイヤ {整備・修理} 機器、自動車専用に設計されたテストスタンド・試験用機器 (除) 手工具 (大分類51)、給油及び燃料分配器材 (分類番号4930)、自動車 {整備・修理} 工場専用に設計された基本的 {電気・電子} 式測定器 (例えば、電流計、電圧計、オーム計、マルチメータ等) (分類番号6625)
4920	航空機 {整備・修理} 工場専用器材	(含) {オーバーホール・修理} 用航空機組部品支持スタンド、航空機のエンジン・発電機・油圧系統・武器装置・自動操縦装置・射撃管制装置・飛行管制装置・航法装置等の航空機構成品の整備及び修理専用に設計されたテストスタンド・試験用機器 (除) 手工具、航空機 {整備・修理} 工場専用に設計された基本的 {電気・電子} 式測定器 (例えば、電流計、電圧計、オーム計、マルチメータ等)、{通信・電気・電子} 機器共用の試験装置
4921	魚雷 {整備・修理・点検} 専用器材	(含) {魚雷・魚雷構成品} {整備・修理} 用特殊設計の {整備・試験・点検・修理} 工場専用器材、付属具、取付具、検査及び固定具・水平ジャッキ装置・燃料注入吸出装置・分度器・後部架台傾斜台・高圧空気装置モータ乾燥器取り出し装置・{魚雷・魚雷構成品・パネル試験・取付具} {オーバーホール・整備・試験・修理・点検} 用水準試験台・{電気回路・発火回路・魚雷試験器} 用試験器材 (除) {弾薬・誘導弾・ロケット・射撃管制装置・水中機雷・爆雷} {整備・修理} 用特殊設計の {整備・試験・点検・修理} 工場専用器材また、基本的 {電気・電子} 式測定器は除く (例えば電流計、電圧計、マルチメータ等)

分類番号	分類名称	摘要
4923	{爆雷・水中機雷}{整備・修理・点検} 専用器材	(含) {爆雷・水中機雷}{整備・修理} 用特殊設計の {整備・試験・点検・修理} 工場専用器材、{爆雷・水中機雷} {オーバーホール・整備・試験・点検} 用台、試験装置・{漏洩試験・圧力試験・発火回路・時計装置} 試験器 (除) {誘導弾・弾薬・魚雷・ロケット・射撃管制装置} 用特殊設計の {整備・試験・点検・修理} 工場専用器材基本的な {電気・電子} 式測定器
4925	弾薬 {整備・修理・点検} 専用器材	(含) 弾薬品目 {整備・修理} 用特殊設計の {整備・試験・点検・修理} 工場専用器材、アクセサリ、検査及び固定具弾薬帯への弾薬装着器材、安定度試験炉、爆速測定器、雷管点火器材、弾心軸、後元器、試験器具、パネル、点火装置、弾薬 {整備・点検・修理} 用試験器 (除) {誘導弾・誘導弾遠隔管制装置・誘導弾装置} 専用に設計された {整備・修理・点検・試験} 器材、射撃管制装置、ロケット、水中機雷、爆雷、航空機火器発射筒用試験器材、基本的 {電気・電子} 式測定器 (例えば電流計、電圧計、オーム計、マルチメータ等)
4927	ロケット {整備・修理・点検} 専用器材	(含) {ロケット・ロケット構成品} {整備・修理} 用特殊設計の {整備・試験・点検・修理} 工場専用器材、ロケット整備台、試験台、固定具、ジグ、{ロケット・ロケットモータ・その他のロケット構成品} {整備・修理} 用に設計した工場器材 (除) {誘導弾・射撃管制装置・魚雷・水中機雷・爆雷} 用に特別に設計した特殊設計の {整備・試験・点検・修理} 工場器材、航空機ロケット発射筒用試験器材・基本的な {電気・電子} 式測定器 (例えば電流計、電圧計、オーム計、マルチメータ等)
4930	{潤滑油・燃料} 供給用器材	(含) 手持ち式グリースガン、集中式潤滑油供給装置、静水式給油機、{オイル・ガソリン} 供給ポンプ、燃料油供給ポンプ、手持ち式オイル、グリース供給機、加圧式注入器用アタッチメント、視滴注油器 (除) アレミート及び潤滑アクセサリ (分類番号4730)
4931	射撃管制装置 {整備・修理} 工場専用器材	(含) 特殊設計のテスト装置、整備用 {フィクスチャ・スタンド} (除) 射撃管制装置とその他の装置とに共用の器材、航空機用射撃管制装置 {整備・修理} 工場専用器材
4933	武器 {整備・修理} 工場専用器材	(含) 整備用 {スタンド・フィクスチャ・治具} (除) 航空機用武器 {整備・修理} 工場専用器材

分類番号	分類名称	摘要
4935	誘導弾 {整備・修理・検査} 工場専用器材	(含) 誘導弾又は、誘導弾遠隔管制装置専用に設計された {検査・テスト} 装置 (除) 誘導弾 {整備・修理・検査} 工場専用に設計された基本的 {電気・電子} 式測定器 (例えば、電流計、電圧計、オーム計、マルチメータ等)、誘導弾遠隔管制装置専用に設計した組込式の検査装置、{通信・電気・電子} 機器共用の試験装置
4940	その他の {整備・修理・} 工場専用器材	(含) ペイント吹付け装置 (除) 手工具 (大分類51)
4960	宇宙ビークル {整備・修理・点検} 専用器材	(含) 遠隔制御システムを含む宇宙ビークル専用に設計された点検試験用器材 (除) 誘導弾ミサイル及び宇宙ビークルの両方に使用される点検試験器材、遠隔制御システムのために専用に設計された内蔵修理器材、電流計・抵抗計・マルチメータ、及び分類番号として示される同様な器材を含むこれらの専用設計を含む電氣的及び電子的試験器材の基礎的な器材
4970	多目的誘導兵器 {高段階整備・修理} 工場器材	注： 複合誘導武器の試験、絶縁不良及び修理用に設計された、試験、点検設備及び修理のための工場設備。設備は唯一特定のシステムに対してのみ使用されるよう設計されている。(分類番号4921、4927、4935を参照)

## 大分類 5 1

## 工具

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
5 1 1 0	刃付き工具	(含) のみ、やすり、パイプカッタ、石目やすり、鋸、ねじ羽子板、おの、手おの、マチェット
5 1 2 0	刃無工具	(含) ハンマ、つるはし、切断専用以外のプライヤ、ねじ回し、ショベル、土工用 {レーキ・フォーク・くわ}、一般用ジャッキ、工事用ジャッキ、応急破壊棒、にかわつば、ブロートーチ (除) 技工用計測工具、園芸用 {レーキ・フォーク・くわ}・その他の園芸用具
5 1 3 0	動力付き工具	(含) ドリル、びょう打機、携帯用電動のこ、空気工具、手打式動力付き工具専用の研削 {と石・コーン}・その他の研削アタッチメント
5 1 3 3	{手動・動力} 式 {ドリル・カウンタボア・カウンタシンク}	
5 1 3 6	{手動・動力} 式 {タップ・ダイス・コレット}	(除) {パンチ・スタンプ・マーキング} 用ダイス
5 1 4 0	{工具・金物} 用容器	
5 1 8 0	工具 {セット・キット・アウトフィット}	注： この分類番号は、いくつかの異なった品目に分類できるもの、1 又は、いくつかの分類番号を構成するセット、キット、アウトフィットを含む。 個々の品目として、同じ分類に分類する、それらの品目及び品目の大きさ及び色のばらつきがあるセット、キット、アウトフィットは、この分類から除外する。

大分類 52

計測工具

小分類

分類番号	分類名称	摘要
5210	技工用計測工具	<p>注： この分類は、分類番号5220に分類される特殊な計測ゲージを含まない。</p> <p>(含) キャリパ、水準器、マイクロメータ、垂球、精密巻尺、スコヤ、アングルゲージ、センチゲージ、デプスゲージ、ドローゲージ、ドリルポイントゲージ、{フィレット及びラジアス}ゲージ、ガラスゲージ、幅尺ハイトゲージ、プレーナゲージ、リベット選別ゲージ、のこ歯セットゲージ、スクリュウピッチゲージ、トースカン、テレスコーピングゲージ、隙間ゲージ、チューブビードゲージ、チューブフレアゲージ、ツイストドリルゲージ、{ツイストドリルロッド}ゲージ、{ツイストドリルタップ}ゲージ、{テーパーワイヤー隙間}ゲージ、ワイヤーゲージ、{平削り盤及び形削り盤}工具取付ゲージ、ブロックゲージ</p>
5220	検査ゲージ及び精密測定工具	<p>注： 特殊検査ゲージは、この分類番号に分類する。</p> <p>(含) {リング・はさみ・ねじ山レングス}ゲージを含む限界ゲージ、プロファイルゲージ、フィクスチャゲージ、特殊検査ゲージ</p>
5280	計測工具 {セット・キット・アウトフィット}	

## 大分類 53

## 金物類及び研磨材

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
5305	ねじ類	
5306	ボルト	
5307	植込みボルト	
5310	ナット及びワッシャ	<p>注： 特殊設計されたものを含むナット及びワッシャはこの分類番号に分類される。 ナットは、内部を貫通した4角形や6角形の様な様々な形に造られた小さい金属製の塊である。 ワッシャは様々な形の金属片や皮、その他の金属に穴をあけたものである。 これらは主としてその部位の上の耐圧や縦の動きの防止や、その先端の形によって造られた機能に耐えうる動きを防止するためのボルト、ナット、リベットやくぎの台（座）に使用される。</p> <p>(含) 止めナット、アイナット、平ナット、可鋳性ナット、グリップ付ナット、板状ナット、推進ナット、凹凸ワッシャ</p> <p>(除) 平軸受けワッシャ（分類番号3120）、シム（分類番号5365）、リングスペーサ（分類番号5365）、板状スペーサ（分類番号5365）、止めリング（分類番号5365）</p>
5315	くぎ、キー及びピン	<p>注： 専用設計されたくぎ、キー及びピンはこの分類番号に分類される。 くぎは通常、頭部を有し、とがった細長いものであり、衝撃で差し込まれるように設計される。 キーは通常、例えば軸とハブの関連した回転を防ぐため、通常溝の中の2つの項目に一般的に差し込まれる品目である。 ピンは2つ以上の物質を一緒にくっつけるために使用され、角運動をさせる様々な材質の円筒形の品目である。</p> <p>(含) 金属製ダウエルピン、割ピン、スパイク、鋳、シャフトキー、平びょう、事務用を除く止め金、鉄道用犬くぎ、犬くぎ</p> <p>(除) シャフト（分類番号3040）、ロックキー（分類番号5340）</p>
5320	リベット	

分類番号	分類名称	摘要
5325	止め金具	(含) アイレット、グロメット、航空機用カウリングファスナ、繊維用ファスナ、止めリング
5330	{パッキング・ガスケット}材料	<p>注： この分類番号は、標準的な使用として設計されたシールとガスケットだけを含む。シールとガスケット及びパッキンは、専用に設計された材料から作られ、また熱、ガス、化学薬品、液体の働きからの悪化に耐えるために作られ、空洞を満たし、きっちりした密封状態を形成するために使用される。同様に、シール、ガスケット及びパッキンを作るために使用される材料は、大分類93、大分類80、大分類83に属するばらの状態で利用できる。</p> <p>(含) 汎用 {オイル・グリース}、{シール・リテーナ}、ビフワッシャ、オーカム、{パッキング・ガスケット}用特殊材料、ガスケット {ストリップ・テープ}、特定の単一用途に設計された成形済みのガスケット及びシール</p> <p>(除) Oリング (分類番号5331)、非金属加工材料 (大分類93)、ペイント、密閉剤及び接着剤 (大分類80)、無線周波妨害及び電磁妨害用ガスケット (分類番号5999)、すべてのシール材料</p>
5331	Oリング	(除) {パッキン・ガスケット}材料 (分類番号5330)
5335	金網	<p>注： 金網は通常、微細な部分から粗く分離し、取付けられ、用いられる穴のあられた板状、円筒形、メッシュ状の針金繊維である。</p> <p>(含) 虫よけ金網、工業用 {金属製クロス・ふるい}</p> <p>(除) 垣根用金網 (分類番号5660)</p>

分類番号	分類名称	摘要
5340	その他の金物	注： 商業用の用途のために主として設計された通常の金物は、この分類番号に分類される。 金物は他に分類されない最終物質の物理的、有形、耐久的な構成物質である。 それは、また通常建築物及び製造物に使用される一般的な物質からなる。（例えばヒンジやドアの鍵） (含) 立入り遮蔽物、バンパ、キャスタ、ドア閉鎖器、ちょうつがい、鍵、締め金具、小箱用金具、{トランク・荷物} 用金具、非水圧式 {防振具・防振架台} (除) 兵器システム用器材 (分類番号5342)
5341	ブラケット	注： すべてのブラケットは、この分類番号に分類する。 特定の使用目的及び/又は、用途に設計されたブラケットもこの分類番号に分類される。 ブラケットは自身以外のものを支える固定具である。 (含) アングルブラケット、ダブルアングルブラケット、取付金具 (除) コーナーブレース (分類番号5340)、Tブレース (分類番号5340)、メンディングプレート (分類番号5340)
5342	兵器システム用器材	注： 兵器システム用にのみ設計された器材を、この分類番号に分類する。 (含) アダプタ、アンカープレート及びストラップ、陽極ジャバラ、連結器、操作桿、ヨーク (除) 市販の機器 (分類番号5340)
5345	研磨盤及びと石	(含) 研磨 {ベルト・ベルト材}、仕上げと石、汎用研削と石 (除) 研科用研磨材、機器用の研削コーン、その他の研削アタッチメント
5350	研磨材	(含) 研磨布、研磨紙、研磨粉剤、金属仕上げ研磨剤、工業用ダイヤモンド、ダイヤモンド粉末、べんがら
5355	ノブ及びポインタ	(含) 目盛り付きノブ、汎用目盛り付きダイヤル

分類番号	分類名称	摘要
5360	{コイル・フラット・リーフ及びワイヤ}ばね	<p>注： 特種設計されたものを含むすべてのスプリングは、この分類番号に分類する。 スプリングは押しつけたり、伸ばしたり、そらした後、その原型に回復する弾力性のある機械的な装置である。</p> <p>(含) 押しばね、ねじりコイルばね、板ばね、組部品、薄板ばね、引きばね</p>
5365	ブッシュ、リング、シム及びスペーサ	<p>注： 特殊設計されたものを含むすべての品目は、この分類番号に分類する。 ブッシュは、形状が円筒形で中空で主として穴の有効な内径を縮小させるために、穴の中に挿入し、圧力、ひずみ、振動からの衝撃の効果から穴に対して物体の構造を保護するために設計される。 リングは、形状が円筒形で通常中心の穴を有し平らである。 リングは多くに適用される。 指定された使用法の固有の品名が確認できる。 シムは薄く、時々テーパが付けてあり、金属片は物体のとのすきまを満たすために使用される。 寸法的なパラメタの固有の品名が確認できる。 スペーサは相互に離れた2つの部材を保持する装置である。</p> <p>(含) 外ねじリング、{キー・鋸歯状} 止めリング、D型リング、止め輪機器、シムセット、段付き {スペーサ・プレート・リング・スリーブ}、スペーサセット、{ブッシング・プラグ} 機械ねじ</p> <p>(除) スリーブ軸受け (分類番号3120)、ねじ山のあるパイプ、プラグ (分類番号4730)、ピストンリング (分類番号2520、2805、2810、2815、2825、2990、3040、4310、4820)、止めリング (分類番号5325)、シムストック (分類番号9515)</p>

## 大分類 5 4

## 組立式構造物及び足場

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
5 4 1 0	{組立・可搬} 式建物	(含) 組立式建物用パネル、組立式半永久 {建造・構造} 物
5 4 1 1	剛性ウォールシェルタ	(含) {陸上・海上・航空} 輸送が出来るように設計し、完成された可搬式シェルタ
5 4 1 9	宿営施設支援システム	注： 可搬式施設であり、通常、休憩スペースを含み、宿泊、食事、洗濯、シャワー等の衛生サービスにより士気を高めるための支援システムを、この分類番号に分類する。
5 4 2 0	{固定・浮遊} 式橋りょう	(含) 橋りょう建造用特殊器材、浮橋用 {フロート・舟} (除) ポンツーン及び浮きドック (分類番号1 9 4 5)
5 4 3 0	貯蔵タンク	(含) 組立済み又は、組立前の貯蔵専用タンク、{圧力・真空} タンクの外殻、石油貯蔵タンク (除) ボイラタンク (分類番号4 4 1 0)、温水タンク (分類番号4 5 2 0)
5 4 4 0	足場装置及びコンクリート打ち型	(含) 成形済みコンクリート打ち型、建築工事用 {はしご・階段} (除) 航空機 {整備・搭載} 用はしご (分類番号1 7 3 0)、消防用はしご (分類番号4 2 1 0)、{整備・修理} 用はしご (分類番号4 9 4 0)、船用網はしご (分類番号2 0 9 0)、車両用はしご (分類番号2 5 4 0)
5 4 4 5	組立式塔構造物	(含) 送電塔、レーダ塔、探照燈塔、管制塔、アンカーレール、タイロット、ブレース、ステップス、張網組部品等の組立式塔構成品、塔用特殊金物
5 4 5 0	その他の組立式構造物	(含) 屋根なし観覧席、特別観覧席

## 大分類 55

## 木材、木工品、合板及び化粧板

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
5510	木材及び木製基礎材料	(含) 角材、床木、抗木、電柱、枕木、木材細粉、木材、薄板、下見板、型材、ひき物 (除) 木工品 (分類番号5520)、合板 (分類番号5530)、化粧板、非木工品製品 (分類番号5670)
5520	木工品	(含) ドア枠、ドア、窓枠、サッシ (除) 型材、ひき物 (分類番号5510)、非木工品製品 (分類番号5670)
5530	合板及び化粧板	(含) {合板・化粧板} パネル

## 大分類 56

## {建設・建築} 材料

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
5610	鉱物性建設用材料	(含) アスファルト、鉱さい、砂利、石灰、砂、粗石、石材、セメント、バラスト (除) 成形ブロック、れんが
5620	建築用 {タイル・れんが・ブロック}	(含) コンクリートブロック、鉱さいブロック、スラグブロック、切り石、仕上げ済み切り石、{床・壁} 用磁器タイル、建築用テラコッタ、コンクリート製 {スラブ・格子}
5630	非金属製 {パイプ・導管}	(含) コンクリート {パイプ・導管}、地下埋設用 {土管・導管}、下水管、地下埋設用非金属製パイプフィッティング (除) {実験室・電気} 用非金属製 {パイプ・コンジット} フィッティング・非金属製フレキシブル {ホース・チューブ}
5640	壁板、建築紙及び断熱材料	(含) 建築用ペーパーボード、天井板、石こう板、断熱板、しっくい板、防音板、タール紙、壁紙、ミネラルウール、ガラスウールパッド、パイプ被覆材料 (除) 電気絶縁材料
5650	屋根ふき及び下見張り材料	(含) メタルシートを含む屋根ふき材料各種、ルーフィングフェルト、ルーフィングロール、ルーフィングタイル、こけら板 (除) タール紙、金属製 {屋根ふき・下見} 用素材、木製下見板
5660	さく材料、さく及びさくの扉	
5670	建築及び建築関連金属製品	注： 木工品は分類番号5520に分類される。 (含) ドア枠、窓枠、窓サッシ、とい、格子戸、格子窓、雨戸、壁備え付け避難梯子 (除) 下水溝の配管、{家具・壁張用材} 関連構成品
5675	非木材建設及び建築関連資材	(含) 非木材角材、床材、特性ろくろ細工・彫刻、非木材化粧板 (除) 木工品及び木材化粧板 (分類番号5520, 5530)、木製品目 (分類番号5510)
5680	その他の建設用材料	(含) メタルラス、航空機着陸マット、牽引車用マット

## 大分類 58

## {通信・探知・収束放射線} 器材

注： 大分類60に分類される光ファイバ品目、分類番号{5955又は、5963}に分類される発振器品目、分類番号5963に定義される電子モジュール、大分類58の装置（分類番号5995参照）に関連する{電線・電線組部品・ハーネス・セット}及び自動データ処理装置に使用される{データ電送・情報装置・端末機・感知器等}はこの大分類から除外する。 大分類58の中には、他の大分類に比較して、同一品目がいくつかの分類番号に分類されている品目が多い。 又、この大分類に含まれる品目名で、他の大分類に分類されている品目もある。 これらの品目は、品目名が同一であっても全く異なった{部品・組部品}である。 同一の品目名が二つ以上の分類番号に分類されていることは、その品目名の{部品・組部品}が、一方で一つの分類番号に分類される器材を示し、もう一方で、他の分類番号に分類される器材を示す。 例えば、CODER、AUDIOFREQUENCYという品目名は、明らかに異なる二つの組部品に適用される、その一つは、分類番号5810に分類される暗号器材の組部品であり、他の一つは、分類番号5840に分類されるレーダ装置の組部品である。 このような異なった品目で同一の品目名を有するものは、それぞれの品目の分類区分選定可能な高次の組部品と同じ分類番号に分類する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘要
5805	{電話・電信}装置	
5810	通信保全器材及びその構成部品	
5811	その他の暗号器材及びその構成部品	
5815	印刷電信機及び模写電送装置	(含) チッカ・パルス加算機
5820	航空機搭載用以外の{無線・テレビジョン}送受信装置	(含) テレメータ (除) 家庭用 {ラジオ・テレビジョン}
5821	航空機搭載用 {無線・テレビジョン}送受信装置	(含) テレメータ
5825	航空機搭載用以外の無線航法装置	(含) ロラン、ショラン、方向探知機
5826	航空機搭載用無線航法装置	(含) ロラン、ショラン、方向探知機
5830	航空機搭載用以外の{相互通信・放声}装置	(含) 有線放送装置、屋内通信装置、艦内通信装置、車内通信装置
5831	航空機搭載用 {相互通信・放声・}装置	
5835	{録音・再生}装置	(除) 家庭用蓄音機、口述機械
5836	ビデオ録画及び再生装置	注： ビデオモニタ、テレビ、カメラ、プリンタ及び種々の通信装置に用いられる録画再生機の電子式ビデオ装置だけを、この分類番号に分類する。 クリーナ、テープ継ぎ器、巻き戻し器、リールやテープを含む。 写真用器材(大分類67)、ADP型コンピュータモニタ(大分類70)、無線受信/送信用ビデオ装置(大分類58)を除く。

分類番号	分類名称	摘要
5840	非航空機搭載用レーダ装置	注： {射撃管制装置・誘導弾} 専用に設計されたレーダ {組部品・小組部品} は、この分類番号から除外し、大分類12又は、大分類14の該当する分類番号に分類する。
5841	航空機搭載用レーダ装置	注： {射撃管制装置・誘導弾} 専用に設計されたレーダ {組部品・小組部品} は、この分類番号から除外し、大分類12又は、大分類14の該当する分類番号に分類する。
5845	水中音響装置	注： 対潜測音射撃管制装置用に特殊設計されたものは、この分類番号から除外する。 (含) 対潜測音機、水中聴音機、ソノブイ、ソノブイ投下機、測探儀、水中測音装置
5850	{可視・不可視} 光通信装置	注： 通信用赤外線機器だけを、この分類番号に分類する。 {射撃管制・誘導弾} 装置、{試験・整備} 専用装置、暗視器材及びその他の非通信用機器専用に設計された赤外線装置用 {組部品・小組部品・構成部品} は、この分類番号から除外する。 (含) 日光反射信号機
5855	放射機 {発射・反射} 暗視装置	注： 暗夜における {地形・目標} を {探知・観測・識別} するために能動的又は、受動的技術を使う {映像製作・装置関連補助装置及びこれらの小組部品・構成部品} は、この分類番号に分類する。 {射撃管制・夜間観測・探知} 用の汎用品目は、この分類番号に分類する。 (含) 近赤外線源から放射される放射線を利用する品目。目標から反射される低レベルの放射線を利用する {照準・観察} 装置、目標探知及び観測装置関連放射線源、映像変換器、増幅管、暗視用として特に設計された {電源・その他の構成部品}、{照準・観察} 装置、{目標探知・位置探知・目標から発射された熱線を利用する遠隔観察} 装置、暗視装置として特に設計された関連固体放射線増幅器、光伝導体、感熱管、電池、素子及びその他の構成部品。 {反射・発射} された放射線の双方を利用する能力を持った品目。 (除) 分類区分表で、他の分類番号に特に分類されている品目。 射撃管制目的のための管制ユニット内の昼間及び夜間観察特性を取り入れた光学監視装置。誘導弾に使用するために設計された非暗視型の品目 通信機関、実験装置、レンズ、プリズム、電磁窓の光学素子

分類番号	分類名称	摘要
5860	誘発収束放射線 {装置・構成 品・アクセサリ}	注： 放射線の誘発発射原理で作動する装置並びに誘発収束放射線技法に直接関係を有する関連構成品及びアクセサリは、この分類番号に分類する。放射線の発生法は、レーザ (LASER) 及びメーザ (MASER) 技法により行われる。誘発収束専用設計され、他に用いられない品目だけを、この分類番号に分類する。この装置を含む組立品及び主装置は、この分類番号から除外する。
5865	{ECM・ECCM・QRC} 器材	注： 電波の効果を妨害したり、減じたりあるいは確保するように設計された {能動・受動} 的電子 {機器・装置・補助装置} はこの分類番号に分類する。 (含) 分類区分表で他に分類できないもので特殊設計された {ECM・ECCM・ESM・QRC} 器材又は、構成品 (除) 分類区分表で特殊の分類番号に分類された非電子品目
5895	その他の通信装置	注： この分類番号には、特定の分類番号に分類されない通信器材が分類される。(大分類58の「注」を参照) (含) モデム (除) ECM器材

## 大分類 59

## {電気・電子} 機器構成品

注： 特殊設計のブラケット、ホルダ、リテーナ等の取付金具は、この大分類の分類番号に分類する。  
ねじ（分類番号5305）、ボルト（分類番号5306）、植え込みボルト（分類番号5307）、ワッシャ（分類番号5310）、リベット（分類番号5320）及び大分類59以外の大分類中の特定の分類番号に分類される一般金物類は、この大分類の分類番号から除外する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
5905	抵抗器	(含) バリスタ、安定抵抗器、加減抵抗器、抵抗器回路網、抵抗器取付金具、サーモスタット (除) 抵抗線
5910	コンデンサ	(含) 混信フィルタ用コンデンサ、コンデンサ取付金具 (除) 半導体素子、付属金具
5915	フィルタ及び回路網	注： フィルタ及び{抵抗器・コンデンサ・コイル}を組み合わせて構成される回路網だけを、この分類番号に分類する。なお、抵抗器だけで構成されるものは、分類番号5905に、コンデンサだけで構成されるものは、分類番号5910に、また、コイルだけで構成されるものは、分類番号5950に分類する。
5920	ヒューズ、避雷器、吸収器及び保護装置	(含) ヒューズホルダ、ヒューズボックス、ヒューズポスト、ヒューズリンク、ヒューズブロック、電流制限器コロナ放電、静電気放電 (除) 遮断器
5925	回路遮断器	(含) 遮断器 (除) リレー
5930	スイッチ	(含) {ロータリ・ナイフ・トグル・押しボタン・水銀・自動調温・圧力差動} スイッチ (除) スイッチギヤ
5935	コネクタ	(含) プラグ、ジャック、レセプタクル、電子構成品ソケット、関連アクセサリ (除) 連結器、光ファイバ
5940	ラグ、端子及び端子板	(含) 留め金、電池用クリップ、スタッド端子、テストクリップ
5945	継電器及びソレノイド	(含) 電磁作動機構 (除) 接触器
5950	コイル及び変圧器	(含) コイル {点火コイル及び磁石発電機用コイルを除く}、コイルの集合体、磁石増幅器、リアクタ、変圧器
5955	発振器及び圧電水晶体	(含) 水晶ユニット、特定の周波数に調整してある未装着の水晶体、水晶制御発振器、水晶製でない制御発振器 (除) 分類番号5963及びマイクロ回路に定義される電子モジュールに分類される水晶制御発振器及び水晶製でない制御発振器

分類番号	分類名称	摘要
5960	電子管及び付属金具	(含) 整流管、光電管、電子発信管 (除) トランジスタ、電子管ソケット、X線管、半導体素子及びその付属金具
5961	半導体素子及び付属金具	(含) 半導体組部品、半導体ダイオード、半導体整流器、半導体素子、トランジスタ、ユニット化された半導体及びソケットを除く付属金具 (除) マイクロ回路、光電子素子及び付属金具
5962	電子マイクロ回路	注： マイクロ回路は、次のように定義される。 電子回路機能をもたせるために、一つの基板上に素子を置いて相互に接続した単位部品と同等の電気的特性を有する一つの小さな回路である。 この素子は、半導体又は、絶縁体基板上に作られており、半導体と絶縁体フィルムが1個又は、2個隔離されて組合わさったものである。 個々に内部接続されたマイクロ構成部品（小さく分離された構成部品）はこの分類番号から除外する。 また、コンデンサ、トランジスタ又は、これらの配列のようにそれ自体では電子回路の機能を持たず、1個だけの素子でできていて機械的に厚膜又は、薄膜構成の品目も除外する。 (含) 集積回路装置、集積回路モジュール、{ハイブリッド・磁気・分子・光電子・薄膜} 集積電子装置 (除) {コンデンサ・抵抗・ダイオード・トランジスタ・印刷回路基板・サーキットカード組部品・フィルタ・回路網} の単一回路素子
5963	電子モジュール	注： この分類番号でいう「電子モジュール」とは、電子構成部品をいい、各種の装置、あるいは最終品目設計の用をなすとともに{電圧・電流}又は、いずれか一方を制御して{利得・発振・スイッチング}若しくは、これらに類似した集積電子機能を生じ得るものである置換性を有する単一物体の中には、超小型化された{電子部品・素子}又は、いずれか一方からなる集合体で構成され、また、所要の電気的結合を完全にするため、プラグインマウントを備えている。 この品目は、これ以上分解できず、CIRCUITCARD ASSEMBLY及びELECTRONIC COMPONENTS ASSEMBLYなどの品目と区別できる。 これらのモジュールは、{企業・官仕様書・規格}に適合しており、共通性を高め、適正な動作性能を確実にするために、すべての物理的諸元及び電気的パラメータを定めている。 (除) マイクロ回路、電子試験器材プラグインユニット

分類番号	分類名称	摘要
5965	ヘッドセット、ハンドセット マイクロフォン及びスピー カ	
5970	電気 {絶縁物・絶縁材料}	(含) {チューブ・ノブ・クリート・ストレーン・スタン ドオフ} がいし、引込がいし、卵形がいし、絶縁テ ープ、ワニステープ
5975	電気工事用金具類	(含) 電線管、導板、フェースプレート、コンジュレッ ト、アウトレット、他の分類番号に分類されない架 線用金具
5977	コンタクトブラシ及び電極	(含) 回転機械用ブラシ、炭素ブラシ材料、ブラシ {ア ーム・保持器}、灯用電極 (除) 陽極、陰極、溶接用電極
5980	光学電子部品及びその関連 装置	(含) 数字、英数字、記号又は、グラフィック情報、エ ミッターを表示する光学電子 {部品・組部品} カプ ラ、検出器及びスイッチ等、表示機能のない光学電 子部品 (除) 電気照明設備、ランプ及び関連装置
5985	アンテナ、導波管及びその関 連器材	(含) アンテナ、支柱、管制装置、減衰器、連結器、送 信系統 (除) 管制塔構造物
5990	シンクロ及びリゾルバ	(除) シンクロ装置、サーボ機構
5995	通信機器用 {ケーブル・コード ・ワイヤ} 組部品	注： 大分類58及び大分類59に分類される機器及び 構成品に使用するケーブル、コード、電線組部品及 びセット (配線ハーネス) だけを、この分類番号に 分類する。 大分類58及び大分類59以外の大分 類に分類されるケーブル、コード、電線組部品及び セット (配線ハーネス) は、もし多くに適用可能で あり、また分類された高次の分類可能な組部品で特 殊に設計されたものであれば、分類番号6150に 分類される。 (除) 光ファイバケーブル組部品
5996	増幅器	(含) オーディオアンプ、補助増幅器、オペアンプ、パ ワーアンプ、ラジオ周波数増幅器、信号増幅器、ビ デオ増幅器 (除) 機能検出用増幅器、ミキサ増幅器、マイクロ回路 装置
5998	{電気・電子} 組立基板、カ ード及びその関連装置	(除) サーキットカード、電子構成品
5999	その他の {電気・電子} 機器 構成品	(含) 永久磁石及び磁気ひずみ材料、電気用 {キャップ・ クリップ・コンタクト}

## 大分類 60

## 光ファイバ用 {材料・構成品・組部品・アクセサリ}

注： 光ファイバとは、光エネルギー（光線）をファイバを通して他の位置へ導く機能を有するものに対する一般用語である。 通信、データ伝送、映像伝送又は、照明に用いられる {部品・材料・装置} 光ファイバ品目を、この大分類に分類する。 大分類51に属する工具、大分類65（医療）に属する映像装置、大分類66（計器）に属する電気、電子、光学器械及び適正な装置の大分類に分類できる光ファイバの構成品を使用する装置はこの大分類から除外する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘要
6010	光ファイバ導体	注： 個々に分離した光ファイバは、この分類番号に分類する。
6015	光ファイバケーブル	注： 1以上の分離した光ファイバ導体を、まとめて保護するように包んだものを、この分類番号に分類する。 電気伝導体、被覆電線及び補強材料を含んでもよい。
6020	光ファイバケーブル {組部品・ハーネス}	注： 通信及びデータ伝送に使用するため、取付用の端末処理を施した1以上の光ファイバ伝導体及び被覆線はこの分類番号に分類する。 照明及び画像送信に使用するものはこの分類番号から除外する。
6021	光ファイバスイッチ	注： 光ファイバシステムの接続選択に使用するスイッチは、この分類番号に分類する。
6030	光ファイバ装置	注： 光ファイバシステム内で活発な機能を有する光ファイバ装置を、この分類番号に分類する。
6032	光ファイバ用光源及び光センサ	注： 光ファイバシステムに使用する発光ダイオード、レーザダイオード及び光センサを、この分類番号に分類する。
6035	光ファイバの光転送及び画像転送部品	注： 照明又は、画像送信用に使用される光ファイバ部品は、この分類番号に分類する。 通信又は、データ送信のために使用される品目は、この分類番号から除外する。
6060	光ファイバ连接器及びその補給品	注： {连接器・分配器・光ファイバの接続} などのすべての光ファイバの端末部は、この分類番号に分類する。 電気的コネクタを含めてもよい。 (除) コネクタ
6070	光ファイバ {アクセサリ・補給品}	注： 光ファイバの {解体品・調整品・関連補給品} は、この分類番号に分類する。 (除) 電気及び光ファイバの応用品に共通する金具及びその補給品は分類番号5975に分類する。

分類番号	分類名称	摘要
6080	光ファイバ {キット・セット}	注： {光ファイバ構成のみ・光ファイバ構成及び関連部品・光ファイバ構成及び関連工具・光ファイバ構成、関連部品及び関連工具} は、この小分類に分類する。 (除) 類番号5180の工具 {キット・セット}、大分類66の試験 {セット・器具} 及び親機器の大分類に分類する光ファイバ構成を使用する最終品目の {セット・装置}
6099	各種光ファイバの構成	注： 他の分類番号に分類できない光ファイバ品目は、この分類番号に分類する。 (大分類60の「注」を参照)

大分類 6 1

電線及び {電力・配電} 用器材

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
6 1 0 5	電動機	(除) エンジン始動用電動機
6 1 1 0	電気制御装置	(含) 接触器、電動機制御器、動力電子制御装置、電流開閉器、電圧制御器 (除) 自動操縦装置、継電器、抵抗器
6 1 1 5	発電機及び発電機セット	(含) {エンジン・タービン・風力・手動} 発電機セット及び航空機用補助発電機 (除) モータコンバータ、電動発電機セット、エンジン発電機、エンジンに付属の発電機
6 1 1 6	燃料電池 {電源ユニット・構成品・アクセサリ}	注： 酸化還元型の化学反応で直接起電力がえられるよう設計された品目は、この分類番号に分類する。完備した電源ユニットには、タンク、ポンプ及びアクセサリの制御装置を備えており、{気体・液体} 燃料及び酸化剤を連続的に間断なく供給することが必要である。 (含) 機能的に完備した燃料電池電源ユニット、燃料電池、燃料電池 {組部品・モジュール}、燃料電池リアクタントチャンバ、燃料供給装置、電解液ヒータ、熱交換器、この分類番号に分類される燃料電池電源ユニット専用の内部構成品 (除) 一次電池 (分類番号6 1 3 5)、二次電池 (分類番号6 1 4 0)、発電機、発電機セット (分類番号6 1 1 5)、分類区分表で、他の分類番号に特に分類されているもの。
6 1 1 7	太陽光発電システム	注： 太陽光エネルギーを電力に直接変換するために設計された品目を、この分類番号に分類する。
6 1 2 0	{配電・発電所} 用変圧器	注： 定格1 KVAをこえる変圧器は、この分類番号に分類する。 (除) 計器用 {変圧器・交流器}
6 1 2 5	回転電流変換機	注： 機械的回転運動を使用して、電気エネルギーを一方から他方に変換 (すなわち、交流から交流に、直流から直流に、交流から直流に及び直流から交流に) する機器は、この分類番号に分類する。 発電機及び発電機セット (分類番号6 1 1 5) は、この分類番号から除外する (含) 回転式電池充電装置、発電動機、モータコンバータ、電動発電機セット、相数変換機、回転装置、同期変流器 (除) 非回転装置

分類番号	分類名称	摘要
6130	非回転電流変換器	注： 機械的回転運動以外の方法を用いて電気エネルギーを一方から他方に変換（すなわち、交流から交流に、直流から直流に、交流から直流に及び直流から交流に）する機器は、この分類番号に分類する。 (含) 非回転式電池充電装置、汎用電源装置 (除) 整流管（分類番号5960）、回転装置（分類番号6125）、変圧器（分類番号5950）、半導体素子、整流性水晶（分類番号5961）
6135	一次電池（再充電できない。）	(含) 充電不可能な {乾・湿} 電池
6140	二次電池（再充電できる。）	(含) 充電可能な {乾・湿} 電池
6145	電線及びケーブル	注： 一定の長さ限定されない電線及びケーブルは、この分類番号に分類し、末端加工済み又は、接続金具付きで一定の長さ限定された電線及びケーブルは、この分類番号から除外する。 (含) アンテナ線・同軸ケーブル・ヒューズ線・抵抗線・マグネット線等の {絶縁・非絶縁} {電線・ケーブル} (除) 無線周波電送線（分類番号5985）、光ファイバケーブル（分類番号6015）、{配電・送電} ケーブル組部品（分類番号6015）、通信機器用ケーブル（分類番号5995）
6150	その他の {電力・配電} 器材	(含) {アプライアンス・エクステンション} コード、はん用アタッチメント付き {電力・配電} ケーブル、エンドベル・フレーム等の回転機器用共通構成品
6160	その他の電池 {保持取付具・保護用品}	(含) 電池 {収納箱・カバー・保護用品・棚・保持器・トレイ}

## 大分類 62

## 照明器具及びランプ

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
6210	{屋内・屋外} 用電気照明器具	(含) {空港・停車場・競技場・街路} 用照明器具 (除) 非電気式の屋外照明器具、信号器具、非電気式の屋内照明器具
6220	乗り物用電気照明器具	(含) {自動車・船舶・鉄道・航空機} 用照明器具 (除) 非電気式の乗り物用照明器具
6230	{可搬・手さげ} 式電気照明器具	(含) 投光器、探照灯、手さげ灯 (除) 非電気式の {可搬・手さげ} 式照明器具、{信号・警報} 装置
6240	電灯	(含) 蛍光灯、{大・小} 型白熱電球、水銀灯、ナトリウム電灯
6250	安定器、ソケット及び始動器	
6260	非電気式の照明器具	(含) 非電気式のランタン、{可搬・手さげ} 式カーバイドランプ、ろうそく

## 大分類 63

## {警報・信号・危険探知} 装置

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
6310	交通信号装置	(除) 鉄道用信号装置
6320	船舶用 {警報・信号} 装置	
6330	鉄道用 {警報・信号} 装置	(含) 踏切開閉装置、信号灯、閉そく信号機 (除) 腕木式信号機
6340	航空機用 {警報・信号} 装置	(含) 酸素圧力 {警報・信号} 装置、{気圧・高度} 警報信号装置、搭乗員用警報信号装置、警報管制装置、脚位置警報装置 (除) 航空機エンジン用 {オイル・燃料} 警報装置
6350	その他の {警報・信号・危険探知} 装置	(含) 追突防止警報装置、霧笛、ドラ、チャイム、ベル、防犯ベル装置、火災警報装置、警察用警報装置、警察用音響装置、手動式ガス警報器、着陸警報装置 (除) ロラン、レーダ、対潜測音器、エンジン用 {オイル・燃料} 警報装置、航空機用酸素警報装置

大分類 65

{医・歯・獣医} 科用装置  
及び用品

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
6505	医薬品及び生物学的製剤	注： 人体に対し処方することが適切である医薬品は、この分類番号に分類する。 (含) 厚生労働省によって人体に投与することが認められた日本薬局方収載品目等、治療効果の期待される化学薬品、生物学的製剤を、この分類番号に分類する。 (除) 医療部外品である化粧品類は分類番号6508、体外診断用薬品及び試験薬品は分類番号6550に、動物用の医薬品、生物学的製剤は分類番号6509に分類する。
6508	医療部外品である化粧品類	(含) 厚生労働省によって医療部外品と指定された薬品を含めた化粧品を、この小分類に分類する。 (除) 医療部外品以外の化粧品類は大分類85に分類する。
6509	動物用医薬品	(含) 農林水産省によって投与が認められ、特に動物に投与されるすべての医薬品(化学的、生物学的製剤) (除) 人体に投与される医薬品及び生物学的製剤は、分類番号6505に分類する。
6510	外科用包帯材料	(含) 包帯、圧迫包帯、脱脂綿、ガーゼ、パット、スポンジ及び外科用吸収体などを含め外科用包帯材料。
6515	{内科・外科} 用 {器具・装置・用品}	(含) 麻酔装置、輸血装置、酸素治療装置、人工呼吸器、整形外科用品、副木、体温計、縫合糸、補聴器、獣医科器械、光ファイバ内視鏡 (除) 眼科用 {器具・装置・用品}、医療用以外に用いる内視鏡
6520	歯科用 {器具・装置・用品}	(含) 歯科用切削器械、歯科技工用 {器械・器具}、治療用椅子、歯列矯正器具、義歯、歯科用金属材料、歯科用研磨機、歯科技工用備品
6525	医療用X線 {装置・用品}	(含) 医療用X線フィルム、医療用X線フィルム観察器、医療用X線フィルム {現像・仕上げ} {装置・用品}、X線管 (除) 工業用X線装置
6530	病院用 {備品・装置・器具・用品}	(含) 整形外科用器械、手術用照明装置、物理療法装置、滅菌 {器械・装置}、患者用椅子、担架、病院用ベッド、患者拘束器具

分類番号	分類名称	摘要
6532	手術衣	(含) 医療施設用被服・繊維製品 (除) 一般用の被服・繊維製品
6540	眼科用 {器械・器具・用品}	(含) 眼科用レンズ {切断・研磨} 器械、眼鏡用レンズ、 眼鏡枠、{眼鏡・視力計測} 用 {器械・器具・用品} (除) 一般光学用レンズ {切断・研磨} 器械、耳鏡、 検眼鏡セット、他の医療学科に使用する手術用 {器具・ 用品}
6545	医療用消耗品の {セット・キ ット・アウトフィット}	(除) 殺虫剤キット、耳鏡鏡セット、検眼鏡セット、 体外診断用試験キット
6550	体外診断用 {薬品・セット・ キット}	(含) 検査用錠剤、検査用スライド、検査用プレート、 検査用試験紙、検査用試験液、体外診断用薬品、血 液、尿及び排泄物などの定性・定量試験を行うため の {セット・キット} (除) 体外診断用の目的で使用される医薬品 (分類番号 6505)

大分類 66

計器及び試験用装置

注： 計器及び試験用装置として特に設計された赤外線用組部品 {小組部品・構成品を含む} は、この大分類に分類する。

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
6605	航法用計測器具	(含) 方位鏡、六分儀、八分儀、ら針儀、プロット盤、水中測程儀、エアージョインジケータ、偏流計
6610	飛行用計器	(含) 速度計、昇降度計、旋回計、ピトー管、水平儀、姿勢指示器 (除) 航法用計測器具 (分類番号6605)
6615	自動操縦装置及び航空機搭載ジャイロ構成品	注： 誘導弾のジャイロ構成品を、この分類番号に分類し、完備したジャイロ機構及び航空機搭載用でないジャイロ構成品は、この分類番号から除外してその品目の分類区分選定可能な上位の組部品と同じ分類番号に分類する。 (含) 自動操縦調節機、{方向・垂直・旋回・水平} 自動操縦装置、{航空機・船舶} 搭載用自動操縦機構、ヘリコプタ自動安定装置 (除) 自動操縦訓練装置 (分類番号6930)、誘導武器用自動操縦装置 (分類番号1420)
6620	エンジン用計器	注： エンジンとエンジン以外のものとに共用の計器は、この分類番号から除外し、この大分類の中のその品目の該当する分類番号に分類する。 (含) 航空機・船舶・車両等のエンジン専用計器・燃料圧力計、マニホールド圧力計、油圧計、燃料混合比指示計、エンジン用 {オイル・燃料} 警報装置
6625	{電気・電子} 特性 {測定・試験} 用計器	注： 基本型の {電気・電子} 式試験器具 (例えば、電流計、電圧計、オーム計、マルチメータ及び類似の器具) は、特殊設計のものを含めて、すべてこの分類番号に分類し、射撃管制装置、誘導弾、車両、航空機又は、写真器材専用に設計された基本型以外の試験器具は、この分類番号から除外する。また、通信試験機器、通信機器用に設計した赤外線試験器具及び暗視用 {整備・試験} 専用器材は、この分類番号に分類する。 (含) テストリード・テストリードアタッチメント・通信機器用試験器具、2以上の大分類に分類される電子機器用に設計された試験器具
6630	化学分析用器械	(含) PHメータ、ガス分析器、アルカリ度測定器、色度計 (除) ガス探知器、手動ガス警報器、化学薬品、体外診断用物質及び試薬

分類番号	分類名称	摘要
6 6 3 5	物理的特性試験用機器	(含) 非破壊検査器具、放電測定器材、磁気測定器材、工業用X線 {機械・フィルム}、濃度計、硬度計 (除) 技工用計測工具 (分類番号5 2 1 0)、検査ゲージ及び精密測定工具 (分類番号5 2 2 0)
6 6 3 6	人工気象室及び関連器材	注： 湿度、イマジョン、水分、高空、燃焼、熱衝撃、砂塵、引火性密閉度に対する器材及び構成品の物理的破壊の状況又は、実際上の特性の変化を測定するために天然現象に模した条件のもとで特殊な試験を実施するために使用される人工気象室だけを、この分類番号に分類する。 この分類番号に含まれる人工気象室は、各種品目の耐用命数や作用に関し、野外における実際の使用条件下におけるものと等しいデータを得ることができる。 (含) チャンバ、風洞、天然現象を模擬するため特殊設計された構内、ウェザメータ、退色試験器、人工気象室専用に特殊設計された器材、その構成品 (除) 一般用の簡易組立建造物・チャンバ・パネル、その構成品(分類番号5 4 1 0)、特殊環境条件用{キット・セット} (分類番号4 2 4 0)、浴槽 (分類番号4 5 1 0)、炉 (分類番号7 3 1 0)、かま (分類番号3 6 3 0)、ラジオゾンデキ線検査セット (分類番号6 6 6 0)、潜水者用加圧室 (分類番号4 2 2 0)、高度減圧訓練用チャンバ (分類番号6 9 3 0)、同訓練装置用チャンバ (分類番号6 9 3 0)、{点検・試験} 器材 (分類番号6 6 2 5)、化学分析器具 (分類番号6 6 3 0)、{電気・電子} 特別{測定・試験} 器具 (分類番号6 6 2 5)、気象観測用器具 (分類番号6 6 6 0)
6 6 4 0	実験室用器材及びその用品	(含) 実験室用ガラス器具、実験室用漏斗、実験室用炉、ガラスビード、実験室用白砂、リトマス紙、濾紙、昆虫ピン、実験室用ガラスウール、実験室用備品 (除) この大分類の他の分類番号に分類される器械、歯科技工用 {機械・器具・備品}、実験室用度量衡器、体外診断用物質及び試薬
6 6 4 5	時間測定用機械	(含) 時計、時間記録装置、タイムレコーダ、タイムスタンプ、時計機械装置
6 6 5 0	光学器械、試験装置、構成品及びアクセサリ	(含) 双眼鏡、拡大鏡、顕微鏡、潜望鏡、望遠鏡、{レンズ・プリズム・窓ガラス} 光学部品、光学細工台及びその関連器具、医療用でない内視鏡及び光ファイバの選択部品 (除) 光学的射撃管制器械、光学的測量器械、写真測量器械、八分儀、六分儀、射撃管制装置に組込み式の光学器械、眼科用器械、電子光学ファイバ試験装置、医療用内視鏡

分類番号	分類名称	摘要
6655	{地球物理・天文}学用器械	(含) 測地学用器械、海洋学用器械、地震学用器械 (除) 望遠鏡
6660	気象観測用 {器械・装置}	(含) 気象観測用気球、ラジオゾンデセット、レーダゾンデセット
6665	障害検出用 {器械・装置}	(含) 放射線測定器、ガス検知器、地雷探知器 (除) 手動式ガス警報器 (分類番号6350)
6670	度量衡器	(含) 硬貨作動度量衡器、{家庭・工業・郵便局・実験室}用度量衡器
6675	{製図・測量・地図}用器材	(含) 製図 {器材・用具}、{土木・建築}用物差し、水準器、トランシット、写真測量器材、天体観測儀、水準棒、平板、測量用高度計、経緯儀 (除) 測量用巻尺
6680	流量計、ガス流量計、液面計及び器械的運動計測器械	(含) 浮遊液面計、回転計、速度計、回転量計測 {器械・装置}、酸素流量計、エンジン用を含むタコメータ (除) 複合計器 (分類番号6695)、気象観測器材 (分類番号6660)、自動制御弁 (大分類48)
6685	{圧力・温度・湿度} {計測・制御} 用器械	(含) エンジン用を含む温度計、圧力計、熱電対用補償導線、抵抗弁 (除) 体温計 (分類番号6515)、{自動調温・圧力差動} スイッチ (分類番号5930)、気象観測器材 (分類番号6660)
6695	複合計器及びその他の器械	(含) 流量圧力計、動力計 (除) 医療用器械

## 大分類 67

## 写真器材

注： 写真器材用として特に設計された電子計算機〔装置・組部品・構成品〕を含む。

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
6710	映画撮影機	(含) 航空地図製作用撮影機 (除) 非航空機搭載用テレビカメラ(分類番号5820)、 航空機搭載用テレビカメラ(分類番号5821)、ビ デオカメラ(分類番号5836)
6720	カメラ	(含) {航空・地図・マイクロフィルム・写真複製・スタ ジオ} 用カメラ (除) X線用カメラ(分類番号6525)、工業用X線機 械(分類番号6635)
6730	映写用器材	(含) 映写幕、ビューア、写真地図投影機、ビューア焼 付機、マイクロフォーム記憶装置及び検索システム
6740	写真〔現像・仕上げ〕用器材	(含) 修正編集装置、引き伸ばし機、乾燥機、プレスサ、 焼き付け機、水洗機
6750	写真用品	(含) 感光紙、写真用特殊化学薬品、生フィルム、写真 用せん光電球 (除) X線フィルム〔医学用(分 類番号6525)・工業用(分類番号6635)〕、直 接静電気〔印刷・複写〕用電送写真紙(分類番号7 530)
6760	写真用〔器具・アクセサリ〕	(含) 露出計、三脚、フィルタ、距離計、撮影用投光装 置、レンズ、写真用特殊試験器具 (除) 電球(分類番号6240)、せん光用電球(分類番 号6750)
6770	処理済みフィルム	(含) {無音・発声} 映画フィルム、カメラ用フィルム (除) X線フィルム〔医療用(分類番号6525)・工業 用(分類番号6635)〕、{訓練・教育}用フィルム (分類番号6910)、処理済マイクロフィルム(分 類番号7670)
6780	写真用〔セット・キット・ア ウトフィット〕	

## 大分類 68

## 化学 {薬品・製品}

注： 医薬品を除く化学薬品である元素又は、化合物は、原則として分類番号6810に分類し、化学薬品を水以外の溶媒と配合したもの又は、化学薬品の混合物は、原則として、その用途に基づき分類番号6810以外の分類番号に分類する。例えば、化合物である化学薬品のDDTは、分類番号6810に分類するが、殺虫剤であるDDT噴霧液は、分類番号6840に分類する。又、漂白剤、油虫殺虫剤及び不凍液のように化学名を使用しないで用途による品名を使用するものは、原則として分類番号6810以外の分類番号に、それぞれ用途に基づいて分類するが、これらの素剤である、次亜塩素酸ナトリウム、エチレングリコール等の化学化合物は、分類番号6810に分類する。医薬化学品は医薬品及び生物学的医薬品の分類番号6505に分類する。体外診断用 {物質・試薬} は体外診断用 {物質・試薬・テストキット・テストセット} の分類番号6550に分類する。尚、推進用 {燃料・酸化剤} として専用に設計された液体化学品は、この大分類から除外する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
6810	化学薬品	(含) 揮発性溶剤、硬水軟化剤 {天然・合成} なめし剤、デキストリン、澱粉、非食用ゼラチン、アセトン、誘導弾専用でない推進化学剤 (除) 医薬品、ガス、鋳物用結合剤、レントゲン写真及び写真用化学製品、体外診断用補助物品
6820	染料	(含) 家庭用染料
6830	{圧縮・液化} ガス	(含) 燃料ガス (除) 特殊化学剤、医療用ガス、空のガスボンベ及びそのキャップ、弁、弁予備品
6840	防疫用薬剤及び農薬	(含) 防虫剤、防カビ剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤 (除) 個人用防臭剤
6850	その他の特殊化学薬品	(含) 防霧剤、防湿剤、石版印刷用腐食剤、石版印刷用補修剤、不凍液

大分類 69

教材及び訓練器材

注： 教材及び訓練器材として特に設計された電子計算機 {装置・組部品・構成品} は、この大分類に分類する。

小分類

分類番号	分類名称	摘要
6910	教材	(含) 実物大模型、断面模型、縮尺模型、訓練用フィルム、教材用掛図、航法用教材、航空計器用教材、車両用教材、エンジン計器用教材、油圧装置用教材、 {断面・実物大・部分的・模擬} 弾薬、室内教育用正規教材 (除) {操法・模型・訓練・演習} {弾薬・武器}
6920	武器訓練器材	(含) 爆撃演習装置、砲術訓練装置、曳航標的、射撃標的、誘導弾訓練セット (除) 標的用ドローン、{訓練・監視・ミサイル評価・写真・偵察} 用ドローン、教材、{操法・擬製・訓練・演習・模擬} {弾薬・武器}
6930	操法訓練器材	(含) リンクトレーナ、自動操縦訓練装置、偏流計測訓練装置、天文航法訓練装置、推測航法訓練装置、{計器飛行・着陸} 訓練装置、地勢観測訓練装置、通信・武器を除くすべての操作訓練器材 (除) 教材
6940	通信訓練器材	(含) 超音波レーダ訓練装置、航法用レーダ訓練装置、 {搜索・探知} 用レーダ訓練装置、暗号訓練機器 (除) 教材

## 大分類 70

自動データ処理装置（ファームウェアを含む）、  
ソフトウェア、消耗品及び維持備品

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
7010	自動データ処理装置構成品	注： システムとして作動するように連結された一般用 {アナログ・デジタル・ハイブリッド} 電子又は、電気機械装置のグループである。 しばしばADPシステムとして引用されるが、システムという用語は明白ではない。 要求目標を達成するための組部品は、{中央処理ユニット構成・入出力必修・付属・アナログ測定} 装置及びソフトウェア又はファームウェアを含む。 又、{小組部品・ユニット} 入出力装置、{中央処理・補助的} 装置及びその構成品が一つの組部品又は、ユニットに組み込まれたものを含む。 特別に設計された装置が組み込まれていても基本組部品又は装置の分類に影響を与えるべきものではない。
7020	アナログ自動データ処理中央処理装置	注： アナログは、他の形で実在するものを一つの形に表現する。（例えば、管の中で水銀の水平面は、検温中に温度を表示する。）この小分類には、入力としての温度・圧力・角度の位置及び電圧の物質的状態の電気の同等物を受けて、これを操作し計算する中央処理装置だけを含む。
7021	デジタル自動データ処理中央処理装置	注： デジタルは、事前にコード化された電気衝撃の組み合わせで不連続の数、記号アルファベット文字による表現を意味する。 この小分類には、デジタル衝撃電波で現した情報を受ける中央処理装置だけを含む。 オペレータの介在なしに記憶装置内のプログラムとデータに対して特に一連の算術演算及び論理演算を行う能力のある装置を含む。
7022	ハイブリッド自動データ処理中央処理装置	注： ハイブリッドは、分類番号7020及び分類番号7021に定義したアナログとデジタルの能力の組合せを意味し、相互通信に必要な転換能力を持つ。

分類番号	分類名称	摘要
7025	自動データ処理{入出力・記憶}装置	注： 中央処理装置から及び中央処理装置への情報を{制御・伝送}するために使用される装置は、この小分類に分類する。 入力装置は中央処理装置に{資料・指示}を伝送するのに使用され、出力装置は中央処理装置によって結果又は処理を{印刷形態・パンチカード・磁気媒体・コンピュータ縮小写真印刷出力}に伝送するのに使用される。 入出力装置は同じ装置の中に上記の二つの機能を結びつけたものである。 この小分類はプリンタ、ディスプレイユニット、{磁気・光・フロッピー}ディスクドライブユニット、ターミナル、データエントリ装置及びデータ転送ユニットを含む。 また、光データとファームウェアの保存や検索のために使用する光コンパクトディスク（CD）ドライブ装置を含む。
7030	自動データ処理ソフトウェア	注： ソフトウェアは、中央処理装置に受け入れられる命令語の連続したものであり、自動データ処理装置を操作し又は、電子計算機によって処理することができる形態に資料を収集するために設計されたものである。 (含) {OS・アセンブリ・コンパイラ・通常業務・通訳・翻訳} システムプログラム、{検索・結合} プログラム及び {媒介変換・維持診断} プログラム 実用プログラム、{給与支払名簿・在庫管制・工学分析プログラム} 応用プログラム。 (除) 特別の使用者の要求を満足するための政府仕様のソフトウェア、大分類70以外に分類する自動データ処理装置の著作権を使用するため設計されたソフトウェア、大分類76に分類する運用手順書及びプログラマの手順書の著作権。
7035	自動データ処理維持備品	注： 自動データ処理装置構成品と連結して使用するために設計された多様な装置及び関連制御ユニットは、この分類番号に分類する。 しかし自動データ処理装置の構成品の部品ではない。 磁気テープの{試験・保証・掃除}用備品、ディスクパックの{試験・保証・掃除}用備品、テープの{巻き戻し・接合・巻枠}用備品、カード修理品、汎用の維持備品の完全なユニット及び構成品（ただし、武器システム管制装置、デジタルイメージ処理方式、誘導弾装置、通信装置、航法装置部品に使用するために特に設計したものではない。）、維持制御備品及び構成品（ただし、気流、気圧、温度又は、他の変数を計器の調節により制御するため特別設計した作動処理用の自動機械器具を除く。）を含む。

分類番号	分類名称	摘要
7040	穿孔カード装置	(含) 照合機、穿孔機、図表作成機、確認機、複製機、簡易穿孔、検索機、翻訳機 (除) 自動データ処理装置と使用するように設計されたカード操作機
7042	{ミニ・マイクロ} コンピュータ制御装置	(含) コンピュータ技術が制御、監視、測定、指示処理、装置、機器又はその他の装置に必要な制御機構として使用される {ミニ・マイクロ} コンピュータ (除) 航空機射撃管制装置、数字制御機械器具、連続制御印刷装置、運動測定機器、事務情報装置の高次元命令装置に統合するために使用するように設計された {ミニ・マイクロ} コンピュータ制御装置
7045	自動データ処理用消耗品	注： 自動データ処理用 {テープシールバンド・リール・リール軸・運搬用容器・小容器} は、この分類番号に分類する。 同様に、自動データ処理装置に使用するために設計された磁気記録媒体 {磁気テープ・除去可能なディスクパック・磁気カード・カセット・フロッピーディスク} に記録されないものを含む。また、情報記録装置に使用される光ディスクも含める。
7050	自動データ処理構成品	注： {アナログ・デジタル・ハイブリッド} データ処理装置の一部である自動データ処理構成品のアセンブリをこの分類番号に分類する。 他の特殊な分類に分類することが適切であるものは、この分類番号から除外する。

## 大分類 7 1

## 家具

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
7 1 0 5	住居用家具	(含) 全金属製オープンスタイルベッドスプリング、折り畳み椅子、キャンプ用具、{壁掛け・家具} 式鏡、灰皿スタンド (除) 病院用 {ベッド・ベッドスプリング}、灰皿、マットレス、布張り箱形ベッドスプリング
7 1 1 0	事務用家具	(含) ファイリングキャビネット、金庫、郵便局用家具、学校用家具、黒板 (除) 歯科用X線フィルム保護用金庫、可視記録装置
7 1 2 5	キャビネット、ロッカー、ビン及び棚材料	(含) 台所用キャビネット、分類棚 (除) フートロッカー、ファイリングキャビネット
7 1 9 5	その他の家具及び取付具	(含) {石・粘土・コンクリート} 製家具、{公開堂・劇場} 用家具、図書館用家具、出納台

## 大分類 72

## {住居・市販} 用 {調整品・器具}

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
7210	住居用調度品	(含) {繊維・プラスチック・紙・ゴム} 製の住居用調度品及びその他の材料による住居用調度品、{シーツ・枕・毛布・その他} の寝具用品、虫よけ格子、テーブルクロス、タオル、小型毛布、マットレス、布張り箱形ベッドスプリング、ベッドスプリング、マットレスセット (除) 床敷物、カーテン、ドレープ、紙ナプキン、全金属製オープンスタイルベッドスプリング
7220	床敷物	(含) リノリウム、{ゴム・アスファルト} タイル、じゅうたん、ラグ、ラグ片 (除) 乗り物用床マット
7230	ドレープ、雨除け・日除け	(含) カーテン、{カーテン・とばり・ブラインド・窓日除け} 用 (特殊金具・取付具)
7240	{住居・市販} 用容器	(含) くず缶、じょうろ、衣類籠、家庭用バスケット、繊維製袋
7290	その他の{住居・市販}用{調度品・器具}	(含) 暖炉セット、花瓶、つぼ、家庭用ミシン

大分類 73

{調理・配ぜん} 用器材

小分類

分類番号	分類名称	摘要
7310	{調理・製パン・配ぜん} 用器材	注： 食品陳列及び配ぜん用 {加温・冷却} 機は、この小分類に分類する。 (含) {固定・可搬} 式 {加温・冷却} テーブル、料理運搬車、{野外・車載} 用パン焼炉、トースタ、ワッフル焼き器、あぶり器、{航空機・船・鉄道} 用特殊調理装置、加温装置内蔵の器具、簡易食堂用陳列 {ケース・棚}、ソーダ水容器、{牛乳・ソーダ水・アイスクリーム} 用ディスペンサ、冷凍食品カウンタ、{加熱・冷却} 式配ぜん器、ソーダ水器、簡易食堂・大食堂の調理場等で使用される配ぜん及び食品陳列用冷凍機 (除) 料理運搬車以外の運搬車、{売店・食料品店} 用冷蔵機器、{営業・家庭} 用冷蔵庫、理化学用冷凍機器、噴水水飲器 (分類番号7310に分類されない品目は、分類番号4110を参照)
7320	台所用機器	(含) 皿洗い機、調理用薄切り機、ミキサ、台所及び食堂用に特殊設計された他用途運搬車 (除) 流し台、料理運搬車 (料理運搬車は分類番号7310を参照)
7330	台所用具	(含) ポット、鍋、缶切り、おろし金、すりつぶし器、肉切り包丁、魔法瓶、水差し、配食缶 (除) 加温装置内蔵の器具、ナイフ、フォーク、スプーン
7340	刃物及び銀食器類	(含) ナイフ、フォーク、スプーン、狩猟用ナイフ
7350	食器類	(含) 陶器及び土器、ガラス製食器、紙製 {皿・コップ}
7360	{調理・配ぜん} 用 {セット・キット・アウトフィット・モジュール}	

## 大分類 74

事務用機械、文書処理システム  
及び視覚記録装置

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
7420	{会計・計算} 機械	(含) {会計・加算・卓上電子計算} 機械 (除) 穿孔カードシステム機械、一連の指示の内部実行により、各種問題に適用でき、特別のタイプライタのキーを打つ機能には制限されないけれども汎用のデータ処理言語により制御される機械又は、装置
7430	タイプライタ及び事務型文書作成機械	(含) 余白、見出し、タブ、センタリング及び関連操作 {電気・電子} 機能を組み込んだタイプライタ及び事務型文書作成機械 (除) 自動データ処理装置の構成品として主に使用するため設計され使用者がプログラムでき、一連の指示の内部実行により各種の応用が可能であり、特別のタイプライタのキーを打つ機能には制限されないけれども汎用のデータ処理言語のある型により制御されるタイプライタ及び事務型文書作成機械
7435	事務用情報システム機器	(含) 事務用情報アプリケーションとして使用者にプログラム可能なように設計されたもので、特殊制御されたミニコンピュータ及びマイクロコンピュータ、接続用周辺装置、自動反復タイプライタ、文書編集タイプライタ、及びビデオディスプレイ文書編集タイプライタ (除) 一連の指示の内部実行によって第1に適用されるよう設計されている一般用の自動データ処理装置、財務管理・ロジスティックス・科学通信及び同種のもののように様々なアプリケーションを処理するために、特別のタイプライタのキーを打つ機能には制限されないけれども汎用のデータ処理言語のある型により制御される機械
7450	事務用 {録音・再生} 装置	(含) 口述機械、翻訳機械、複合口述翻訳機械 (除) 通信用 {録音・再生} 機械
7460	視覚記録装置	(含) {手動・動力} 操作視覚記録装置、{回転・固定} 式視覚索引ファイル、ワイヤ、{バーポケット・カバープレート・ストップワイヤ・チャンネルストップ} 特殊設計された構成品、制御盤、バインダラック統合光学装置又は、写真印刷を含む縮小写真印刷自動検索方式のために印刷文書を自動的に蓄積及び検索するため設計された装置及びシステム分類番号6730を参照
7490	その他の事務用機械	(含) 宛名印刷機、小切手取扱機、硬貨計数機、郵便物の {宛名印刷・切手貼り・計量} をする機械、現金取扱機 (除) 鉛筆削り、ホッチキス、事務用複写機

## 大分類 75

## 事務 {用品・用具}

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
7510	事務用品	(含) クレヨン、消しゴム、ファイルホルダ、筆記用インク、印刷用インク、ペーパーファスナ、鉛筆、ペン {軸・先}、事務用定規、図面用消耗品、粘着テープ (除) 事務用具、万年筆、画筆、事務用紙、記録用紙、シャープペンシル
7520	事務 {用具・アクセサリ}	(含) コピーホルダ、卓上 {万年筆・ペン} セット、鉛筆削り、パンチ、事務用針金つづり機、画架・エアブラシ等の図画用アクセサリ、計算尺
7530	事務用紙及び記録用紙	(含) 業務用紙、記録簿、測量用計算用紙、電子計算機用カード
7540	定型用紙	注： この分類番号は、補給業務等の参考に資するために表示しているものである。

大分類 76

図書、地図及びその他の刊行物

注： この大分類に属する図書、定型用紙及び地図は、装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）第2条第2号に基づき類別の対象から除外されているが、補給業務等の参考に資するために表示しているものである。

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
7610	図書及びパンフレット	(除) 楽譜、楽譜本、定期刊行物
7630	新聞及び定期刊行物	
7640	地図、地図帳、図表、地球儀	(除) 教材用特殊地図
7641	航空 {地図・図・測地学製品}	
7642	海洋 {地図・図・測地学製品}	
7643	地形 {地図・図・測地学製品}	
7644	デジタル {地図・図・測地学製品}	
7650	図面及び仕様書	(含) 連邦、軍、省仕様書
7660	楽譜及び楽譜本	(除) 賛美歌集
7670	処理済マイクロフィルム	
7690	その他の印刷物	(含) 見出紙、ポスタ、ラベル (除) 楽譜、楽譜本

## 大分類 77

## 楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
7710	楽器	注： 完備した楽器だけを、この分類番号に分類し、楽器に用いられる組部品、単一部分品、アタッチメント及びアクセサリは、この分類番号から除外する。 (除) 蓄音機、ラジオ・テレビジョンセット
7720	楽器用 {部品・アクセサリ}	(含) 楽器用ケース、楽譜台、音叉
7730	家庭用 {蓄音機、ラジオ・テレビジョンセット}	注： 完備した家庭用 {蓄音機、ラジオ・テレビジョンセット} だけを、この分類番号に分類し、これらに用いられる最終品目、組部品、単一部分品、アタッチメント及びアクセサリは、この分類番号から除外する。 (含) 組合せセット (除) ミュージックボックス、{ワイヤ・テープ} レコーダ
7735	写真、ラジオ、テレビジョンセットの部品及びアクセサリ	(含) リモコン受話器 (除) 電池 (分類番号6135、6140)、充電用電池 (分類番号6130)、受話器 (分類番号5965)、マイクロホーン (分類番号5965)、パワー {アダプタ・サプライ} (分類番号6130) 及びスピーカ (分類番号5965)
7740	レコード	(除) 教材用レコード

## 大分類 78

## {娯楽・運動} 用具

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
7810	{運動・競技} 用品	(含) 野球用具、バスケットボール、拳闘グローブ、フェンシング用面、漁業用を除く釣具、ハンドボール、ホッケー用脛あて (除) {運動・競技} 用被服
7820	ゲーム用品	(含) 乳母車、チェッカ、人形用車、人形、遊び用カード、子供用3輪車、手芸キット
7830	{娯楽・体育} 用品	(含) 滑り台、ブランコ、{遊園地、射場} 用機器、運動場用器具、玉突台、体育館用器具

## 大分類 79

## 掃除 {用品・用具}

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
7910	床磨き機及び真空掃除機	(含) {家庭・工業} 用真空掃除機、じゅうたん用掃除機 (除) {自走・トレーラ搭載} 用真空掃除機
7920	ブルーム、ブラシ、モップ及びスポンジ	(含) モップ絞り器、小ほうき (除) ヘアブラシ、歯ブラシ、{ペンキ・図画} 用ブラシ
7930	{掃除・磨き出し} 用剤	(含) 磨き粉、洗い粉、清浄剤、化粧用以外の石鹼、{自動車・家具} 用 {つや出し・ワックス} (除) 髭剃り用石鹼、化粧石鹼、{研磨・つや出し}、金属仕上げ研磨剤、外科用清浄剤

## 大分類 80

ブラシ、ペイント、密閉剤  
及び接着剤

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
8010	ペイント、ドープ、ワニス及び関連製品	(含) {水性・油性・ラテックス} ペイント、ドライヤ、ペイント下塗剤、ラッカ、ペイントシーラ、着色顔料、染色液、テレピン油、ペイントリムーバ (除) アセトン、木材及び壁面賦形剤
8020	{ペイント・図画} 用ブラシ	(含) エアブラシ
8030	防腐剤及び密閉剤	(含) 防火剤、防水剤、耐候剤、保革油、粘着防止剤、{つや出し・てんげき} 剤、パテ、木材及び金属賦形剤 (除) 食料用防腐剤
8040	接着剤	(含) にかわ、ゴムのり、接着セメント

## 大分類 8 1

## 容器及び荷造り材料

注： セット、キット、アウトフィット又は、その他個々のものを使用時以外に保護し又は、使用者の便宜をはかる目的をもって、収容専用に設計されたケース、箱、袋等の容器は、その中に収納するものと同一の分類番号に分類する。ただし、ケース、箱、袋等の容器であっても輸送用のものである場合は、大分類81に分類する。

### 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
8105	袋及びサック	(含) {輸送・保護} 用袋、{袋・サック} 用当て物、{繊維・紙} 成層輸送袋、{袋・サック} 用口締め具
8110	ドラム及び缶	(含) たる、小たる、{輸送・貯蔵} 用おけ、チューブ、{郵便・ファイル} 用チューブ、{ドラム・缶} 口金
8115	箱、ボール箱及び木枠	(含) 靴箱、ビール箱、丸薬容器、ピアノケース、エンジン収納箱、爆撃照準器用箱 (除) 主として {輸送・貯蔵・弾薬輸送} 用として設計された特殊 {箱・包装・容器}、航空機・自動車・船舶・地上通信機器の構成部品としての {輸送・貯蔵} 容器の特殊機器として特に設計された再生可能な容器
8120	{商業・工業} 用ガスボンベ	注： {商業・工業} 用ガスボンベ並びにそれらのキャップ、弁及び弁予備品は、この分類番号に分類する。 (除) 充填ガスボンベ並びに {移動・固定} 式両方のガス質及び液体ガス質の配分装置に関連した品目。 固定式ガス配分装置のすべての構成部品は、設計された最終器材との適用及び機能によって分類する。
8125	瓶及びつぼ	(含) 輸送用 {広口瓶・かご入りガラス瓶}、アンプル
8130	リール及び糸巻き	
8135	包装材料	(含) 包装用紙、防湿用紙、木毛、梱包用詰め物、ひだつき紙、梱包用 {帯鉄・バンド}、荷札、のり付き紙テープ、当て物、ライナ、包装用詰め物、梱包用針金、アルミニウム箔 (除) 接着剤、食料 {処理・加工} 用以外のアルミニウム箔

分類番号	分類名称	摘要
8140	弾薬{箱・包装材・特殊容器}	<p>注： {火薬・爆薬・特殊化学剤} の {貯蔵・取扱い輸送} 専用に設計された {特殊容器・取付品} だけを、この分類番号に分類する。</p> <p>(含) {誘導弾・主誘導弾部分・誘導弾弾頭部・その他の誘導弾の構成品} 用に特殊設計された {輸送・貯蔵} 容器</p> <p>(除) {一般容器・航空機・自動車・船舶・地上通信器} の構成品として特殊設計された再生可能な {輸送・貯蔵} 容器</p>
8145	特殊 {輸送・貯蔵} 容器	<p>注： 特殊機器の {輸送・貯蔵} 用として特殊設計された、{再生・再修理} 可能な容器 (例えば、航空機、宇宙ビークル、自動車、船舶、地上通信機器等の構成品としての {輸送・貯蔵} 容器) だけを、この分類番号に分類する。</p> <p>(含) この分類番号の範囲に属する特殊 {輸送・貯蔵} 容器 (どこにも分類されないもの。) で特殊設計された構成品</p> <p>(除) 一般容器、弾薬用に特殊設計された容器、他の分類番号に特に分類されているものはこの分類番号から除外する。</p>
8150	貨物容器	<p>注： 途中再積込する必要のない多様な輸送手段による物資の反復輸送のために設計された国際標準化機構 (ISO) 規格の容器だけを、この分類番号に分類する。</p> <p>(含) 汎用、ドライバルク、等級化された弾薬、特定貨物、保温、頂部開口型、プラットフォーム、タンク、航空/陸上/海上の各容器</p> <p>(除) 航空機、宇宙ビークル、自動車、船舶、地上通信装置の部品用に特別に設計された {輸送・貯蔵} 用として {再生・再修理} 可能な容器、弾薬の {輸送・貯蔵・取扱い} 用に設計された特殊な {箱・梱包・容器}</p>

大分類 83

繊維、皮革、毛皮、{衣服、靴} 用  
付属品、天幕及び旗

小分類

分類番号	分類名称	摘要
8305	織物	注： 織物だけを、この小分類に分類する。 特定の用途に用いるために裁断又は、成形したものは、この小分類から除外し、仕立品と同一の小分類に分類するか又は、その他の適切な小分類に分類する。 (含) キャンバス、プラスチック繊維、フェルト、{プラスチック・繊維} 製ネット、オイルクロス、繊維くず (除) じゅうたん
8310	原糸及びより糸	
8315	小間物及び衣料材料	(含) ボタン、安全ピン、針、肩台、刺繍用小間物、{刺繍・手芸} 用なつ (捺) 染小間物、ヘアネット、裁縫用キット (除) 原糸、より糸、一般用バックル
8320	{当て物・詰め物} 用材料	(含) 加工済み {羽根・羽毛}、加工済みスペインごけ、{当て物・詰め物} 用綿、カポック (除) 未加工 {羽根・羽毛}
8325	毛皮	注： 毛皮だけを、この小分類に分類する。 特定の用途に用いるため裁断又は、成形したものは、この小分類から除外し、仕立品と同一の小分類に分類するか又は、その他の適切な分類番号に分類する。
8330	皮革	(含) 外衣用皮、パテント皮、手袋用皮、靴用皮、室内装飾品用皮革、工業用皮革 (除) ベルト類、靴用材料
8335	靴用材料及び靴底材	(含) かかと皮、靴紐、靴型、靴底型、靴飾り用 {バックル・ちょう結び}
8340	天幕及び防水布	注： 特定の装置専用に設計されたカバーは、この小分類から除外し、当該特定の装置と同一の小分類に分類する又は、その他の適切な小分類に分類する。 (含) 天幕ピン、天幕支柱、永久設備用以外の織物製・非織物製の一般用カバー
8345	旗及びペナント	(含) 信号旗ざお、信号板、旗ざお用雑品、速度標、旗ざお用ベルト、手旗信号旗

大分類 84

被服、個人装具及び記章

注： 男女いずれにも用いられる被服は、該当する男子用の小分類に分類する。

小分類

分類番号	分類名称	摘要
8405	男子用外衣	(含) {自衛官・その他の職員} 用制服、一般用外衣、帽子、作業服(安全用でない一般用)、シャツ、ズボン、コート (除) 特殊被服のように、この分類番号外の小分類に分類することが適切なもの、{スチール・プラスチック} 製ヘルメット、安全被服、手袋、履物
8410	女子用外衣	(含) {自衛官・その他の職員} 用制服、一般用外衣、帽子、作業服(安全用でない一般用)、シャツ、スカート、ブラウス (除) 特殊被服のように、この分類番号外の小分類に分類することが適切なもの、{スチール・プラスチック} 製ヘルメット、安全被服、手袋、履物
8415	特殊被服	注： 一般の冬、夏及び合いの航空被服一式とその構成部品を、この分類番号に分類し、特殊の{耐水・対G・部分圧・全圧} 用航空被服とその構成部品は、この分類番号から除外する。 (含) 防弾用を除いたヘルメットを含む特殊かぶりもの、{安全・防護} 被服、運動用被服、{安全・戦闘・防護・作業} 用手袋、潜水艦デッキ用耐水被服、特殊及び普通の両用に設計された航空被服構成部品 (除) {運動・競技} 用手袋、競技用履物、安全用履物、個人装甲具、病院用特殊被服、防弾及び普通の両用の機能があるが一般用として用いるものはこの分類番号に含む。
8420	男子用 {下着・寝間着}	
8425	女子用 {下着・寝間着}	(含) コルセット、ガードル
8430	男子用履物	(含) ゴム履物、競技用履物、安全用履物、潜水艦デッキ用耐水履物
8435	女子用履物	(含) ゴム履物、競技用履物、安全用履物

分類番号	分類名称	摘要
8440	男子用 {靴下類・手袋・被服 アクセサリ}	(含) ハンカチーフ、サスペンダ、ガータ、ベルト、正 装用手袋、安全用以外に用いる脚はん
8445	女子用 {靴下類・手袋・被服 アクセサリ}	(含) ハンカチーフ、サスペンダ、ガータ、ベルト、正 装用手袋、安全用以外に用いる脚はん
8450	{子供・幼児} 用 {衣服・ア クセサリ}	(含) 履物、上着、帽子、手袋、下着、寝間着
8455	バッチ及び記章	注： 個人着用のものだけを、この小分類に分類する。 (除) 個人着用以外の記章
8457	宝石	(含) 宝石材料、宝石片、服装用宝石、天然宝石及び装 飾用石片 (除) 腕時計、置時計、食卓用器具、科学的器材、トイ レ用物品、喫煙具、工業用ダイヤ
8460	トランク類	(含) 靴箱、革鞆、トランク、スーツケース (除) 衣のう、野外携帯袋
8465	個人装具	(含) 野外携帯袋、衣のう、弾薬帯、拳銃帯、手錠、パ ックボード、スリーピングバック、ナップサック、 ハイカーパック、サングラス、スキー、雪靴、サー ベル、儀礼刀 (除) 洗面用具、携帯用食器セット、繊維製袋
8470	個人用装甲具	(含) 個人用装甲具として特殊設計された被服 (除) 二次的機能として防弾性を持つすべての特殊航空 被服及びアクセサリ、防弾以外に主たる目的を持つ 特殊被服
8475	特殊航空被服及びアクセサ リ	(含) 特殊の {耐水・対G・部分圧・全圧} 用被服とそ の構成品、与圧式防護ヘルメット、バイザ、耳用音 響減少装置 (除) 特殊以外の冬、夏及び合いの航空被服と構成品、 特殊及び普通の両用に設計された航空被服構成品

大分類 85
--------

化粧品類

注： 薬事法で医薬部外品と規定している化粧品類は、この大分類から除外する。 医薬部外品である化粧品類は、分類番号6508を参照

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
8510	香水、化粧水及びパウダ	(含) コロン水、化粧品、臭気止め、脱毛剤、化粧水、
8520	化粧石鹸、ひげ剃りクリーム 及び歯磨き剤	(含) 練り歯磨き、ひげ剃り用石鹸 (除) 医薬部外品である石鹸
8530	化粧用具	(含) ヘアブラシ、つめブラシ、つめヤスリ、歯ブラシ、 {マニキュア・ペディキュア} 用具、剃刀、替え刃 (除) 歯掃除用フロス
8540	化粧用紙製品	(含) 顔拭き紙、紙製 {トイレットシートカバー・トイ レットペーパー・ペーパーナプキン} (除) タオル供給容器、紙製 {皿・カップ}

## 大分類 87

## 農業用品

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
8710	飼料及び飼料	(含) 乾草、人工飼料、わら、動物用動物性飼料
8720	肥料	(含) {天然・合成} 肥料、たい肥、下肥
8730	種子及び苗床	(含) 切り花

## 大分類 88

## 生き物

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
8810	食用生き物	
8820	非食用生き物	

大分類 89

食糧

注： 食じ療法用として特に調理又は、製造された食料品は、分類番号8940に分類する。 なお、これと同じ品名を有するものであっても食餌療法用食品以外の食料品は、分類番号8940以外の分類番号に分類する。

小分類

分類番号	分類名称	摘要
8905	食肉、家きん及び魚	(含) 猟鳥、貝類、ソーセージケーシング
8910	乳製品及び卵	(含) アイスクリーム、冷凍カスタード、アイスクリームミックス、レンネット、牛乳シャーベット、氷菓子
8915	果物及び野菜	(含) いらい豆、ジュース
8920	パン及び穀物	(含) パン粉、清粉、精麦、マカロニ
8925	砂糖、菓子及び堅果	(含) キャンデー、チューインガム、蜂蜜、メープルシロップ
8930	ジャム、ゼリー及びプリザーブ	
8935	スープ類	
8940	特殊 {食料品・加工品}	(含) 幼児食、ポテトチップ、{パイ・ケーキ} 用調合済み詰め物
8945	食用油脂	
8950	調味料類	(含) サラダ用白ソース、香辛料、薬味、調味料、イースト、オリーブ
8955	コーヒー、茶及びココア	(含) ポスタム、マテ茶、チョコリ
8960	非アルコール飲料	(含) ソフトドリンク、氷
8965	アルコール飲料	(含) ビール、ウイスキー、ワイン、リキュール酒 (除) 医療用 {ブランデ・ウイスキー・ワイン}
8970	詰合せ食糧品	(含) {缶入・非常} 用糧食、CARE食料
8975	タバコ	(含) 嗅ぎタバコ、葉巻、紙巻きタバコ

大分類 9 1

燃料、潤滑油、油脂及びワックス

小分類

分類番号	分類名称	摘 要
9 1 1 0	固形燃料	(含) 携行糧食加熱用錠剤、まき、木炭、練炭、コークス (除) 泥炭
9 1 3 0	石油を基剤とする液体推進剤及び燃料	注： 50%以上の石油を基剤とする液体の推進剤は、この分類番号に分類する。 (含) 各種航空機用ガソリン、{JP-1・JP-3・JP-4・JP-5} ジェット燃料、{戦闘用車両・自動車} 用ガソリン、容器入りを除く液体推進燃料、使用量及び品質の決まっている反復使用可能な容器入りの液体推進剤 (除) 固体推進剤、誘導弾の推進装置に完成部品として挿入する消耗性容器入りの液体推進剤
9 1 3 5	化学薬品を基剤とする液体推進燃料及び酸化剤	注： 50%以上の化学薬品を基剤とする液体推進剤は、この分類番号に分類する。 (含) 推進燃料としてだけ使用する液体化学薬品、容器入りを除く液体推進剤、使用量及び品質の決まっている反復使用可能な容器入りの液体推進剤 (除) 多用途の化学薬品 (例えば、工業用 {窒素・アンモニア・フルフリルアルコール・アニリン} 等) 固体推進剤、誘導弾推進装置の完成部品として挿入する消耗性容器入りの液体推進剤
9 1 4 0	燃料油	(含) バーナ用軽油、ディーゼル燃料油、ケロシン、米軍仕様の残油、{特級・ヘビー級} タービン船推進燃料、米国連邦仕様のバーナ重油、バンガ重油、その他のボイラ用劣質燃料油、灯油
9 1 5 0	{切削・潤滑・油圧} 用 {油・グリース}	(含) {米国・日本} 薬局方に収載されていないワセリン (除) 防せい剤、焼付け防止剤、{米国・日本} 薬局方収載のワセリン
9 1 6 0	その他のワックス、油及び脂肪	(含) {動物・植物・鉱物} 性ワックス、羊毛ろう(ラノリン)、牛脂、魚油、やし油、石鹼用原料油、米国薬局方、米国国民医薬品集、日本薬局方に収載されていない植物性揮発油 (除) 食用油脂、{家具・自動車} 用ワックス

## 大分類 93

## 非金属加工材料

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
9310	紙及び厚紙	(含) 図書用紙、新聞用紙、ボール紙、紙製原材料 (除) 段ボール紙、包装紙、建築用ボード、絶縁用ボード、文房具、建築用紙、紙タオル、化粧紙、ノート、紙製容器、荷札及び識別票
9320	ゴム製材料	(含) {天然・合成} ゴム一次製品 (例えば、ゴムシート、建築用成形ゴム及びゴム片)
9330	プラスチック製材料	(含) アセテートセルローズ、その他のプラスチック {棒・板・帯板} (除) 光ファイバケーブル
9340	ガラス製材料	(含) ガラス {棒・管}、未加工の光学ガラス (除) がいし (分類番号5970)、未加工の眼科用ガラス (分類番号6540)、光ファイバケーブル (分類番号6015、6615)
9350	{耐火・耐火表張り} 材料	
9390	その他の非金属製材料	(含) コルク一次製品、アスベスト一次製品、一次加工済み雲母、一次加工済み {科学・工業} 用鉍石、窯業用品、腸線、植物用ブラシ毛、砂糖きびしぼりかす

## 大分類 94

## 非金属粗製材料

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
9410	植物性粗製材料	(含) 調味原材料、草木を精製した薬品原材料、香料原材料、未加工のたばこ
9420	{植物・動物・合成} 繊維製品	(含) 綿花、羊毛、生糸、馬毛 {レーヨン・ナイロン} 繊維
9430	その他の動物性粗製材料{非食用}	(含) 未加工の {羽根・羽毛}、象牙、剛毛、未加工の {獣皮・毛皮}
9440	その他の農林産粗製材料	(含) 精製しない穀物、砂糖きび、天然ゴム
9450	繊維くずを除く非鉄金属スクラップ	

## 大分類 95

## 金属 {棒・板・形状}

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
9505	非電気式ワイヤ	(含) ワイヤは細い部分、柔軟性のある、連続する金属の長さ、円の断面 (除) 電気 {抵抗性又は、伝導性率 (分類番号6145)}
9510	バー及びロッド	(含) バー ({長方形・円形の・六角形} の鍛造物か熱間圧延によって生産された又は、簡単な一定の断面図の金属によって生産された細長い断片) 及びロッド (次元パラメタによって微分される項目名前定義で記載された薄い丸い金属棒) (除) マックバー (分類番号9640)、ワイヤ用ロッド (分類番号9640)、シートバー (分類番号9640)、ネジロッド (分類番号5306)、溝付ロッド (分類番号5340)
9515	板、シート、帯板、箔及びパネ板	注： 一般的な金属ロールにすべて類似している品目は、この小分類に適用されており、その違いは、品目名定義の寸法パラメタにより適用されている。 (含) {装甲鋼・黒皮鋼・床用鋼・穴あき} 板 (除) 梱包用 {帯鉄・バンド} (分類番号8135)、{補修・取付・T} 板 (分類番号5340)
9520	製造用形鋼	注： この品目は通常建物、橋、工事、I形梁、山形鋼等に使用される品目は、この小分類に分類される。 (含) 75mm以下の棒鋼、金属製くい、山形鋼、溝形鋼等 (除) 板、シート及び帯板素材
9525	電気用以外の非鉄金属線	(除) 一定の電気抵抗率又は、導電率を有する針金
9530	非鉄金属製 {棒・延棒}	
9535	非鉄金属製 {厚板・薄板・帯板・箔}	(含) 薄葉、穴あき板 (除) 食糧 {処理・加工} 用アルミニウム箔
9540	非鉄金属製形材	(含) {山・溝・T・Z・} 形材
9545	貴金属製 {厚板・薄板・延板・箔・線}	(含) 棒、薄葉、リボン、延棒、管 (除) 歯科用貴金属

## 大分類 96

## 鉍石、鉍物及びその一次製品

## 小分類

分類番号	分類名称	摘 要
9610	鉍石	注： 鉍石は自然的に発生する物質で調達可能で経済的 貴重な鉍物である。 (含) ボーキサイト、鉄鋼石、鉛鉍石、貴金属鉍石、亜 鉛鉍石
9620	{天然・人工} 鉍物	注： 鉍物等は自然的に発生する物質の化学配合特性に よ り化学式で表される。 (含) 粘土、その他の土類、雲母、アスベスト、原油、 黒鉛 (除) 砂利(分類番号5610)、砂(分類番号5610)、 研磨材(分類番号5350)、耐火性粘土(分類番号 9350)
9630	添加金属材料	注： 添加物合金材料それらは金属に化合し、特性の要 求に応じて改良する(例えば、鉛をスチールに化合 し機械加工性に改良する) (含) 添加物合金(アルミ、アンチモン、銅及びその他) (除) 燃料抑制添加物(分類番号6850)
9640	{鉄・鋼} 製 {一次製品・半 製品}	注： 主要生産等は精製品・半製品のインゴット、銑鉄 を要する精製使用することができる。 ほぼ未完 品目等は主要生産を生産過程の最終使用可状態で 精製している。 (含) インゴット、銑鉄、ビレット、ブルーム、マック バー、ワイヤ用ロット、シートバー、スケルプ、丸 鋼管
9650	非鉄金属製{精製品・半製品}	注： 精製製品等は精製品・半製品のインゴット、金属塊 を要する精製使用することができる。 中間物製品 等は主要生産を生産過程の最終使用可状態で精製 している。 (含) インゴット、スラブ
9660	貴金属一次製品	注： 一次製品精製品・半製品のインゴット、銑鉄を要 する精製使用することができる。 貴金属を生産する。 (含) ビュレット、インゴット
9670	{鉄・鋼} くず	
9680	非鉄金属くず	

## 大分類 99

## その他のもの

## 小分類

分類番号	分類名称	摘要
9905	標識及び広告用品	(含) 電気標識、看板、陳列台、マネキン及びその他の陳列模型、電気標識を除く標識、個人用を除く一般用識別 {タグ・ブランク}、特定用の各種 {看板・タグ}
9915	収集家や歴史に関する品目	(含) 古美術品、先史時代の素朴な古器物、硬貨、切手、珍本、美術製作品、収集家や歴史に関する宝石、カットされた硬貨な石及び宝石、天然の先史時代の品目
9920	喫煙用具及びマッチ	(含) ライター、ライター油、パイプ掃除用品、灰皿、たばこ喫煙具、たばこ巻紙 (除) 特定の機器専用に設計された灰皿及びライター
9925	宗教用 {器具・調度品・用品}	(含) 衣服、祭壇、
9930	記念碑及び {墓地・埋葬} 用品	(含) 墓石、埋葬室、骨つぼ、小箱、棺桶、葬儀用品、記念碑、棺桶輸送用ケース (除) 霊柩車、死体冷凍庫
9999	その他の品目	注： この分類区分表において、分類番号9999を除くいずれの分類番号にも分類先のない品目だけを、この分類番号に分類する。